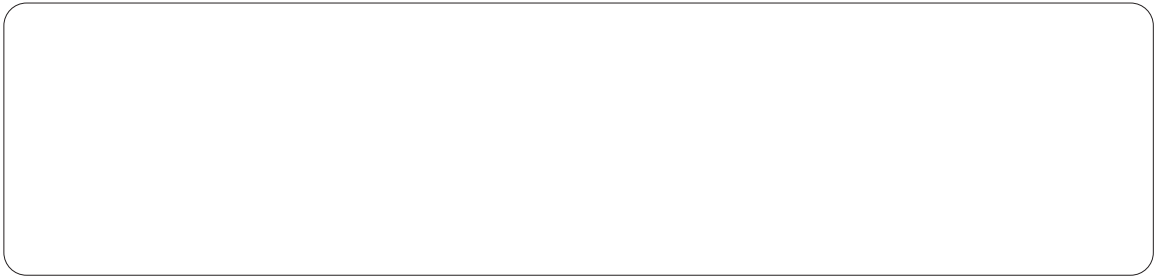


CLAIR REPORT No.299



Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

米国の州議会の概要

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 299 (Feb 9, 2007)

財団法人自治体国際化協会
(ニューヨーク事務所)

目次

はじめに

概要	1
第1章 米国の州議会の概要	1
第1節 議会の仕組み	2
1 州議会	2
(1) 常任委員会	5
(2) 議会の規模	6
(3) 専門化	6
(4) 定例会の会期	7
(5) 特別会	9
(6) 議員報酬	9
(7) 議会指導部の体制 憲法上の役職	13
(8) 議会指導部の体制 政党内の役職	14
(9) 専門スタッフ	15
(10) 政党間競争	17
2 地方議会	19
(1) 強市長 - 議会型	19
(2) 弱市長 - 議会型	20
(3) 理事会型	20
(4) 議会 - 支配人型	20
第2節 議会の標準的機能	21
1 州議会	21
2 地方議会	21
第3節 執行機関と議会との関係	22
1 州政府と州議会	22
2 地方自治体と地方議会	23
第4節 選挙及び選挙区割り制度	24
1 州議会	24
2 地方議会	25
(1) 党派選挙 対 無党派選挙	25
(2) 全市一区選挙 対 選挙区選挙	26
第2章 議会改革における主な動向と課題	27
第1節 任期制限運動	27
1 任期制限運動の概要	27
2 任期制限の対象 連続任期か生涯の任期か -	28

第2節	予算審議過程の公開	30
第3節	市民参加の効果的モデル	30
1	「小さな」市役所	30
2	近隣諮問委員会	31
3	地域の相談窓口	31
第4節	政党政治の影響の制限	31
1	制限投票	31
2	無党派選挙区再区割り	32
第3章	ケンタッキー州議会の概要	33
第1節	ケンタッキー州の概要	33
第2節	州政府の機構	33
第3節	州議会の構成	34
1	議会に関連する規定	34
2	組織体制	34
3	州議会の政党	35
4	州議会の指導體制	35
(1)	上院の指導體制	35
(2)	上院多数派の指導體制	36
(3)	上院少数派の指導體制	37
(4)	副知事の上院議長兼務の廃止	37
(5)	下院の指導體制	37
5	指導部のオフィス	38
第4節	上院と下院の関係	38
第5節	定例会	39
1	定例会と予算のサイクル	39
2	招集権 - 定例会と特別会 -	39
3	会議の期間	39
(1)	奇数年の定例会の時期	39
(2)	偶数年の定例会の時期	41
(3)	会期日数の違い	44
(4)	会期中の休会	44
(5)	定例会開催場所	44
第6節	本会議	44
1	各院の議場及び議席	44
2	執行機関職員、議会スタッフの本会議への出席	47
3	本会議の定足数	48
4	本会議の議事進行	48
5	散会と開議	49
6	議場における礼法	50

7	議事次第書	50
8	本会議での投票方式	50
	(1) 発声採決(ボイスポート)式	50
	(2) ボタン式	52
9	会議の記録	52
	(1) 会議日報	52
	(2) 議事録作成	52
第7節	委員会	52
1	委員会の種類	52
2	常任委員会	53
	(1) 委員長、副委員長、委員	53
	(2) 各政党と委員配置の状況	54
	(3) 常任委員会の種類	54
	(4) 小委員会	57
	(5) 委員会付託	58
	(6) 委員会における議案審査の順序	59
	(7) 投票方式	59
	(8) 委員会審査のスケジュール	59
	(9) 委員会への出席者、補佐職員配置	61
	(10) 委員会運営手続きに関する規則	61
3	暫定合同委員会	62
4	法定委員会	63
5	特別委員会	63
6	閉会中の活動	64
第8節	議案審議過程	64
1	議案審議過程の概要	64
2	議案の種類	65
3	議案審議過程(時系列)	65
4	審議経過の具体例	69
5	審議結果	70
第9節	予算審議	71
第10節	議員	72
1	議員の任期	73
	(1) 任期	73
	(2) 任期制限	73
2	選挙	73
	(1) 選挙の時期	73
	(2) 選挙の方法	74
	(3) 上院議員及び下院議員の被選挙権	74
	(4) 選挙権	74

(5) 上院及び下院の各選挙区	74
3 報酬及び費用弁償	77
4 議員の職業的背景	78
5 議員の年齢層、当選回数	79
6 議員控え室	80
第11節 ロビイスト	81
1 ロビイスト	81
2 議員とロビイストの関係	82
3 ロビイストと企業の関係	83
4 議員に対する倫理教育	83
第12節 補佐機関	84
1 法定委員会としての立法調査委員会	85
2 事務局及び調査機関としての立法調査委員会	85
(1) 構成	85
(2) 業務内容	86
(3) 党派職員と無党派職員	86
(4) 給料	90

はじめに

平成 17 年 12 月 9 日付で地方制度調査会から一つの答申が出された。これは、平成 16 年 6 月 8 日付け「第 28 次地方制度調査会審議項目及びその論点」の一つとして諮問された「地方議会のあり方」への回答を含むものであった。背景には、地方分権の進展に伴う地方公共団体の責任領域の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会に対する、多様な民意の反映、執行機関の監視機能さらには政策形成機能の充実・強化などの要請が、従来にも増して、より大きく強くなってきているという、近年の地方議会を取り巻く状況の変化がある。今回の答申では、住民を主役とした地方分権の進展を図る上で、議会の活性化を今後の重要な課題としてとらえ、議会の組織、権能、運営等のあり方が検討された結果、地方議会が期待されている役割を果たしていくために取り組むべき課題の枠組みが明らかにされている。既に自ら積極的に改革に取り組み、成果を上げているいくつかの地方議会も見られるが、答申が得られた今後は、こうした取り組みがさらに多くの議会で展開されることが期待される。

こうした中であって、本レポートでは、地方議会改革にかかわる方々が、地方議会のあり方を考え、改革を進めていく際の一助となるよう、住民自治を基本とし、議決機関の独立を強く意識する米国の州議会の概要を中心に紹介したい。もとより、米国の州は、連邦制下にあり、独自の憲法まで有しているなど、日本の都道府県とは大いに性格を異にするものであるが、その議会は、それ故にこれまで日本の地方議会が経験していない側面を有し、さらには地方議会改革のヒントにつながり得る要素も発見され得るのではないかと考えるものである。第 1 章では、米国の州議会全体の姿を概観し、第 2 章では、米国の州議会が抱える主な課題をいくつか確認し、最後に第 3 章において、具体例として米国の伝統的な議会制度の枠組みを保持しつつ、改革にも積極的なケンタッキー州議会の概要を報告する。

執筆に当たっては、米国の州議会制度の共通性と多様性を鳥瞰し、概要を知ることができるよう、極力、全米を網羅するデータを参照するよう心がけた。また、具体例の紹介に当たっては、日本の地方議会のあり方との比較の一助となり得るよう、可能な限り詳細な手続きにも言及するよう努力したつもりである。

なお、本レポートの作成に当たっては、ケンタッキー州議会上院多数派院内総務ダン・ケリー議員及びペース大学ブライアン・ニッカーソン教授ほか多くの方々に多大なご協力をいただいた。ここに改めて厚く御礼申し上げる次第である。

(財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所長

概 要

第 1 章 米国の州議会の概要

本章では、米国の州議会を中心に、地方議会についても若干言及しながら、それらの概要について説明する。まず、米国の州議会及び地方議会において具現化が意識されている次の 5 つの理念、すなわち、代表性、十分な審議、住民との関係、説明責任、効率性について説明し、第 1 節で、各州議会における一院制と二院制議会の仕組み、常任委員会の役割、議会の規模、専門化の進行の状況、会期、議員の報酬、議会指導部の構成、政党間競争の状況等について概説する。地方議会については、大きく 4 類型に分類される地方自治体の政府構造に沿って、それぞれの議会について概説する。第 2 節では、州議会と地方議会の標準的機能について、第 3 節では、州議会と地方議会のそれぞれにおける、議会と執行機関との関係を確認する。第 4 節では、州議会と地方議会のそれぞれにおける選挙及び選挙区割制度の概略に触れる。

第 2 章 議会改革における主な動向と課題

本章では、米国の州議会及び地方議会が抱える主な課題をいくつか捉え、問題の克服に向けた努力をいくつか紹介する。任期制限運動の動向、予算審議過程の公開、市民参加の効果的モデル、政党政治の影響の制限、議会に「多様な代表」を増加させる手法について、その状況を報告する。

第 3 章 ケンタッキー州議会の概要

本章では、州議会の具体例として、ケンタッキー州議会の仕組み、運営について報告する。ケンタッキー州議会は他の多くの州と同様、上院及び下院の二院により構成され、定例会は毎年招集されるが、予算は 2 年ごとに編成される等の概要について説明する。また、改選後（下院の全議席と上院の半数の議席）の奇数年に開催される定例会で、州議会の各役職の選出、委員会設置及び委員任命等の組織編成が行われ、偶数年に翌 2 会計年度のための予算編成が行われる等、州議会のサイクルを説明する。さらに、本会議における審議の様子、委員会構成及び議員の任期等を確認し、州議会の全体像の把握に努める。最後に、米国の州議会の特徴ともいえる、強力な補佐機関の構成等について説明する。

第1章 米国の州議会の概要

米国の州議会あるいは地方議会¹と、日本の地方議会を比較しようとする場合に、米国が連邦制の国であることが、その理解を複雑にしている。言い換えれば、州議会や地方議会の形態を定める、日本の地方自治法のごとき全米一律の法律が存在しているわけではなく、「合衆国憲法によって各州に留保された権限は、連邦憲法及び州憲法上の禁止条項に抵触しない限り、州民の代表機関である州議会がこれを行使」²することとされており、州議会や地方議会は、その権限、構造及び運営方法の決定において広範な自己決定権を有している。従って、以下において、米国の州議会を中心に、地方議会にも言及しながら米国の議会制度を見ていく際には、そういった背景の違いが根底にあるという前提を認識しておくことが必要である。

また、州議会、地方議会を問わず米国の議会において、一般的に、具現化すべきであると考えられている理念がいくつか存在する。それらは、以下に挙げる5つの理念であるが、必ずしも米国に特有のものとは言えないものの、米国の州議会及び地方議会制度や運営方法の中に、強く意識付けされているこれらの視点を発見することができる。それぞれは以下のとおりである。

代表性 (Representativeness)

住民を代表する立法機関の議員は、誠実にその有権者を代表することが期待され、その責務を負っている。議員は有権者を代表し、その関心を反映する議案を、専門的な技術をもって作成し、議論し、通過させることが求められる。

十分な審議 (Deliberativeness)

立法機関は、立法することがその認識された問題を解決し得るか否かを判断するために、付託された議案を慎重に審議する必要がある。

住民との関係 (Accessibility)

立法機関は、提案されている議案について、それらが投票により議決される前に、一般市民がそれを知り、意見を述べる機会を与えなければならない。

また、会議は公開で開催されなければならない³、州民は自らが直面している問題についての、その代表者、すなわち自らが選出した議員の考え方や行動を認識しておくことが重要である。

説明責任 (Accountability)

議員は自らの行動に対しての責任を、有権者に対して負っている。住民が、自らが選出した議員の行動についての説明を、議員に対して効率的に求めることができるよ

¹ ここでいう地方議会とは、カウンティ、市町村の議会を指す。

² 「アメリカの地方自治」(第一法規、小滝敏之著) P77より。

³ 多くの州で公開会議法等 Open meeting laws が施行済。

うに、出席記録、議員の投票内容（可否いずれに投票したか）は一般に公開されている。

効率性（Efficiency）

立法機関は、重要性の低い議案の提案は極力減らし、情報を効率的に活用し、不必要な遅滞を招くことなく法律を制定させなければならない。歴史的には、必ずしも常に効率的な運営がなされてきたわけではなく、米国の州議会の多くは、特に、1960年代と1970年代の再活性化と呼ばれる時代以前には、効率性も低く、非常に脆弱な時代を経験している。政治学者ローゼンサル⁴はその著述で以下のように述べている。

「1960年代の中ごろに始まった再活性化以前は、州議会は住民を代表しているとはとても言えず、議員定数は不均衡で、地方出身議員らが多数を占めていた。立法手続きは、公正さを欠き不透明な「ごまかし」ともいうべき質のものであった。立法機関の権限は辛うじて保たれている程度であり、民主的な運営はなされていなかった。主要な問題は先送りされ、州政策の主導権は知事に握られていた。州政府の最も重要な仕事である予算配分においても、議会の役割はほんのわずかなものであった。積極的に評価され得るいかなる成果も、州議会の働きとはほとんど関係がなかった。」

第1節 議会の仕組み

1 州議会

州議会はそれぞれ異なる名称で知られている。27州ではステイト・レジスレイチャー（State Legislature）と称し、19州ではゼネラル・アッセンブリー（General Assembly）、2州はゼネラル・コート（General Court）、2州はレジスレイティブ・アッセンブリー（Legislative Assembly）と呼ばれている。

ほとんど全ての州では二院制の議会有する。二院制の議会を持つ49州においては、上院はセネイト（The Senate）と呼ばれる。下院の名称は多様であり、41州では下院をハウス・オブ・レプリゼンティティブ（The House of Representative）と定めており、他にはステイト・アッセンブリー（The State Assembly）が4州、ハウス・オブ・デリゲイツ（House of Delegates）が3州、ゼネラル・アッセンブリー（General Assembly）が1州である。

議長は、上院では、約26州で副知事が議長を兼務し、その他は上院議員の中から選挙で選出されている。下院では、ほとんどが、下院議員の中から選挙で選ばれた議員が議長を務めている。

⁴ Alan Rosenthal, 1998. "The Legislature: Unraveling of Institutional Fabric, in The State of the States," 3/e., ed. Carl E. Van Horn. Washington, DC: CQ Press.

1934年にネブラスカ州は一院制を採用している唯一の州となった。二院制議会制度を採用する論理的根拠としては、二院制はそのチェック・アンド・バランスの機能をもって、注意深く考慮のうえ立法する効果を与えているということが挙げられる。一院制議会を提唱する立場からは、二院制は、議員数や職員数の増加を招き、立法手続きに重複や遅れが生じやすいという指摘がある。また、2つの議会機関が異なる政党によって支配されている州においては、一方の院では可決されたが、その後他方の院で否決されることが予想されるような議案を成立させようとする場合に、非常に多くの時間を費やす潜在的可能性があるため、時間及び費用において余りにも非効率的であるという主張がある。

表1は、全米の各州議会の全体及び各院の名称一覧である。

表1 各州議会及び各院の名称

州名	議会全体	上院	下院
アラバマ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
アラスカ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
アリゾナ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
アーカンソー	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
カリフォルニア	LEGISLATURE	Senate	Assembly
コロラド	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
コネチカット	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
デラウェア	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
フロリダ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ジョージア	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
ハワイ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
アイダホ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
イリノイ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
インディアナ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
アイオワ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
カンザス	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ケンタッキー	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
ルイジアナ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
メイン	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
メリーランド	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Delegates

マサチューセッツ	GENERAL COURT	Senate	House of Representatives
ミシガン	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ミネソタ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ミシシッピ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ミズーリ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
モンタナ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ネブラスカ	LEGISLATURE		
ネバダ	LEGISLATURE	Senate	Assembly
ニューハンプシャー	GENERAL COURT	Senate	House of Representatives
ニュージャージー	LEGISLATURE	Senate	General Assembly
ニューメキシコ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ニューヨーク	LEGISLATURE	Senate	Assembly
ノースカロライナ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
ノースダコタ	LEGISLATIVE ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
オハイオ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
オクラホマ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
オレゴン	LEGISLATIVE ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
ペンシルベニア	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
ロードアイランド	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
サウスカロライナ	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
サウスダコタ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
テネシー	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
テキサス	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ユタ	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
バーモント	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Representatives
バージニア	GENERAL ASSEMBLY	Senate	House of Delegates
ワシントン	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives
ウェストバージニア	LEGISLATURE	Senate	House of Delegates

ウィスコンシン	LEGISLATURE	Senate	Assembly
ワイオミング	LEGISLATURE	Senate	House of Representatives

出典：<http://www.thegreenpapers.com/slg/legislative.phtml>

(1) 常任委員会

二院制の構造に加えて、州議会には共通して、内部的に常任委員会が設置されているという特徴がある。49 州の二院制の議会のうち 46 州において、各院はそれ自体の常任委員会を保持する。コネチカット、メイン、マサチューセッツの 3 州においては、合同委員会制度（両院の議員が同一の委員会に出席し議案審査を行う方法）が取り入れられている。これら委員会は「ほぼ全ての議会活動の中心」であると表現されてきた。政治学者クリーラン及びモルトン⁵ は、委員会の機能を次のように述べている。

「委員会は基本的に 2 つの機能を持つ。1 つは、議員が、特定の専門分野に関する法案を作成し、それを審査し、住民や専門家の意見を聞いて法案を改善し、それら審査の結果を本会議へ提出することである。もう 1 つは、特定の行政部局が、法令で定められたとおり管理運営を行っているかを監督することである。」

ほとんどの場合、議案は提出された後、問題となっている事柄を所管する一つの常任委員会に付託される。常任委員会は、公聴会を開催し、提案されている議案に関する報告書を作成し、本会議に報告する。問題点を調査し、それら問題点を解決するための法案を起草することを通じて、頻繁に、政策についてのインキュベーター（培養器）としての機能を果たす。また、常任委員会は、議会がどの法案の審議を進めるか、言い換えれば、どの法案を審議せずに事実上廃案にするかを調整するための、立法手続きの「門番」としての役割をも担っており、提案された議案の可否を左右する非常に重要な機構となっている。常任委員会が「可決すべき」との提言（positive recommendation）を付して本会議に報告した議案については、本会議では、一般的にその提言が受け入れられる。

州議会上院の常任委員会の数は、オハイオ州の 14 委員会からニューヨーク州の 32 委員会まで幅がある。州議会下院では、オハイオ州の 18 委員会から、イリノイ州の 42 委員会までとなっている。

両院協議会（conference committees）は、各院で可決した法案間の相違点を調整するために使われている。一つの特筆すべき例外は、ニューヨーク州議会である。同州では、両院協議会は、めったに使われてきていない。同州では、両院いずれかの本会議で法案を可決できなければ、結果的に当該法案は廃案となっている。

州議会は相互に、構造において類似している一方で、多くの異なる特徴をも有して

⁵ Creelan, Jeremy M., and Laura M. Moulton. 2004. "The New York State Legislative Process: An Evaluation and Blueprint for Reform." New York: Brennan Center for Justice at the New York University School of Law.

いる。それは、規模、専門化の度合い、政党間競争の度合い、政党間競争の行われるレベル、「直接民主制」を通して通常の立法過程を省略することができるようにする仕組みの存在等である。

(2) 議会の規模

州議会の規模は、その構成議員数で見ると、州によって大きく異なる。ニューハンプシャー州の下院は400人の議員で構成される一方で、アラスカ州の上院は20人の議員で構成される。

また、議会の規模そのものを表す数値ではないが、それら議員が代表している有権者数もまた、州によって大きく異なる。ニューハンプシャー州の下院議員1人は平均3,090人の有権者を代表しており、カリフォルニア州の上院議員1人は平均846,791人の有権者を代表している。これは、アラスカ州、デラウェア州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、バーモント州、ワイオミング州のそれぞれの人口よりも多い。

(3) 専門化

州議会の大きな特徴の1つは、専門化が進んでいるということである。1960年代までは、州議会は、毎年あるいは1年ごとに開催され、その会期もごく短期間のみであった。その頃の州議会では、議会の職員による補佐機能はほとんどなく、その年間報酬もしくは日当は低いものであった。

1960年代の議会改革の社会的機運の盛り上がりの結果、州議会の会議は、より頻繁に、かつ、長い期間開催されるようになった。議員の報酬は上がり、議会の指導部や個々の議員を補佐する専門スタッフが増員された。それまでのパートタイムで、かつ、1期もしくは2期という短期間の任期のみ務める議員から、より多くの時間を議会活動に充てる議員、ある学者によると、「再選しようとして模索し、多数の任期を勤め、その役職にフルタイムで取り組む」⁶議員へと移り変わってきた。これらの専門職の政治家は、長い任期を通じて、政策に影響を及ぼすことに関心を持っている。

ある州の議会の専門化の程度は、議会の会期の長さ、議員への費用弁償の程度、州議会に採用された専門職員の存在と数などが、変数として作用し、決まる。別の学者によると、「カリフォルニア州、イリノイ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルベニア州、ウィスコンシン州の8州は専門化された議会の分類に属する。モンタナ州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ワイオミング州の5州は最も専門化されていない議会の分類に属する。」⁷とされている。

⁶ Petersen, R. Eric and Jeffrey M. Stonecash. 2001. "The Legislature, Parties, and Resolving Conflict," in *Governing New York State*, 4/e., ed., Jeffrey M. Stonecash. Albany: State University of New York Press.

⁷ Rosenthal, Alan. 1998. "The Legislature: Unraveling of Institutional Fabric, in *The State of the States*," 3/e., ed. Carl E. Van Horn. Washington, DC: CQ Press.

(4) 定例会の会期

議会の会議は、主に、定例会と特別会（以下、臨時会と呼ばれる場合を含み「特別会」とする）の2種類に分類され、このうち定例会は、各年もしくは隔年開催で、州憲法もしくは州法によって設定される期日に開会される。定例会について、時代を遡ると、1946年には、48州議会のわずか4州議会のみが、定例会を毎年招集していた。しかし、議会の仕事量の増加に伴って開催頻度は増え、開催期間も長くなった。今日、50州議会のうち44州議会が毎年招集されている。毎年招集される定例会は、増加する一方の議会の仕事を処理するため、市民にも受け入れられてきたと言える。

ア 各年会期と隔年会期の採用状況

州議会は、その効率性を改善する方法を継続的に探っている。頻繁に話題に上る改革論議の1つに、定例会を毎年開催する「各年会期」と、2年に1度開催する「隔年会期」⁸のいずれを採用すべきかという問題がある。2004年1月時点で、アーカンソー、モンタナ、ネバダ、ノースカロライナ、オレゴン、テキサスの6州議会のみが隔年会期を採用している。

それぞれの立場から基本的な議論がある。表2は、ある政治学者⁹による両者の立場の比較である。

表2 各年会期と隔年会期の比較

各年会期の立場	隔年会期の立場
1. 隔年会期型は、現代の州議会が直面しているような複雑かつ継続的な問題処理には不向きである。非常に重くなっている州議会の責務を果たすためには、もはや2年に1度では対応できない。	1. 法体制が既に十分に整っているため、隔年会期は、突発的かつ不適切な法的措置に保障措置を制定するために開催する。
2. 頻繁に会議を開催することによって、州議会の地位向上が望め、その結果、行政当局への権限流出の監視に資する。	2. 定例会を毎年開催することは、議会の行政当局に対するいやがらせの原因となる。
3. 毎年会議を開催することにより、行政当局に対する継続的な議会の監視が、より実現可能になり、議会の政策方針の遂行に対する行政当局の説明責任を、より容易に求めるこ	3. 定例会中は、議員には、議案調査のための十分な時間がないが、隔年開催ならば、閉会中の時間が個々の議員による調査活動及び閉会中に開催される委員会審議に

⁸ 「アメリカの地方自治」(第一法規、小滝敏之著)79頁より。

⁹ 政治学者 William Keefe and Morris Ogul

とができる。	よって活用され得る。
4. 州は、州における対応が要求される新たな連邦法の制定に、より早く対応することができる。	4. 隔年会期制は、議員に、有権者との関係を新たに築き、政治的障害を修復し、再選の選挙運動を行うための余裕を与える。
5. 定例会の間が開きすぎると効率的な議会審議の阻害要因になり得る。各年会期は、政策決定過程をより時宜にかなった秩序正しいものにするのに役立つ。	5. 各年会期は、議員や他の議会職員の人件費等が、多くの場合2倍にまで高騰することは必至である。
6. 各年会期は、特別会の必要性を減じる。	

出典：NCSL (National Conference of State Legislatures：全米州議会連盟)

<http://www.ncsl.org/Programs/Legman/about/annvbien.htm>

定例会の開催頻度の増加に加え、会期も長くなった。多くの州が、州憲法の規定によって、会期を制限する一方で、ある研究により「今日の州議会の会期の平均的な長さは、会議回数を制限している州においてさえも、60年代や70年代の会期の平均的な長さを超えている」ことがわかった¹⁰。いくつかの州で、1980年代後半から1990年代前半にかけて、議会の会期に新たな制限を設定するために有権者による運動が起こったため、議会はこの動きに対して、より多くの特別議会を開催することによって、もしくは、定例会の会期中に議会の時計を止めることによって対処した¹¹。2002年には、1つの州議会で会期日数が30日未満だった一方、6州議会では100日以上開会された。

しかしながら、一会期の長さにかかわらず、会期終了間際になってから多数の法案が可決されるという、ほとんどの州議会に共通して見受けられる特徴がある。この原因として、前出の政治学者クリーラン及びモルトン¹²によると、少なくともニューヨーク州議会の場合には、詳細な審議及び議案への反対を避けるために、審議に時間を多くの時間を費やす余裕のない会期終了間際になってから議案を提出し、採決に持ち込むという状況が見られるという。次第に減っていく会期日数の中で、多くの提出議案を処理することは、立法過程の重要な要素である審議を妨げることにつながるという。

¹⁰ Hickok, Jr., Eugene W. 1992. "The Reform of State Legislatures: The Changing Character Of Representation." Lanham, MD: University Press of America.

¹¹ 「時計を止める」とは、時刻の経過を無視することによって、州憲法もしくは州法で規定された定例会の会期制限に違反することを意味するが、いくつかの州議会では、文字通り議場の時計を停止させることによって「時間を止め」、議事をこなした例もある。

¹² 脚注5に同じ。

(5) 特別会

特別会は、知事もしくは議会のいずれか一方が招集でき、各州の状況は以下のとおりである。

ア 知事のみが特別会を招集し得る 18 州

アラバマ	ミシガン	サウスカロライナ
アーカンソー	ミネソタ	サウスダコタ
カリフォルニア	ミシシッピ	テキサス
アイダホ	ネバダ	ユタ
インディアナ	ノースダコタ	バーモント
ケンタッキー	ロードアイランド	ウィスコンシン

イ 知事もしくは議会が特別会を招集しうる 32 州

アラスカ	ルイジアナ	ノースカロライナ
アリゾナ	メイン	オハイオ
コロラド	メリーランド	オクラホマ
コネチカット	マサチューセッツ	オレゴン
デラウェア	ミズーリ	ペンシルベニア
フロリダ	モンタナ	テネシー
ジョージア	ネブラスカ	バージニア
ハワイ	ニューハンプシャー	ワシントン
イリノイ	ニュージャージー	ウェストバージニア
アイオワ	ニューメキシコ	ワイオミング
カンザス	ニューヨーク	

出典：NCSL <http://www.ncsl.org/Programs/Legman/about/annvbien.htm>

通常、特別会で扱われる議題の範囲は、特別会招集通知に特定された議題に限定される。特別会を招集する回数に制限はない。特別会が開催される主な要因として、全米州議会連盟（NCSL）では、裁判所の判決、連邦政府の行動、定例会の会期の長さまたは特別会の会期の長さ、もしくは議題への制限、自然災害等の発生、議会と知事の政党支配の状況の変化、当該州の政治的慣習、議席配分改正もしくは選挙区再区割、州経済の状況変化等を例示している。

(6) 議員報酬

米国の州議会議員及び地方議会議員への報酬は、議会の構成に影響を与える。米国においては、公僕は、職業というよりもむしろ義務であるべきであるという信条から、歴史的に報酬は低かった。1960年代には、議会改革を行う人々の間では、議員として

適任の人を魅了し、獲得するために、報酬は増やされるべきであるとの論争があった。今日、議員の報酬額は州により大きく違う。

2005年時点で、9州議会では、依然、日当ベースで議員へ費用弁償を行っている。他41州議会では、州議会議員に年棒（年間報酬）を支払っているが、ニューハンプシャー州の100ドルからカリフォルニア州の110,880ドルまで非常に幅がある。議員への年間報酬が30,000ドルから40,000ドルの間の州議会は8州、40,000ドルを超える州議会も9州である。その他25州は年間30,000ドルよりも低く設定されている（表3）。

議員報酬の増額によって、以前よりもなお一層再選を望む議員が増え、議会における議員交替の沈滞へとつながっていった。

費用弁償額は、議会の質に影響するだけではなく、議会の議員構成が州の人口構成を反映したものになるかどうかにも影響する。報酬が低い場合には、議員として資質があると思われる候補者も、選挙資金を捻出できない等の理由により、立候補を思いとどまることが考えられる。結果として、議会は、ほとんどが裕福であったり、年齢が高かったり、あるいは若すぎる議員らによって構成されることになるかもしれない。一方で、議員報酬の上昇は、特に景気後退のときには、それに反対する有権者を刺激する結果を招き得る。

議員報酬に加え、多くの州の議会の指導部（次項で概要解説）は、指導部としての職務の対価として、付加的報酬を受け取る。34州の上院と、39州の下院では、議長は付加的報酬を受け取り、その幅は、ニューハンプシャー州の年間25ドルからハワイ州の年間37,000ドルまでの範囲にわたる。多くの州が議会指導者へ付加的報酬を支給しているが、議長を務める役職者らと少数派指導者らに加えて、両院合計212人となる全議員のうち53人もが固定給を受け取るニューヨーク州¹³は、その対象の広さで他州を圧倒している。

議員は、州の退職金を受け取り（40州）、健康・歯科・眼科保険は公費で賄われ（47州）、3州議会では自動車手当が支給される。

表3 議員報酬一覧（2005年11月1日時点）

州名	報酬	日当（日常的支出に対する手当て）
アラバマ	\$10/暦日	\$2,280/月 + \$50/日（会期中で実際に会議が開催される各週の3日間分）
アラスカ	\$24,012/年	\$200/日（2005年6月1日発効～2005年10月1日まで）、\$156/日（～2006年5月1日）、\$200/日（その後）：連邦政府基準に連動するが、

¹³ 同州議会では、常任委員会委員長及び少数派指導部議員の一部が、上院で13,000ドルから34,000ドルの範囲で、下院で9,000ドルから25,000ドルの範囲で報酬を受け取る。

		州政府所在地居住の議員は連邦政府基準の75%
アリゾナ	\$24,000/年	\$35/日（定例会と特別会の初めの120日間）、\$10/日（その後）。マリコパカウンティ外に居住の議員は、初めの120日間追加的に\$25/日を受け取る、それが終わると追加的に\$10/日を受け取る。州法による。
アーカンソー	\$14,067/年	\$110.00/日 + 連邦政府基準に連動した距離応分旅費
カリフォルニア	\$110,880/年	\$138.00/日（定例会中）
コロラド	\$30,000/年	\$45/日（デンバーメトロ地域に居住の議員）、\$99/日（それ以外の議員）。議会が規定する。
コネチカット	\$28,000/年	—
デラウェア	\$39,785/年	—
フロリダ	\$29,916/年	\$117/日、連邦政府基準に連動。旅費は精算。
ジョージア	\$16,524/年	\$128/日、議会が規定
ハワイ	\$34,200/年（\$35,000/年：2006年発効）	\$80/日：オアフ島外居住議員、\$10/日：オアフ島居住議員。議会が規定。
アイダホ	\$15,646/年	\$99/日：ボイシ第2住居を設けた議員、\$38/日：上記以外でかつ報酬委員会が設定した旅費バウチャーが\$25/日までの議員。
イリノイ	\$57,619.00/年	\$102/日、連邦政府基準に連動
インディアナ	\$11,600/年	\$134/日、連邦政府基準に連動
アイオワ	\$21,380.54/年	\$65/日：ポークカウンティ居住議員、\$86/日：上記以外。議会が規定。州政府の距離応分旅費採用。
カンザス	\$82.12/暦日（\$83.14：12/4/05発効）	\$91/日、連邦政府基準に連動
ケンタッキー	\$170.17/暦日	\$100.10/日、連邦政府基準に連動（連邦政府基準日当の110%）
ルイジアナ	\$16,800/年	\$113/日、連邦政府基準に連動。付加的に\$6,000/年も支給。
メイン	\$11,384/年 初回定例会、 \$8,655/年 第2回定例会、 （年間生計費調整適用） さらに、選挙区活	宿泊手当\$38/日、もしくは距離応分旅費及び通 行料（\$38/日を上限に\$0.34/マイル）。食事代： \$32/日。日当額上限は州法により規定。

	動手有り(上院議員： \$2,000/年、下院議員： \$1,500/年)	
メリーランド	\$40,500/年	宿泊料\$96/日、食事代\$32/日、連邦政府基準及び報酬委員会に連動。州外出張の場合\$225.00/日(宿泊料・食事代込み)
マサチューセッツ	\$55,569.39/年	\$10/日から\$100/日、議事堂からの距離に応じて。議会が規定。
ミシガン	\$79,650/年	\$12,000/年、報酬委員会が規定する会期中及び閉会中の年間交際費。
ミネソタ	\$31,140.90/年	\$66/日(上院議員)、\$66/議会日(下院議員)。議会が規定。
ミシシッピ	\$10,000/年	\$91/日、連邦政府基準に連動
ミズーリ	\$31,351/年	\$76.80/日：連邦政府基準に連動。\$76.80/日：連邦政府基準に連動。要出席確認。
モンタナ	\$76.80/議会日	\$90.31/日
ネブラスカ	\$12,000/年	\$91/日(州都から半径50マイル以遠)、\$31/日(州都から半径50マイル以内に居住)、連邦政府基準に連動。
ネバダ	\$130/日(最大60日間)	州都地域は連邦政府基準に連動。州都から半径50マイル以遠地域に居住の議員で、会議出席のため宿泊を要する場合は、会議のある各月に、州都周辺のシングルルームへの宿泊に要する費用。
ニューハンプシャー	\$200/2年間	—
ニュージャージー	\$49,000/年	—
ニューメキシコ	—	\$146/日、連邦政府基準に連動、州憲法
ニューヨーク	\$79,500/年	多様、連邦政府基準に連動
ノースカロライナ	\$13,951/年	\$104/日、州法で規定。交際費\$559.00/月。
ノースダコタ	\$125/日(会期中)	宿泊費\$900/月まで精算。
オハイオ	\$56,260.62/年	—
オクラホマ	\$38,400/年	\$116/日、連邦政府基準に連動。
オレゴン	\$16,284/年	\$91/日、連邦政府基準に連動。
ペンシルベニア	\$69,647/年	\$128/日、連邦政府基準に連動、実費もしくは日当を選択可。
ロードアイランド	\$12,646/年	—

サウスカロライナ	\$10,400/年	\$95/日、食事代及び宿泊料、本会議及び委員会開催、連邦政府基準に連動。
サウスダコタ	\$12,000/2年間	\$110/議会日、議会が規定。
テネシー	\$16,500/年	\$141/議会日、連邦政府基準に連動。
テキサス	\$7,200/年	\$128/日、倫理委員会が規定。
ユタ	\$120/暦日	\$79/日：宿泊料、\$39/日：食事代、連邦政府基準に連動。
バーモント	\$589/週（定例会中） \$118/日（特別会中、閉 会中・暫定委員会出席）	連邦政府基準日当：宿泊者には宿泊料\$69/日及 び食事代\$35/日。通勤者には食事代\$35/日及び 距離応分旅費。
バージニア	\$18,000/年（上院） \$17,640/年（下院）	\$130/日、連邦政府基準に連動
ワシントン	\$34,227/年	\$90/日：連邦政府基準に連動（オリンピック地区は 80%）
ウエストバージニア	\$15,000/年	\$115/日会期中、報酬委員会が規定。
ウィスコンシン	\$45,569/年	最大で\$88/日、報酬委員会が規定（連邦政府基 準の90%）。
ワイオミング	\$150/議会日	\$85/日、議会が規定。州都シャイアン市外への 出張日数含む。

出典：NCSL <http://www.ncsl.org/programs/legman/about/05salary.htm>

（ 7 ） 議会指導部の体制 憲法上の役職

州議会指導部の役割と責務は、各州において非常に多様である。下記に、全米州議会連盟が示している標準的な指導部の役職の種類、共通する責務等を簡略に述べる。

ア 上院議長（President of the Senate）

議長は、上院における第一の指導者である。議長は、標準的には、（ 1 ）日々の上院本会議の議事を進行する、（ 2 ）議場における秩序を保つ、（ 3 ）動議を提出する、（ 4 ）議場における質問を議事整理する、（ 5 ）委員会の委員長及び委員を任命する、（ 6 ）議案を委員会に付託する、（ 7 ）法規、裁判所の命令、召喚状に署名する、（ 8 ）上院の公式報道官の役割を果たす等の役割を果たす。副知事が上院議長を兼務している 26 州においては、上記責務の多くは、議長代行によってなされるものと考えられている。

イ 上院議長代行（President pro tem (tempore) of the Senate）

上院議長代行に付与された主要な役割は、（ 1 ）議長不在の間、上院本会議の議事を進行する、（ 2 ）議長不在の間、議長に代わってその権限を行使し、職務を遂行する、（ 3 ）議長に付与されたその他の職務を遂行することである。いくつかの州では、当

該役職はほとんど実質的な職務の伴わない名誉職である。副知事が上院の議事進行を行う州においては、議長代行は、通常、議長が行う役割（実質的な上院のリーダーとしての役割）を担う。

ウ 下院議長（Speaker of the House or Assembly）

下院議長は、下院の第一の指導者である。議長の典型的な役割は、（１）日々の下院本会議の議事を進行する、（２）議場における秩序を保つ、（３）動議を提出する、（４）議場における質問を議事整理する、（５）委員会の委員長及び委員を任命する、（６）議案を委員会に付託する、（７）法規、裁判所命令、召喚状に署名する、（８）下院の公式報道官の役割を果たすことである。

エ 下院議長代行（Speaker pro tem）

下院議長代行に付与された主要な役割は、（１）議長不在の間、下院本会議で議事を進行する、（２）議長不在の間、議長に代わってその権限を行使し、職務を遂行する、（３）議長に付与されたその他の職務を遂行することである。いくつかの州では、当該役職はほとんど実質的な職務の伴わない名誉職である。

（８）議会指導部の体制 政党内の役職

以下は、州議会内の政党によって選出される指導者であるが、特に多数派政党の指導者は、上記議長らと一体となって、議案審議過程において重要な役割を果たす。一般的に次のような役職で構成される。

オ 多数派院内総務（Majority Floor Leader）

多数派院内総務の主要な役割は、通常、本会議の議事に関連するものである。多数派院内総務は、（１）本会議の討議の間、多数派の発言者を指揮する、（２）会議日程を組み立て、（３）プログラム開発、政策形成、政策決定に関して議長を補佐する役割を果たす。

カ 多数派院内議員総会幹事（Majority Caucus Chair）

多数派院内議員総会幹事は、一般的に、（１）議長らとともに多数派の議題を整理し、（２）多数派議員総会の会議を進行し、（３）政策形成に関して補佐する。

キ 多数派院内幹事（Majority Whip）

多数派院内幹事の職務は、（１）多数派院内総務を補佐し、（２）確実に議員を出席させ、（３）投票に際して党議拘束を徹底させる、（４）その他事項について指導部と議員との間に立ち連絡体制を保つ。

ク 少数派院内総務（Minority Floor Leader）

少数派院内総務は、少数派第一の指導者である。少数派院内総務は、（１）少数派の地位を発展させる、（２）法案等について多数会派と交渉窓口となる、（３）本会議に

おける少数派の行動を指揮する、(4) 少数派としての討議を指揮する。

ケ 少数派院内議員総会幹事 (Minority Caucus Chair)

少数派議員総会幹事は、(1) 議員総会の議事を進行する、(2) 政策形成において少数派院内総務を補佐する。

コ 少数派院内幹事 (Minority Whip)

少数派院内幹事の主要な責務は、(1) 本会議において少数派院内総務を補佐する、(2) 投票において党議拘束を徹底させる、(3) 少数派の議員の出席を確保することである。

以上が、標準的な州議会の指導体制であるが、州によっては、ルイジアナ州、ミシシッピ州、テキサス州のように各院で議長と議長代行だけのところから、ワシントン州のように上院だけをみても、議長、議長代行、議長代行(副)、多数派院内総務、多数派院内総務(本会議)、多数派院内総務補佐、多数派院内幹事、多数派幹事補佐、多数派院内議員総会幹事、多数派院内議員総会副幹事、少数派院内総務、少数派院内総務(本会議)、少数派院内総務補佐、少数派院内幹事、少数派幹事補佐、副少数派院内総務、少数派院内議員総会幹事、少数派院内議員総会副幹事の合計 18 役職、下院では 17 役職あるような州議会まで、まさに多様である。

(9) 専門スタッフ

議会に雇用されている専門的技能・知識を持った常勤の職員の数、年々増加しており、(3) でも述べたように、専門化の度合いを示す結果となっている。表 4 にも見られるように、1970 年代から 1980 年代にかけて、ほとんどの州議会は、常勤の専門スタッフの雇用を劇的に増やした。初期の頃は、スタッフは、指導部の議員らに、技術的、経理的及び調査サービスを提供するために、指導部事務局もしくは党派寄りではない無党派職員で構成される事務局(議員のために法案を作成する法案起草委員会) に配属される。その後、スタッフは、常任委員会や個々の議員へのサービス提供のためにも割り当てられるようになった。今日、議員の多くは、専属のスタッフを雇用し、地元選挙区の有権者のための窓口として事務所を開設するための経費として、一定の手当を受け取っている。

今日、50 州の各州議会において、合計約 35,000 人のスタッフを雇用している。表 4 に見られるようなスタッフの増加によって、議会は徐々に外部の情報源への依存度合いを減らし、政策形成過程における主要な機能を議会自身で果たすように、調査及び政策立案機能を強化してきた。

表4 50州議会スタッフ人数の推移-1979、1988、2003 - (2004年5月時点)

(単位：人)

州名	常勤職員			臨時雇用職員(会期中)			職員数合計(会期中)		
	1979年	1988年	2003年	1979年	1988年	2003年	1979年	1988年	2003年
アラバマ	200	339	422	170	77	74	370	416	496
アラスカ	116	251	307	160	199	142	276	450	449
アリゾナ	280	323	631	310	97	51	590	420	682
アーカンソー	230	250	339	140	126	154	370	376	493
カリフォルニア	1,760	2,865	2334	0	113	25	1,760	2,978	2,359
コロラド	173	189	209	110	60	176	283	249	385
コネチカット	225	400	393	200	202	146	425	602	539
デラウェア	32	49	84	75	110	47	107	159	131
フロリダ	1,095	1,581	1650	240	193	153	1,335	1,774	1,803
ジョージア	275	466	603	325	213	220	600	679	823
ハワイ	150	151	170	335	621	482	485	772	652
アイダホ	55	51	75	120	107	108	175	158	183
イリノイ	984	1,066	905	135	179	1	1,119	1,245	906
インディアナ	138	171	228	170	132	79	308	303	307
アイオワ	93	163	172	295	252	198	388	415	370
カンザス	126	117	100	240	270	240	366	387	340
ケンタッキー	135	216	386	200	246	242	335	462	628
ルイジアナ	327	360	688	155	171	51	482	531	739
メイン	46	138	156	108	49	34	154	187	190
メリーランド	328	447	850	300	324	115	628	771	965
マサチューセッツ	595	782	935	0	0	0	595	782	935
ミシガン	1,047	1,287	1153	0	2	0	1,047	1,289	1,153
ミネソタ	420	602	602	221	202	82	641	804	684
ミシシッピ	130	124	150	91	63	45	221	187	195
ミズーリ	212	368	321	190	219	28	402	587	349
モンタナ	108	128	122	150	138	125	258	266	247
ネブラスカ	182	199	217	38	18	22	220	217	239
ネバダ	85	115	230	120	151	268	205	266	498
ニューハンプシャー	84	120	165	56	22	0	140	142	165
ニュージャージー	492	780	1206	90	134	59	582	914	1,265
ニューメキシコ	40	49	145	222	320	503	262	369	648
ニューヨーク	1,600	3,580	3077	1,500	577	351	3,100	4,157	3,428

ノースカロライナ	90	118	290	300	367	339	390	485	629
ノースダコタ	26	31	32	100	161	92	126	192	124
オハイオ	390	524	505	0	0	1	390	524	506
オクラホマ	101	171	302	225	223	131	326	394	433
オレゴン	173	288	181	490	269	284	663	557	465
ペンシルベニア	1,430	1,984	2947	0	28	0	1,430	2,012	2,947
ロードアイランド	81	153	297	147	79	157	228	232	454
サウスカロライナ	146	251	247	250	87	174	396	338	421
サウスダコタ	75	67	56	60	32	19	135	99	75
テネシー	270	175	253	50	85	31	320	260	284
テキサス	986	1,460	1745	500	349	523	1,486	1,809	2,268
ユタ	71	86	108	111	103	73	182	189	181
バーモント	34	34	52	31	37	30	65	71	82
バージニア	306	191	410	275	432	272	581	623	682
ワシントン	370	582	561	550	467	265	920	1,049	826
ウェストバージニア	124	126	195	270	255	215	394	381	410
ウィスコンシン	476	568	756	157	120	0	633	688	756
ワイオミング	18	19	29	80	94	85	98	113	114
50州合計	16,930	24,555	28,067	10,062	8,775	6,912	26,992	33,330	34,979

出典：NCSL <http://www.ncsl.org/programs/legman/about/staffcount2003.htm>

(10) 政党間競争

ネブラスカ州の一院制議会¹⁴を除いた49の州議会は、事実上、民主党、共和党の二大政党のうち、過半数の議席を占めるいずれかの政党により支配されている。

1990年代に見られた最大の変化の一つは、議会内の政党間競争の激化である。いくつかの議会が依然として特定政党によって支配が続いており、さらに近年、より鮮鋭に分断された州議会が増加してきている¹⁵。さらに、一つの政党から他方への勢力の移動もまた、顕在化してきている。2004年の一般選挙では、民主党がコロラド州下院と上院で勝利したほか、ノースカロライナ州下院、オレゴン州上院、バーモント州下院、ワシントン州上院で勝利した。共和党は、ジョージア州、インディアナ州、オクラホマ州の各下院とテネシー州の上院の支配を獲得した。現在、共和党は21州の州議会、民主党は17州の州議会の両院を支配し、11州では各院で議会の院を支配する多数政党は分かれている（表5：2004年データ）。

¹⁴ ネブラスカ州の一院制議会は無党派選挙を行っているため除いている。

¹⁵ 特定の一政党が、一院もしくは両院において3分の2以上の議席を占める「一方的多数」の状況は、2004年の一般選挙後では、民主党によるアーカンソー、ハワイ、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセッツ、ロードアイランド、ウェストバージニアの各州議会の支配、共和党によるアイダホ、ニューハンプシャー、サウスダコタ、ユタ、ワイオミングの各州議会の支配等の結果に現れている。

表5 州議会の支配政党の状況（1944年から2004年まで）

年	州の数（2004年11月3日時点）		
	両院とも民主党	両院とも共和党	上院・下院で別
2004	17	21	11
2003	16	21	12
2002	18	17	14
2000	16	18	15
1998	20	17	12
1996	20	18	11
1994	18	19	12
1992	25	8	16
1990	30	6	13
1988	29	8	12
1986	28	9	12
1984	26	11	12
1974	37	4	8
1964	32	6	10
1954	19	20	7
1944	19	24	3

出典：NCSL <http://www.ncsl.org/programs/legman/elect/hstptyct.htm>

激化する政党間競争は、多くの要因に起因しうる。第1に、多数議席を勝ち取ったという意味での共和党の成功、特に、かつては民主党優位が支配的であった南部諸州における勝利であった。1960年には、州議会議員の65%が民主党員、35%が共和党員だったが、2002年には、51%が民主党員、49%が共和党員となった。2004年の一般選挙の前には、共和党の州議会議員は民主党のそれよりも64議席以上多かった¹⁶。

政党間競争を激化させたもう1つの要因は、任期制限運動である。1990年代に、21州がその州議会議員に任期制限を導入した。任期制限によって最初に議席を追われたのは、1996年のカリフォルニア州議会とメイン州議会の議員たちであった。これらの欠員は新たな空席を生み出し、それによって、特に、政党間競争に対する非難が激しい選挙区にありながらも、政党としてではなく議員個人として支援を勝ち取って当選

¹⁶ 全米州議会連盟（NCSL：National Conference of State Legislatures）データによる。

していた多選の現職議員がいる選挙区において、政党間競争の激化を招く結果へとつながった。

政党間競争が激化してくると、州議会内において、党派への所属意識が強まる傾向がある。この激化する党派心は、特に次の点で顕在化した。第1に、党議拘束による投票の増加が、個々の政策における対立を強める方向に作用した。第2に、多くの州において選挙資金集めを支援する議会選挙運動委員会による支援が、所属政党への忠誠を助長させた。第3に、連邦議会で起こったのと同様に、多くの州議会で、州議会の民主党、共和党の両党が、紛糾している事柄について妥協点を見いだすため両党が協議して解決するという意味での礼節が失われてきた。

以上の結果として、特に、州議会各院の多数派政党が民主党と共和党に分かれている州においては、行政統治に必要な合意形成は、以前よりも困難となった。

ニューヨーク州議会は、分断された州議会の事例を提供している。150議席の下院は、1975年以来、民主党が多数を占めており、62議席の上院は、1966年以来、共和党が多数を占めてきた。政党間の衝突は、最終段階で十分な審議もなく可決する、多くの、いわゆる「1時間法案」の通過、立法手続きの手詰まり状態、成立した法律数の少なさ、さらには20年連続での予算の期限過ぎの成立という結果を招いている。

2 地方議会

地方自治体¹⁷政府の構造は、州議会よりもずっと多様である。地方自治体政府は、次のように分類され得る。強市長 - 議会型、弱市長 - 議会型、理事会型、議会 - 支配人型の各形態である。市長 - 議会型は最も歴史が古く、地方自治体の最も一般的な形態である。一方で、理事会型や議会 - 支配人型は、いわゆる発展期の産物であった。

二院制議会がほとんどの州議会とは異なり、合衆国の地方自治体は一院制議会である。

(1) 強市長 - 議会型

強市長 - 議会型の地方自治体の下では、市長は、有権者の直接選挙により選出される。市議会議員は、地理的に分割された選挙区から、もしくは市全域を一選挙区とするいわゆる全市一区から、有権者により選挙で選ばれる。市長は地方自治体の執行機関の長であり、一般的には政権の責務は、予算編成、公共の秩序の維持、法の執行、徴税、公金支出及びその記録、(警察、消防等の)さまざまな市部局の長の任免、道路・下水・固形廃棄物処理施設などの市に必要な施設の建設・維持等が挙げられる。市長はまた、議会の議決に対して拒否権を行使できるが、それはまた、議会により覆され得る。

¹⁷ ここでいう地方自治体はカウンティ、市町村をさす。

(2) 弱市長 - 議会型

弱市長 - 議会型の地方自治体の下では、市議会は、議会と執行部の両方の権限を行使する。議会は、地方自治体の部局の長を任命することができ、その議員の一人を、儀礼的な役職としての市長として選出することができる。議会は、また、地方自治体の予算の主要な支配権を持つ。弱市長 - 議会型は、ジャクソン大統領時代¹⁸の産物の1つであり、それは、政治家が厳しい監督の下に置かれ、かつ、権限もわずかしか持っていなければ、害悪をもたらすこともほとんどないであろうという信念に由来している。今日、この形態の地方自治体は、一般的には小規模な町レベルで導入されている例が多い。

(3) 理事会型

理事会型の地方自治体では、コミッショナーが執行部と議会と両方の機能を持つ。各コミッショナーは、市の有権者によって全市一区で選出され、警察、建設局等、それぞれ特定の部局の監督に責任を負う。一つの集合体として、理事会は、地方自治体の議会に相当する機能を果たす。理事会は、通常、そのコミッショナーの1人を市長として指名するが、それはほとんどの場合、儀礼的な役割のみを担う。理事会型は、1901年にテキサス州ガルベストンで初めて採用され、地方自治体運営の一手法として登場した。しかし、次第に理事会型には、その構造に問題点が内在することが明らかになってきた。コミッショナーたちで構成される同一グループによる政策決定や管理運営は行き詰まりの様相を呈してきて、取締役会形式の「企業モデル」には、真の意味では適合しなかった。コミッショナーたちは市の部局についての責任が「相互に平等」だったため、分裂、協調性や協力性の欠落は、多くの自治体で深刻な問題となった。

また、多くのコミッショナーたちは、その支持者と公共事業の契約を結ぶ等、その見返りや選挙時の支持を取り付けるなどを通じて、執行機関の各部局を政治的取引の場へと変えてしまった。

(4) 議会 支配人型

議会 - 支配人型は、地方自治体の理事会型に対して増大していった懸念に応える形で創設された。議会 - 支配人型は、政策決定を行う主体としての選挙で選ばれる議会と、行政府の日常業務について議会に対して責任を負う専門職の行政管理官（支配人）を有する、市行政府の一形態である。市長は、通常、議会議員の中から互選で選ばれ、その主要な責務は議会の議長を務めることである。議会は、一般的に5名から11名の議員を有し、政策決定、市の行政運営を監督する支配人の任命に責任を負う。

¹⁸ 合衆国第9代大統領アンドリュー・ジャクソン（在職期間 1829 - 1837）。

第2節 議会の標準的機能

1 州議会

州議会は、多くの機能を有している。それらは、立法上、組織上、州憲法上、執行機関に対して、そして司法機関に対してと、それぞれの機能に分類される。州議会の立法上の機能は、州政府及び細分されたさまざまな行政体（カウンティ、特別区、学区、地方自治体など）に関連した法律を制定もしくは修正すること、州政府の各部局の運営及び地方自治体への州からの財政支援のための資金を割り当てること、十分な歳入原資（租税を含む）を提供すること、刑法を制定すること、一般福祉を促進する（例えば、州の貧困者救済、精神疾患患者支援、身体障害者支援、失業対策などを含む）などの権限などである。

州議会の組織上の機能は、自らの手続きについての議会規則を決定すること、訴訟手続を含む州裁判所の運営規則を規定することなどである。

州議会の州憲法上の機能は、標準的には、州憲法改正を提案すること、連邦憲法の修正を批准すること、連邦議会が連邦憲法改正を提案するために会議を招集するよう求めることなどである。

執行機関に対する州議会の機能は、州政府各部局の運営状況を監視すること、知事による職員任命へ同意を与えること、いくつかの州では、州政府の各部局長を選出すること、憲法で定められた役職の空席を補充することを含む。

司法機関に対する州議会の機能は、自らの議会議員の資格審査（選挙結果についての紛争解決、議員への懲戒を含む）、知事及び他の州政府役職員の弾劾及び解職の権限を含む。

2 地方議会

地方議会の機能は、通常、地方法（「Local Laws」、管轄によっては条例「Ordinances」と呼ばれる）の制定、市長提案予算の審査及び承認、用途地域指定及び土地利用問題にかかる権限、市執行機関の行政運営の監視、調査の指揮、自治体がする契約の承認、市長による人事への同意もしくは反対、有権者の懸念や提案を聞くことを含む。重要なのは、地方議会の権限は州法で付与された権限に限定され、議会の行動能力はその範囲内に制限されるという点である。地方議会のみで立法手続きが可能な場合、地方議会での制定に先立ち、州議会の承認が必要な場合がある。

第3節 執行機関と議会との関係

1 州政府と州議会

憲法上の観点から、事実上すべての州における州議会と知事との関係は、チェックアンドバランスの関係と呼ばれるものを含む。知事は、一般的に、州議会で可決された議案を拒否する権限を持っている。これら拒否権は、特別多数（各院議員定数の3分の2）の議決によって覆される可能性がある。

いくつかの州では、知事は項目別拒否権を有する。予算支出割当議案に対して用いられることが多いが、項目別拒否権により、知事は議案の一部を拒否することができる。これにより、知事は、議案単位で承認あるいは拒否することができるだけでなく、議案の特定部分を拒否することができる。

知事による拒否権行使の状況は、州によって多様である。しかしながら、議会が知事と対立する政党に支配されている州の知事は、より拒否権を行使しがちであるといえる。理由は明らかであり、立場（政党）の違いにより、これらの州では、知事と議会が重要な政策について対立する考え方をもちやすいからである。また、双方とも、何らかの合意に達するよう努力するよりは、そういった意見の相違は、政治的優位性を勝ち取るための機会と捉えている。

あえていえば、拒否権は知事に立法過程の方向に影響を与える機会を与えるのである。例えば、ニューヨーク州では、恐らく他の州よりもずっと頻繁に、多くの重要法案が「密室の3人」、つまり、知事、州議会上院多数派院内総務、州議会下院議長による合意の結果として現れてきた¹⁹。

知事による幹部職員の任命（また、知事が州裁判所裁判官を任命する州においては）には、州議会上院による同意がなされることが多い。一般的に、執行機関の幹部職員の任命は、裁判官の任命に比べてあまり吟味されない傾向がある。その理由は、裁判官の在職期間は、執行機関の幹部職員のそれをはるかに超えて続くことが多いが、ほとんどの執行機関の役職は、知事の任期切れとともに任期切れするからである。各党は、知事の人事能力に影響を与え得るような州議会上院を形成しようとする。上院が知事の所属政党によって支配されていない州においては、知事の所属政党が州議会上院を支配している州においてよりも、知事による幹部職員の指名はより吟味され、また、より拒否される傾向にある。

ほとんどの州において、知事は州議会の特別会を招集し、さらに、その議題を設定することができる。知事は、「施政方針演説(State of the state)」をする（合衆国大統領による一般教書演説と似ている）。

知事と議会の関係の最も重要な変化の一つは、議会の専門化の進展を通して起こっ

¹⁹ Creelan and Moulton（脚注5に同じ）

てきた。歴史的にみて、議会に対して知事は、政治的競争に勝利するために必要な資源のほとんどを所有しているものとして優位に見なされてきた²⁰。知事は、そのスタッフと執行機関の官僚に、州行政の実施に当たって頼ることができた。対照的に、議会は構造的に弱いものと見なされていた。職員の配置も足りず、定例会のみという限定された期間のパートタイム議員であることにより、不利な立場に立たされていた。

専門的知識を備えた補佐職員の出現は、議会が専門化している州において、資源不足であった議会のハンディが取り除かれるのを促進した。今では、多くの州における議会の予算局は、議会が知事提出予算案を分析・調査するのを支援し、事業評価のスタッフは、知事の政策を評価するのを支援し、コミュニケーションスタッフは、議会がそのメッセージを有権者に伝えるのを支援している。

議会における専門化の進展は、州政治において知事が独占してきた伝統的優位性を議会が奪っていくのを促進してきた。

2 地方自治体と地方議会

執行機関と議会との関係は、自治体の制度類型によって異なる。しかしながら、制度の違いとは関わりなく、ほとんどの地方議員はパートタイムであるために、執行機関（強市長か支配人か）が限られたスタッフを独占する傾向がある。ニューヨーク市を代表とするいくつかの大都市では、議会指導部スタッフとして任命された専門職スタッフを大勢擁する議会があるが、執行機関のそれと比較すると、依然小規模であるといえる。

強市長 議会型の地方自治体では、市長は、部局長の任免、自治体官僚の指揮、予算編成、法案への拒否の分野において強い権限を持っている。一般的に、大きな市の市長は、市議会に対してより大きな影響力を持っているように見える。これは、より大きな市は、より多くの要求に直面し、強力な執行機関を背景にした1人の個人による指導力を求めているからかもしれない。

大きな市において、市長が市議会へ影響力を行使することができるのには、他にも理由がある。強市長 議会型の市の市長は、ニューヨーク市のような最大の市にあってさえも、依然として、パートタイムの職業であると見なされている一般的な市議会議員よりも、より多くの時間を市長の職務遂行のために割いている²¹。市長はまた、知名度の高い政治家であり、そのことにより、報道機関、利益団体、公衆一般から、彼らの政策へのサポートを再び呼び集めることができる。また、市長は、多くの場合、最大の都市においてさえも、比較的少ないスタッフしか割り当てられていない市議会

²⁰ Dresan, Dennis L., and James J. Gosling. 2004. "Politics and Policy in American States and Communities," 4/e. New York: Pearson Longman

²¹ Bancroft, Raymond. 1974. "NLC Research Report: America's Mayors and Councilmen: Their Problems and Frustrations." Washington, DC: National League of Cities, 1974: 58

議員らよりも多くの情報を有している。最後に、拒否権を有する市長は、州や連邦レベルにおける同等の地位にある者と同様に、法案の成立を阻止するために拒否権を使い、また、彼らが望む法案を制定するよう議会に影響を及ぼす。

弱市長 - 議会型制度においては、議会は、地方自治体の執行機関を支配する。法律制定という彼ら固有の職務に加え、議会は、執行機関各部局の監督及び予算編成に責任を負う。通常、これらの業務は、議会内の常任委員会もしくは、任意で協力する部局長によってなされる。

理事会型制度の下では、市長の公式な権限は、通常、理事会の議長を務め、市の儀典の長としての役割を果たすことに限られる。これらの地方自治体の長は、理事会の委員でもあり、理事会の他の委員と同様の権限を有している。

議会 - 支配人型制度の自治体では、(義務ではないが)自主的に議会に協力している職員が、通常、議会の会議の議題を準備するが、支配人は、議会の承認を得るために予算案を提案し、議会に対して政策提言をし、部局長を採用及び解雇する。明らかに、議会は支配人の下位にあるといえる。それには多くの理由がある。1つめは、自治体はいわゆる「専門家」によって運営されるのが理想であるという潮流が発展期にあったからである。2つめは、議会議員がパートタイムであるのに対し、支配人は専任職員であるということである。支配人は、いわゆる「強市長」のように、市議会議員の誰よりも地方自治体の仕事について知っているものだからである。

しかしながら、結局のところ、支配人は議会の従業員である。強市長とは異なり、支配人は頼るべき政治的な後ろ盾もない。従って、支配人は、その職から追われることがある。それは、ある政治学者²²によると、以下の状況が生じた場合に起こりやすい。(1) 支配人と議会との権限配分についての意見の相違、(2) 支配人と議会議員とが性格的に衝突、(3) 政治的偏り(例えば、支配人が議会の一派閥に接近しすぎていると認識されたとき)(4) 支配人と議会とのコミュニケーションの崩壊、(5) 議員が個人的理由で誰かに政治的便宜を図るために政策を歪曲、などである。

第4節 選挙及び選挙区割り制度

合衆国の選挙は、ほとんどの地域において、例えば、「小選挙区制度(先着順)」のように相対多数の基準により決せられる。しかし、州議会議員と地方議会議員とでは、選挙で採用されている選挙及び選挙区割り制度に、いくつかの相違点がある。

1 州議会

ネブラスカ州を除いて、すべての州議会は、各州が定めた選挙法によって、政党選挙に基づいて選出される。連邦最高裁判所が、議会議員の選挙区は原則として同程度

²² Carrell, Jephtha J. 1962. "The City Manager and His Council: Sources of Conflict," Public Administration Review 22 (December); 204-207

の人口規模でなければならないということを、Baker v. Carr (1962)の裁判で判示したことにより、議会は10年ごとの国勢調査の結果に従って、選挙区再区割りを実施した。この再区割りにより、地方部から都市部及び都市部郊外への議会選挙区が移り変わり、州議会へ選出される民族的少数派とアフリカ系アメリカ人の数が増加した²³。

ほとんどの州では、小選挙区（1人選挙区）から議員を選出するが、いくつかの州では、大選挙区（複数選挙区）から議員の少なくとも何人かを選出する。例えば、カリフォルニア州やニュージャージー州の両州では、一つの選挙区から上院議員1人と下院議員2人を選出する。大選挙区に対する議論の1つは、大選挙区制によって、候補者は、自身の選挙区のいかなる問題に対しても、他の議員へ責任転嫁することにより、自らの行動の説明責任を回避することができるということである。大選挙区制はまた、候補者が選挙区全域の有権者からの支持を取り付けようとするよりも、選挙区内の小グループからの支持獲得に集中する、「なれ合い政治」または「縁故政治」へと走りやすい環境をつくり出す傾向があるといわれる²⁴。

2 地方議会

地方の選挙制度は、州レベルにおけるよりも多様である。

（1）党派選挙 対 無党派選挙

市の多くは、無党派選挙を採用している。無党派選挙を支える論理的根拠は、これらの選挙は、有権者の関心を、所属政党よりも、むしろ、争点となっている政治的問題点と候補者の資質に集中させるということである。これは、必ずしも、無党派選挙において政党が何ら役割を果たさないということの意味するものではなく、候補者の公認及び選挙運動をするなど、舞台裏において活発に関与している。また、無党派選挙を採用している市のいくつかでは、選挙の際に、市民団体や企業グループが特定候補者の支持を表明する姿がよく見られる。

無党派選挙は、知名度が高く、広告費などに要する資金を豊富に有する現職候補者に有利に働く傾向があると言われてきた。2003年に、マイケル・ブルームバーグ・ニューヨーク市長は、ニューヨーク市の選挙を党派選挙から無党派選挙へ変えることを提案した。しかし、市の共和党、民主党、保守党のリーダーたちが、無党派選挙は投票率を低下させ、それによって富裕な候補者が有利になるとして反対し、論争が起こった。その法案は、結局、70%対30%で否決された。

ニューヨーク市やフィラデルフィア市をはじめいくつかの市では、党派選挙を続けている。党派選挙が行われている市では、初めに予備選挙が行われて、各政党はこの

²³ Elder, Ann H., and George C. Kiser. 1983. "Governing American States and Communities: Constraints and Opportunities." Glenview, IL: Scott, Foresman and Company.

²⁴ Key, Valdimer Orlando. 1949. "Southern Politics in State and Nation." New York: Knopf.

過程で一般選挙に向けて一人の候補者を指名する。

(2) 全市一区選挙 対 選挙区選挙

革新主義的な時代の間、自身体改革者たちは、市議会議員選挙において、市を多くの選挙区に分割し各選挙区から市議会への代表者を選出する「選挙区選挙」から、市全域を1選挙区として選挙を行う、いわゆる「全市一区選挙」へと移行する試みに多くの市で成功した。

第2章 議会改革における主な動向と課題

議会改革に関連して、州議会と地方議会の両方に共通する主な動向を、以下に確認する。

第1節 任期制限運動

1 任期制限運動の概要

任期制限運動は、専門性を高めた議会の出現に対する反動であった。2002年までに、21州が、州議会議員の任期に対して任期制限を採用した。任期制限を提案する立場からは、任期制限の設定は、議会に新鮮な血と新たなアイデアを取り入れることを約束し、定期的に現職が退き、「空席」が創出されることによって公選職への競争を育成し、これらを通じて、議会に、より市民が参加できる環境を整えるという主張がある。

一方、任期制限に反対する立場からは、任期制限導入論者は、議会における出世至上主義に対する懸念を誇張している恐れがあるとの主張がなされている。18年間以上にわたる、6州におけるある研究によると、まる18年間現職であり続けた議員は、対象とした6州の議員全体のわずか3%にも満たないとのデータがある²⁵。また、任期制限は議会の効率性を制限することにつながるという主張もある。つまり、任期制限は、同僚議員を統率する能力に欠けるような経験の浅い議会指導者を生み出すことになり、議員が未熟であることによって、相対的に、政治の舞台におけるもう一方の役者である官僚、利益団体、議会スタッフ、そして知事の影響力が大きくなると考えているのである。さらには、経験が浅いことによって、議案審議に必要とされる専門的知識の蓄積がなされず、問題点を深く掘り下げた審議がなされない恐れも指摘されている。任期制限に反対する者の中には、任期制限のある議員は、任期制限のない議員よりも有権者に対する責任感が希薄になりがちであると考える者もある²⁶。

任期制限は、現職議員に対して職場から去るよう強要するが、それは、政界からの引退を意味してはいない。例えば、カリフォルニア州議会の実力派議長であったウィリー・ブラウン元議員は、任期制限で州議会を去った後、サンフランシスコ市長になった。また、1993年に自治体の公選職の任期制限が設定されたニューヨーク市では、2001年の市長選挙における4名の民主党候補はすべて何らかの公選職の任期制限を迎える者たちだった。

表6は、現在州議会議員に任期制限を課している15州について、上院、下院のそれぞれにおける導入時期、制限年数を表している。

²⁵ Luttbeg, Norman R. 1992. "Legislative Careers in Six States: Are Some Legislatures More Likely to Be Responsive? Legislative Studies Quarterly 17, no. 1 (February)": 49-68

²⁶ Carey, John, Richard Niemi, and Lynda Powell. 1998. "The Effects of Term Limits on State Legislatures, Legislative Studies Quarterly XX□": 271-300

表6 任期制限を採用している州

州名	法律制定年	下院		上院		賛成票%
		年数	施行年	年数	施行年	
メイン	1993	8	1996	8	1996	67.6
カリフォルニア	1990	6	1996	8	1998	52.2
コロラド	1990	8	1998	8	1998	71.0
アーカンソー	1992	6	1998	8	2000	59.9
ミシガン	1992	6	1998	8	2002	58.8
フロリダ	1992	8	2000	8	2000	76.8
オハイオ	1992	8	2000	8	2000	68.4
サウスダコタ	1992	8	2000	8	2000	63.5
モンタナ	1992	8	2000	8	2000	67.0
アリゾナ	1992	8	2000	8	2000	74.2
* ミズーリ	1992	8	2002	8	2002	75.0
オクラホマ	1990	12	2004	12	2004	67.3
ネブラスカ	2000	-	-	8	2006	56.0
ルイジアナ	1995	12	2007	12	2007	76.0
** ネバダ	1996	12	2010	12	2010	70.4

* 補欠選挙があったため、任期制限は 2000 年に 8 名の現職下院議員に、また 1998 年に 1 名の現職上院議員に影響があった。

** ネバダ州法制審議会と司法長官は、ネバダ州議会の任期制限は、任期制限法案が可決された年（1996 年）に選出された同州議会議員には適用され得ないと裁定したため、同州における任期制限は 1998 年の選挙で選出された議員から適用された。

出典：NCSL <http://www.ncsl.org/programs/legman/about/states.htm>

2 任期制限の対象 連続任期か生涯の任期か

任期制限は、連続任期の制限か生涯の任期の制限かで、大きく 2 つに分けられる（表 7）。連続任期を制限する州議会においては、議員は所属する院において定められた年数までしか議員を務められないが、当該院における制限年数に達した後、他方の院の議員に立候補することができる。辞職後、設定された期間（通常は 2 年間）を置けば

任期制限はリセットされ、元の議員職に立候補し、再び制限任期まで議員職を務めることができる。

一方、生涯の任期を制限している州議会においては、議員がいったん制限任期まで議員を務めた後は、当該議員は同一の議員職に再び立候補することはできない。生涯の任期の制限は、連続任期の制限に比してより厳格であるといえる。

表7 任期制限を採用している州議会

任期制限の年数	連続任期を制限している州	生涯の任期を制限している州
下院6年 / 上院8年		アーカンソー、カリフォルニア、ミシガン
合計8年	ネブラスカ	
下院8年 / 上院8年	アリゾナ、コロラド、フロリダ、メイン、モンタナ、オハイオ、サウスダコタ	ミズーリ
合計12年		オクラホマ
下院12年 / 上院12年	ルイジアナ	ネバダ

また、以下6州において、いったん任期制限制度を導入した後、議会または裁判所の決定により、同制度を廃止している。

表8 任期制限を導入後、廃止した州

州名	法律廃止年	法律制定年	廃止決定の主体
アイダホ	2002	1994	議会
マサチューセッツ	1997	1994	州最高裁判所
オレゴン	2002	1992	州最高裁判所
ユタ	2003	1994	議会
ワシントン	1998	1992	州最高裁判所
ワイオミング	2004	1992	州最高裁判所

第2節 予算審議過程の公開

市民参加に関する顕著な努力の一つとして、予算審議への市民の関与が挙げられる。オレゴン州による1991年の試算で、1994年までの財政赤字が8百万ドルと予想されていたユージーン市である。州憲法による制約があるため、独自課税及び増税の権限も制約されており、窮地に追い込まれたユージーン市当局は、予算とのギャップを埋める方策を決定する過程に、その市民を取り込んだ。市財政運営にあたって選択可能な多様な選択肢について、ユージーンの一般市民に議論してもらうために、市民を長期的政策の意思決定過程に関与させた。これは、地域社会のすべての人々に対してオープンであった。

「ユージーンの決断」は3段階の過程だった。第1段階では、一連の市民フォーラムが、いかに市の財政問題を解決するかについてのアイデアを生み出すために開かれた。第2段階では、市議会は、市民に予算の選択肢とともに一連の調査を送った。第3段階では、市議会は、その選択肢を発展させ、住民はその優先順位を表明するように求められた。自治体サービス、新たな仕事の手順、新設及び増額の使用料課金等に対して、それらを認知させ、さらには合理的に整理統合するという内容を含んでいた。

第3節 市民参加の効果的モデル

行政への市民参加の動きは1960年代の「地域社会の管理運動」とともに始まり、特に地方レベルにおいて、政策形成への市民の関与を促進させる努力がなされてきている。初めに、「地域社会の管理運動」は教育分野において起こったが²⁷、後に、彼らに影響する決断に参加する、広範な問題へと広がっていった。地域社会管理は、そもそも、伝統的な統治機構に組み入れられていないと主張するアフリカ系アメリカ人の要求であったが、それは後に有権者全体から受け入れられることとなった。

地方自治体は、「小さな」市役所への転換、近隣諮問委員会や地域の相談窓口の設置などによって対応した。

1 「小さな」市役所

「小さな」市役所への転換によって、自治体サービスは分散することとなった。「小さな市役所への取り組み」は、1960年代後半から1970年代前半にかけて、ニューヨーク市及びボストン市で行われた²⁸。いくつかの市では、自治体サービスの管理運営と実際のサービスの提供は地域レベルに分散された。「小さな市役所」へと転換した

²⁷ Fantini, Mario D., Marilyn Gittel, and Richard Magat. 1970. "Community Control and the Urban School." New York: Praeger.

²⁸ Nordlinger, Eric A. 1972. "Decentralizing the City: A Study of Boston's Little City Halls." Cambridge: M.I.T. Press.

他の多くの市では、地域社会レベルにおいてサービスを受けることは可能であったが、その管理運営は、自治体の役人の集中管理のままだった。

2 近隣諮問委員会

市民参加のもう一つの道は、地域社会ベースの諮問委員会の創設であった。例えば、ニューヨーク市は、1970年代に59のコミュニティー地区を設置した。50人の委員によるコミュニティー・ボードは、区長により任命され（任命の半数はコミュニティー地区選出の市議会議員らによる推薦によらなければならない）、報酬は無償、各地区の自治体所有施設の建て替えについて、また、ゾーニングの変化等を含む土地利用問題について諮問される。コミュニティー・ボードは、市の予算に対する提言を行い、地域社会におけるサービスの分配を監視するほか、地区管理者及び他のスタッフを彼らの責任において雇用する。

3 地域の相談窓口

多くの市が、さまざまな手法でユージーン市における実験を見習おうとした。例えば、1992年から2001年までの10年間、レキシントン・フェイエット都市圏カウンティ（ケンタッキー州）は、近隣住民組織、市民組織、若者グループ、学校、宗教団体を組み込んだ、地域に広く開かれた公共懇談会プロジェクト「レキシントンを語ろう Speak Out Lexington」を実施してきた。各会議は、その年ごとに定められた議題について、意見交換を行った。

第4節 政党政治の影響の制限

ネブラスカ州議会と多くの地方自治地体は、無党派選挙を実施している。他の49州とニューヨーク市のような大都市においては、選挙では、依然として政党が主要な役割を果たしている。政党単位で思考し行動するという意味での党派心は、党派選挙に浸透しているが、そういった中でも、党派に偏った考えに制約をかける、あるいは、議会において少数党派の考え方が代表されることを保証するように仕組みをつくる努力は、これまでもなされてきている。

1 制限投票

制限投票においては、有権者は候補者数よりも少ない投票を投じる、もしくは、政党は議席数よりも少ない候補者を指名するか、いずれかである。制限投票制度によって、議会は、その他の議席が多数派政党によって独占されていた場合でも、少なくとも1つの「少数派政党」の議員が、議席を得ることが保証される。制限投票は、ペンシルベニア州フィラデルフィア市、ワシントンD.C.、コネチカット州ハートフォード市等、多くの地区の選挙で採用されている。

2 無党派選挙区再区割り

歴史的に、選挙区の再区割りには、議会が責任を負ってきた。このことは、現職議員を保護する、また、ゲリマンダリングを通して政党の影響力を永続化させるような再区割りをつくり出すという結果を生み出していた。

議会の党派政治を緩和する手法の一つに、再区割りの責任を議会から独立選挙区割委員会へと移行することがある。再区割りの排他的な権限を、何らかの種類の独立機関に与えている州は 12 州ある²⁹。

しかしながら、そういった機関は、議会から「独立」はしているものの、議会が議会指導部によって任命される委員を含む場合が多い(12 機関のうち 9 機関)。従って、これら機関は、特定党派の利益に偏らない再区割案を作成することを意図され設置されているが、現実にはその目的が達せられているとは言い難い状況である。

²⁹ 独立選挙区割委員会へ選挙区割の権限を与えている 12 州は、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、コロラド、ハワイ、アイダホ、ミズーリ、モンタナ、ニュージャージー、オハイオ、ペンシルベニア、ワシントンの各州である。

第3章 ケンタッキー州議会の概要

第1節 ケンタッキー州の概要

ケンタッキー州、正式名称コモンウェルスオブケンタッキーは、バージニア州のカウンティの一つから、1792年6月1日、15番目の州として独立した。同州は、面積104,659平方キロメートルで50州中37番目、人口409万人（2002年時推計）で50州中26番目の規模である。フィスカルコート型という行政形態の120のカウンティと、424の市以下の自治体を有する。人種の内訳は、75.6%が白人、アフリカ系12.2%、アジア系4.2%などであり、スペイン語を話すヒスパニックとして分類される人々は14.2%に上る。

最初の州議会は、州政府の組織のため、1792年にレキシントン市で21名の議員によって開催された。現在の州都 فران克福ルトは、人口分布の点からほぼ州の中間地点に位置するという地理的理由が大きく州都に決定された。そして翌1793年、州議会はこの州都で初議会を迎えた。

州憲法は、1792年に初めて採択されて以来、1799年、1850年、1891年と新たな憲法が採択されてきた。現憲法は1891年採択のものであるが、その後、各種問題を解決するために改正が続いている。

同州における主な政党は、民主党、共和党、立憲党、自由党である。2006年1月時点の同州選挙人名簿への登録数値から、民主党1,549,594人、共和党988,008人、他172,894人の合計2,710,496人となっている。

同州選出の連邦下院議員（2年任期、任期制限なし）は6名おり、うち5名は共和党、1名は民主党に所属している。連邦上院議員（3分の1ずつ2年ごとに改選される。6年任期、任期制限なし）2名は、いずれも共和党所属である。

第2節 州政府の機構

州憲法第27条は、州政府を3つの機関、法律を制定する立法機関、法律を解釈する司法機関、法律を執行する執行機関で構成すると定めている。このうち州議会は、立法機関として法律制定を行うことに加え、州予算及び税制を制定する。

現知事アーニー・フレッチャー氏はケンタッキー州知事としては1971年以来、32年ぶりの共和党知事として2003年に当選した。同州知事には連続2期までの任期制限が定められているが、現知事はその1期目である。

副知事は、知事と同時に一組で選出されるため、知事と同一政党である。また、知事と副知事は選挙の日から5回目の火曜日に就任し、その業務を開始する。交代がある場合には、現職は、新たな知事及び副知事が就任する日まで任期を継続しなければ

ならない³⁰。

知事、副知事以外の州政府の公選職は、州全域の有権者による直接選挙で選出されることが州憲法上規定されている職としては、州務長官、司法長官、財務長官、監査役、農務長官であり、任期はすべて4年間、任期制限はない。現任期は2003年11月から2007年11月までである。各公選職の所属政党は、それぞれ、州務長官：共和党、司法長官：民主党、財務長官：民主党、監査役：民主党、農務長官：共和党となっている。

知事以下上記公選職は、すべて党派選挙³¹により選出される。

第3節 州議会の構成

1 議会に関連する規定

州憲法は立法機関の統治に係る条項を含んでおり、定例会の期間、州議会議員の選挙区、任期、資格、議会の仕事の手順、議会の指導体制、議会補佐機関について定めている。州憲法に規定のない事項については、州法により規定されており、さらには、上院及び下院が、各院で定める、議会規則により規定されている。同規則は、各院の議案審議手続き、各委員会の所管事項等をその内容として含み、本会議及び委員会の統治規範として用いられるとともに、議会運営全般の手引書として位置づけられている。各定例会の初日の本会議において承認され、その定例会中の規範として適用される。次期定例会では、また新たに本会議に諮られ、承認を経て成立する。上院と下院の規則の内容には、役職名、委員会の名称の他、若干の手続き上の違いは見られるものの、議案審議手続き等重要事項についての考え方は同じであると考えて差し支えない。各院において、定例会ごとの議会規則に大きな改正がなされることはまれである。

2 組織体制

州議会の組織は、上院及び下院³²の2院体制であり、両院を合わせた州議会全体は州憲法³³により「ゼネラル・アセンブリー」と定められている。さらに、同条により「立法権は、下院及び上院に付与されている」と規定され、州議会は、同州における唯一の立法機関として定められている。

議員数は州憲法³⁴によって上院38名、下院100名と規定されており、任期は上院が

³⁰ 州憲法第73条。

³¹ 党派選挙とは、一般選挙に先立ち各政党による候補者絞込のための予備選挙が行われ、一般選挙では政党同士が、一本化した候補者を立て争う選挙を指して言う。これに対し、予備選挙を行わない選挙は無党派選挙と呼ばれている。

³² 上院：Senate、下院：House of Representatives

³³ 州憲法第29条："General Assembly of the Commonwealth of Kentucky"

³⁴ 州憲法第35条。

4年間、下院が2年間である。上院は半数ずつ、下院は一斉に改選され、いずれも任期制限はない。

上院と下院の仕組みは議員数の違いを除けばほぼ同一であり、一方の院の組織構造を他方にも当てはめることができることから、以下、本レポートでは、各項目の例示として、上院の状況を中心に取り上げている。

3 州議会の政党

州議会議員の所属政党は、上院では、議員数の多い順で、共和党、民主党、無所属である。下院では、議員数の多い順で、民主党、共和党である。

州議会各院では、多数議席を占める政党が多数派となり、議決における意思決定権を握ることとなるため、実質的に指導部の各役職を独占する。自党の政策実現の目的達成のために、ほとんどの場面でこの政党単位で行動する。

日本の地方議会では、地方議会内の政治的グループを会派として認め、会派は必ずしも政党と一致することは求められないが、ケンタッキー州議会（さらには米国の州議会一般に共通していると推量される）では、一定要件を満たした州政府への登録政党のみが州議会においても政党として活動することができる。

4 州議会の指導体制

ケンタッキー州議会各院の指導体制は、第1章に紹介した、全米州議会連盟が標準的指導体制として紹介しているものと同一である。指導部の各役職は、議員選挙の行われる偶数年の11月の後の最初の定例会、つまり奇数年1月に招集される定例会において選出される。奇数年の定例会は、詳しくは後述するが、2部に分かれており、特にその第1部を、組織編成の定例会と呼び、議長選挙を初めとした組織体制の確立手続きに当てている。

この際、本会議で全議員による選挙で選出されるのは、両院いずれにおいても、州憲法で設置することが規定されている議長、議長代行の2つの役職である。両者は、本会議における選挙で選出されるが、事実上、多数を占める政党の党員集会における選挙の結果が、追認される形となる。上院の議員構成は、共和党議員22名に対し民主党議員15名、独立系1名で共和党が多数派であり、議長及び議長代行は共和党議員により独占される。下院においては、民主党議員56名に対し共和党議員44名で民主党が多数派であるため、民主党議員が議長及び議長代行の職を独占する。議長及び議長代行の任期は2年間である。

(1) 上院の指導体制

上院指導部の各役職の役割と権限については、以下のとおりである。

ア 上院議長（共和党）: President of the Senate は、上院を代表し、上院における最大の権限を有している。ケンタッキー州においては、上院議長が本会議を主宰し、議事整理を行い、委員会の委員長及び委員を任命し、議案を委員会に付託する権限を持っている。この議長職と後述する多数派院内総務の二者が、同州議会において広範かつ強力な権限を持ち、議会運営に強い影響を与えている。

イ 上院議長代行（共和党）: President pro tem of the Senate は、本会議において、議長が不在もしくは離席した際に、議長に代わって議事進行を行う等、議長の役割を果たす。議場においては、議長に次ぐナンバー 2 の権限を有するかのような外見を呈するが、その実際は、審議過程における運営方針への関与も必ずしも強くはなく、名誉職的な位置づけという見方が相応しい。

（２）上院多数派の指導体制

ケンタッキー州議会上院における、議長に次ぐ権力者は、多数派院内総務である。多数派院内総務は、州議会において多数を占める政党の指導部の役職という位置づけではあるが、多数派の指導部は、それがそのまま院全体における指導体制となる。

各院の各政党において、それぞれ、院内総務、院内議員総会幹事、院内幹事の各役職が選出され、奇数年の定例会の第 1 部、すなわち組織編成の定例会本会議において、院内議員総会幹事によって議員総会における選出結果が報告される。これらの役職は、多数派、少数派いずれにも同種、同数存在する。任期は 2 年間である。

彼らの職務は、第一義的には、自党の利益が最大限となるように政党運営していくことである。しかしながら、議会の最終意思決定を左右する多数派が影響力を持つことは必然であることから、これら多数派の議員総会で選出された多数派指導部が、議長と一体となって、事実上、議会運営を担当し、立法過程において重要な役割を果たす。以下、多数派の各役職の役割と権限を見ていきたい。

ア 上院多数派院内総務（共和党）: Majority Floor Leader は、議案審議過程全般を通じて議案審議の進行に対して責任を負う。本会議においては議長への動議（Motion）、決議案（Resolution）を提出することによって、議長と一体となって議事進行を行っていく。その様子は、さながら掛け合いのようである。本会議における発言のほとんどは議長と多数派院内総務によってなされる。

イ 上院多数派院内議員総会幹事（共和党）: Majority Caucus Chair は、議員総会を主宰する。議長、議長代行を含む指導部の各役職は、通常、奇数年の定例会開会の一週間程度前に開催される議員総会において調整及び選挙が行われ、当職はこの議員総会を主宰する。その役割及び影響力は限定的であり、議長及び院内総務を補佐する立場である。

ウ 上院多数派院内幹事（共和党）: Majority Whip は、上院多数派院内総務を補佐し、その指導のもと、自党の投票とりまとめに責任を負う。役職名の鞭 Whip は、その

役割に由来する。当職も指導部の一員ではあるが、その役割及び影響力は限定的である。

院内議員総会幹事及び院内幹事の両者の権限は、議長及び多数派院内総務のそれとは格段の差があり、指導部の中での補佐役を務めるに留まっている。

(3) 上院少数派の指導体制

少数派の指導部は、多数決議により意思決定がなされる州議会においては、議案成立の可否に与える影響力は非常に弱い。少数派院内総務(民主党): Minority Floor Leader、少数派院内議員総会幹事(民主党): Minority Caucus Chair、少数派院内幹事(民主党): Minority Whip の役職が、組織編成の定例会において、上院本会議に報告される。

少数派は、議決における絶対的な影響力の弱さはあるものの、委員会審査、本会議における討論においてその存在感を示すことができる。また、報道機関を活用して自党の政策発表を行う等、立法過程の周辺における活動ではあるが、その存在をアピールする活動も行われている。

(4) 副知事の上院議長兼務の廃止

議会指導部のうち、特に上院議長については、現在は、上院議長は2年ごとに定例会中の上院本会議において選挙で選出されているが、以前は、副知事はその職を兼務していた経緯がある。1992年11月に廃止された州憲法第83条には「副知事が上院議長である」と規定されていた。同州は、民主党政権が長く続き、州議会でもその両院において、長年にわたって民主党が多数派であった。現在の州議会多数派院内総務(共和党)によると、民主党所属の副知事が上院議長を兼務する状況が長く続いたため、上院の意思決定過程に対して、執行機関すなわち知事がその影響を及ぼしやすい環境が続いていた。州政府、州議会のいずれにおいても民主党が支配政党であったため、同党上院議員らはこうした状況を許してきた。しかし、当時少数派であった共和党上院議員らが主体となり、自らのリーダーは自らで選出し、上院の意思決定における独立性を確保することを目的として州憲法の改正を求めようとした。同趣旨に民主党上院議員の賛同も得、現指導体制の導入に至った。

(5) 下院の指導体制

下院の指導部の役職は、上院のそれと一部、名称を異にするが、前述したようにその種類、役割、数においては同様である。下院では、多数を占める民主党が主要な役職を独占している。以下に列挙する。

下院議長(民主党): Speaker of the House or Assembly、下院議長代行(民主党): Speaker pro tem、多数派院内総務(民主党): Majority Floor Leader、多数派院内議員総会幹事(民主党): Majority Caucus Chair、多数派院内幹事(民主党): Majority Whip、少数派院内総務(共和党): Minority Floor Leader、少数派院内議員総会幹事

(共和党): Minority Caucus Chair、少数派院内幹事 (共和党): Minority Whip

5 指導部のオフィス

指導部の各役職に就く議員には、各院の議場のある州議会議事堂に指導部専用のオフィスが、さらに控え室として常時使用されることとなるオフィスが別館にそれぞれ与えられる。

通常は、別館の指導部オフィスを州議会における拠点として活動するが、定例会開会中は議事堂オフィスも併用する。開会中は、本会議開議直前や散会後の会派指導部による協議の場としても頻繁に使用される。閉会中は議事堂オフィスの使用頻度は低くなるが、常に使用可能な状態に維持されている³⁵。

別館の指導部オフィスには年間を通して、常勤の指導部専属スタッフが配置され、指導部の活動、すなわち議会運営を補佐している。

議事堂の指導部オフィスには、定例会開会中は数十名のスタッフが配置されるが、年間を通して配置されている常勤スタッフは3名である。

第4節 上院と下院の関係

議案審議過程等の手続においては、上院と下院は全く同等の権限を有しており、差異はみられない。しかしながら、両院の関係は、その地位において、上院が下院に優越する。これは、知事及び副知事不在の場合の州務の責任者（知事職務代理）が上院議長と定められていることに見ることができる。州憲法第85条後段に「知事空席の間、副知事が弾劾及び解職、不適格とされ、辞任もしくは死亡した場合、上院議長は、執行機関を管理・運営しなければならない。」と定められている。

その他、両院には、以下のような相違点がある。

選挙区割及び議員1人当たり（1選挙区当たり）の有権者数³⁶

上院議員1人当たり：73,500人

下院議員1人当たり：27,900人

被選挙資格（年齢、居住要件）

上院議員 30歳以上で州内に6年以上居住

下院議員 24歳以上で州内に2年以上居住

³⁵ 州法第6章第225節。

³⁶ 州選挙管理委員会発表の2004年11月2日時点の登録有権者数2,794,286人を、それぞれ議席定数で除して得られた数値の概数。

予算審議は下院から始められなければならない³⁷。

第5節 定例会

1 定例会と予算のサイクル

ケンタッキー州議会の定例会は、州憲法により、毎年1月の最初の月曜の後の最初の火曜日に招集されると規定されている。予算は、2カ年予算を採用しており、偶数年の定例会において、2カ年分の予算編成を行う。会計年度は、7月1日から翌々年の6月末までとなっている。

2 招集権 - 定例会と特別会 -

州議会の会議は、定例会と特別会の2種類に分けられる。定例会は、毎年、州憲法第36条で定められたスケジュールに従って1月に開催される。別途、招集のための通知等は行われない。

このほか、知事が必要と認めるときには、知事は、特定の議題を審議するために、州憲法第80条の規定に基づき特別会を招集することができる。特別会の招集権限は知事のみが付与されており、議会はこれを招集することができない。

3 会議の期間

ケンタッキー州議会は州都フランクフルトで毎年1回、1月の最初の月曜日の後の最初の火曜日に定例会を開催している。

特別会には期間及び回数の制限はないが、一般的に特別会は短期間の開催となっている。定例会が毎年開催されるようになってからは、特別会が招集されることは少ないが、過去、定例会が2年に1度開催されていたときには、年間複数回の特別会が招集されたこともある。

(1) 奇数年の定例会の時期

州憲法第36条第1項の規定では、奇数年に開催される定例会は、第1部と第2部に分けられ、合計30議会日を超えない期間、開催することを定めている。

州議会議員選挙は、偶数年に行われるので、選挙後、初の定例会となる奇数年の定例会では、議会は初めに組織編成を行う必要がある。奇数年の1月の最初の月曜日の後の最初の火曜日に、本会議の当該第1部の会議を開催しなければならない。2005年の定例会(図1)では、1月4日から7日までの4議会日がこれに当たり、この間、

³⁷ 州憲法第47条。

各院は、議長及び議長代行の選挙、政党幹部役職の決定などの指導部を選挙し、議会規則を採択し、委員会を組織し、委員長及び委員を決定、憲法上規定されている議会職員の任命などを行った。

議会は、その後、休会しなければならない。その年の2月の最初の火曜日に、議会各院は再度、開議し、本会議の第2部の会議を開く。2005年の定例会では、2月1日から3月22日までの26議会日がこれに当たる。第1部は、組織編成といくつかの議案の提出のみに費やされるため、実質的な議案提出及び審議はこの第2部をもって開始される。

第1部の本会議で、提出はされたが審議及び議決が行われていない議案はすべて、第2部へ持ち越される。

また、奇数年の定例会では、歳入計上、予算割り当て、課税を内容とするいかなる法案も、各院の総議員の5分の3の同意なしでは、法律として成立し得ない。

奇数年には、定例会は30議会日を超えて、かつ3月30日を超えて開くことはできない。ここでいう議会日とは、日曜日、法定休日、さらに上院・下院のいずれかが本会議を開催しない日を除いた暦日のことを指す。

図1 2005年定例会日程（奇数年の例）

2005年 定例会日程

1月 第1部

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
						1
2	3	4 開会（第1部）	5	6	7	8
		(1)	(2)	(3)	(4)	
9	10	11	12	13	14	15
16	17 Martin Luther King, Jr. Day HOLIDAY	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

網掛け部分（1月10日～1月31日）は、第1部と第2部の間の休会を表す。この期間に、各議員は、第2部で議案提出するために、立法調査委員会へ法案起草を依頼することが可能である。

2月 第2部

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
		1 P C 再開(第2部)	2	3	4	5
		(5)	(6)	(7)	(8)	
6	7 Last day for new bill requests	8	9	10	11	12
	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
13	14 Last day for new House & Senate bills	15	16	17	18	19
	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
20	21 Presidents' Day HOLIDAY	22	23	24	25	26
		(19)	(20)	(21)	(22)	
27	28					
	(23)					

2005年 定例会日程

3月

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
		1	2	3	4 Concurrence	5
		(24)	(25)	(26)	(27)	
6	7 HOLIDAY	8 Concurrence	9 知事の再請求のための予備日 VETO	10 再請求のための予備日 VETO	11 ための予備日 VETO	12 予備日 VETO
		(28)				
13	14 VETO	15 VETO	16 VETO	17 VETO	18 VETO	19 VETO
20	21	22 SINE DIE	23	24	25	26
		(29)	(30)			
27	28	29	30	31		
		閉会日(30議会日目) かつ3月30日まで		()内数値は議会日を表す		

(2) 偶数年の定例会の時期

偶数年は、州憲法第36条第2項で、議会は、偶数年の最初の月曜日の後の最初の火

曜日に定例会を開催しなければならないと定めている。偶数年には、定例会は 60 議会日を超えて、かつ 4 月 15 日を超えて開くことはできない。具体例として、2006 年定例会日程を図 2 に示す。

図 2 2006 年定例会日程（偶数年の例）

2006 年 定例会日程

1 月

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
1	2	3 (再開(第2部))	4 (2)	5 (3)	6 *H.R. 49 Posting required for prefiled House Bills (4)	7
8	9 (5)	10 (6)	11 (7)	12 (8)	13 (9)	14
15	16 Martin Luther King, Jr. Day HOLIDAY	17 (10)	18 (11)	19 (12)	20 (13)	21
22	23 (14)	24 (15)	25 (16)	26 (17)	27 (18)	28
29	30 (19)	31 (20)				

*House Rule 49 states in part: "In the case of prefiled bills receiving a favorable expression from the interim joint committee to which they were assigned, posting by the chair or the committee shall occur during the first week of the session, and those bills may be considered by the appropriate committee during the first three weeks of the session. No posting request shall be required for those prefiled bills."

2 月

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
			1 (21)	2 (22)	3 (23)	4
5	6 (24)	7 (25)	8 (26)	9 (27)	10 (28)	11
12	13 (29)	14 (30)	15 (31)	16 (32)	17 Last Day for Bill Requests (33)	18
19	20 President's Day HOLIDAY	21 (34)	22 (35)	23 (36)	24 (37)	25
26	27 Last Day for New House Bills (38)	28 (39)				

() 内数値は議会日を表す

Adopted by LRC 9/7/05

2006年 定例会日程

3月

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
			1 Last Day for New Senate Bills (40)	2 (41)	3 (42)	4
5	6 (43)	7 (44)	8 (45)	9 (46)	10 (47)	11
12	13 (48)	14 (49)	15 (50)	16 (51)	17 (52)	18
19	20 (53)	21 (54)	22 (55)	23 (56)	24 Concurrence Only (57)	25
26	27 Concurrence Only (58)	28 VETO	29 VETO	30 VETO	31 VETO	

知事の再議請求のための予備日

4月

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
						1 VETO
2	3 VETO	4 VETO	5 VETO	6 VETO	7 VETO	8
9	10 (59)	11 SINE DIE (60)	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	閉会日（60 議会日目） かつ 4月 15日 まで		27	28	29
30						

() 内数値は議会日を表す

Adopted by LRC 9/7/05

(3) 会期日数の違い

奇数年の定例会の会期日数が 30 議会日に対して、偶数年のそれは 60 議会日と多いのは、偶数年の定例会では予算審議が行われることによる。

両院において会期の長さに差異はない。仮に、一方の院が先にすべての議案の審議及び議決を終了し、他方の院にのみ審議日程が残っている場合などに、各院が閉会しようとする期日が異なり、かつ調整ができなかった場合には、知事が閉会日を決定できる。

(4) 会期中の休会

上院、下院いずれにおいても、会期中は、他方の院の同意なくしては 3 日間を超える休会、もしくは議場以外での会議開催はしてはならない³⁸。

(5) 定例会開催場所

定例会開催場所については、州憲法³⁹により、全ての本会議は州都で開催されなければならないと言及されている。ただし、戦時、暴動、ペストが発生した場合には、知事は、一時的に、他の場所において会議を招集することができる。

第 6 節 本会議

1 各院の議場及び議席

ケンタッキー州議会議事堂は、州都フランクフルトに置かれ、その 3 階に、上院及び下院の議場がそれぞれ設置されている（図 3）。

各院の議場には、議席のほか、議会事務吏員のための席、報道関係者席、傍聴席が設置されている。上院は議席 38 席（図 4 及び 5）、下院は 100 席（図 6 及び 7）のため、上院がスペースにおいてより余裕のある造りとなっている。傍聴席は両院とも、2 階から議場を見下ろすように設置されている。各院で 75 席設けられている。保安検査を通過し、氏名の記入等の簡単な手続きを経れば、誰でも傍聴可能である。

各院の議場及び議席配置は次の各図のとおりである。

³⁸ 州憲法第 41 条。

³⁹ 州憲法第 36 条第 3 項。

図3 ケンタッキー州議会議事堂(3階)見取図。手前が正面入口、右手が上院議場、左手が下院議場。

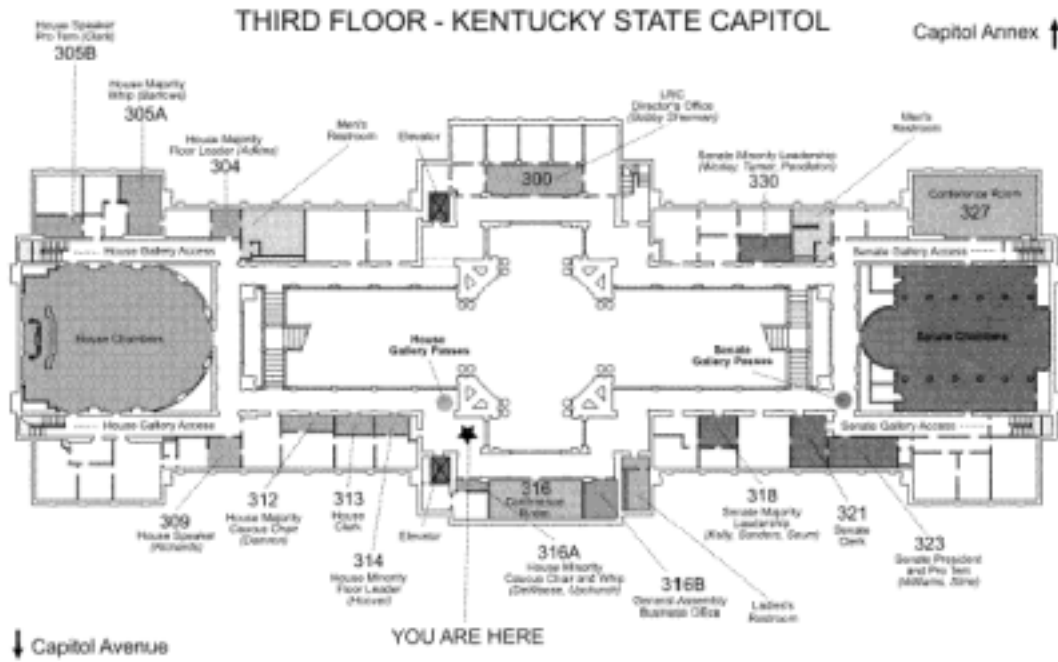


図4 上院議場議席配置図

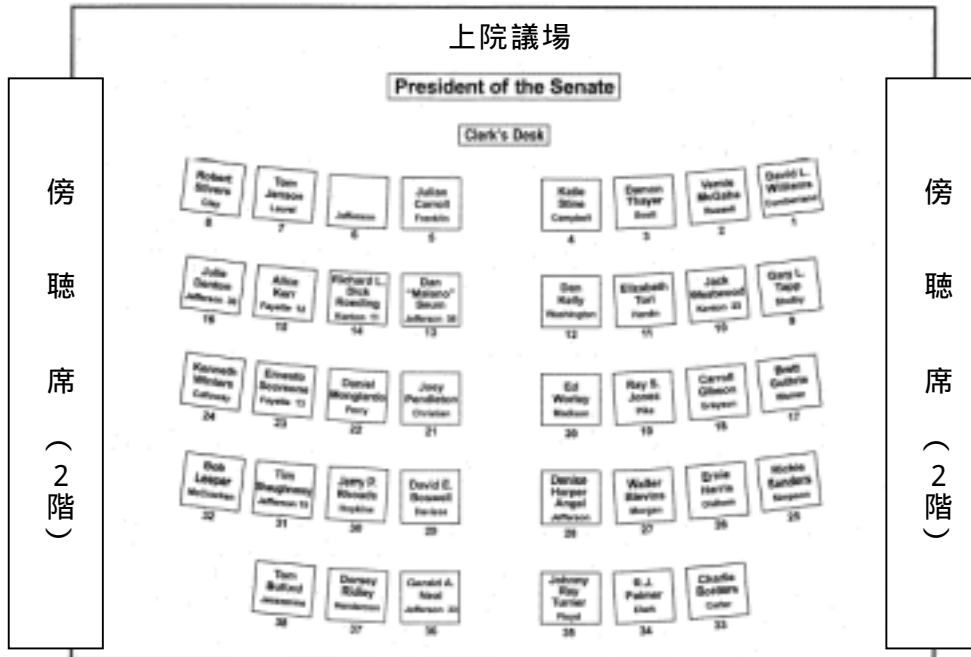


圖 5 上院議場風景



圖 6 下院議場議席配置圖

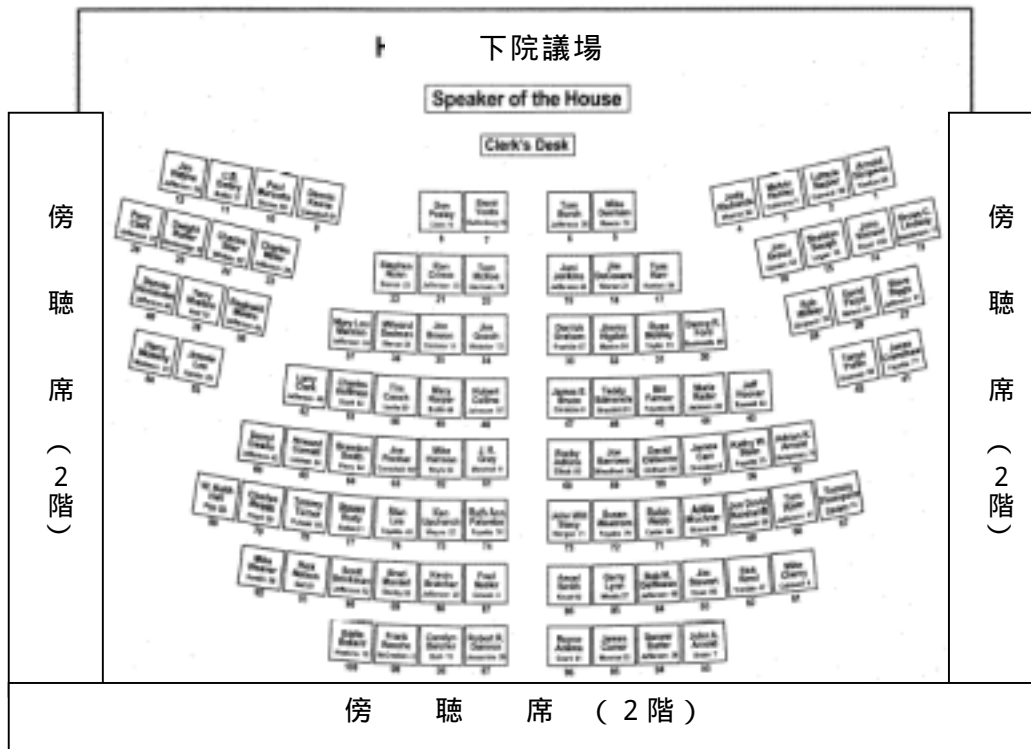


図7 下院議場風景



2 執行機関職員、議会スタッフの本会議への出席

議員以外に本会議への出席が義務づけられているのは、州憲法の規定により定められた、議長の議事進行を補佐する事務担当職員、警備長らのみである。知事もしくは執行機関職員は、法律上、本会議への出席は求められてはいない。従って、議場内には、日本の地方議会に見られるような執行機関説明者席は設置されておらず、知事はじめ執行機関職員が本会議で発言する機会は、原則としてない。執行機関からの説明は、会期中であれば常任委員会、閉会中には暫定合同委員会等の各種委員会において、必要に応じてその機会が設けられる。

本会議中、議場には議員以外に多くの人々が集まる。議席脇のスペース、傍聴席などのスペースにおいて、外部の傍聴者以外に、多くのスタッフが本会議を傍聴しているが、その多くは、州議会議員を補佐し、事務及び調査を行う立法調査委員会⁴⁰のスタッフである。

州議会のスタッフは、全員が立法調査委員会の職員であるが、主に各院の指導部の指揮のもと、指導部を補佐することを主たる業務とする党派スタッフと、議員の所属会派を問わずすべての議員に中立かつ公正に対応することが求められる無党派スタッフと、大きく2種類に分けられる。本会議中は、党派スタッフを中心に多くのスタッフが、指導部の議事進行を補佐し、各議員の要望に対応できるように備えるため、議場に待機している。

このほか、定例会の期間のみ、立法調査委員会に雇用され、定例会の事務補佐を行う臨時スタッフも、大勢議場内に臨席もしくは待機している。

また、他方の院の党派スタッフ数人も傍聴している。これは、議案審議の進捗状況を確認し、所属する院の議長に報告するためである。

⁴⁰ 第14節立法調査委員会（LRC：Legislative Research Commission）参照。

全体的な議場の様子は、一般的な日本の地方議会の議場に比べ、人の出入りも多く、やや騒然とした印象を受ける。これは、議員自身が本会議中、整然と自席に着席しているわけではなく、他の議員と協議するため離席したり、後述するコミュニケーション、イントロダクション、サイテーション等のため選出選挙区の有権者らを誘導するため議席を離れたりすることが多いためである。議事進行に支障を来すと議長が判断した場合には、議長は、木槌を用いる等して、静粛にするよう、あるいは着席するよう命ずることが少なくない。

3 本会議の定足数

各院における定足数、すなわち、会議体が会議体としての権限を行使することのできる最小限度の出席員数⁴¹は、州憲法第 37 条により所属議員の過半数と定められている。これに達しない場合には、議長は休会とすることができ、また、欠席している議員に対して出席するよう命ずる、さらには罰則を科す権限が法律により付与されている。

4 本会議の議事進行

州議会の本会議における議事進行は、議長が本会議を主宰し、議事進行を行う点では日本の地方議会と共通であるが、各議案の取り上げ方が異なる。同州議会では、各議案を本会議の議題とする際に、多数派院内総務が、その都度口頭により動議を提案し、議長がその動議の可否を諮った上で、動議の内容となっている議案を審議するという形で進められる。

両院とも、議事運営方法については、連邦議会の運営手続きを参考としている。標準的な一日の本会議の進み方は次のとおりである。

- ・ **祈りおよび忠誠の誓い**：本会議がある日は毎日、祈りと州旗に向かっての忠誠の誓い⁴²によって開議される。また、各定例会の初めには、本会議で祈りを捧げる牧師を招聘する決議案が採択される。参考に、ケンタッキー州議会の公式宣誓文を次に掲載する。"I pledge allegiance to the Kentucky flag, and to the Sovereign State for which it stands, one Commonwealth, blessed with diversity, natural wealth, beauty, and grace from on High."
- ・ **点呼**：会議を行うための州憲法で規定された定足数を満たしているかを確認するため、事務官が各議員を点呼する。出席議員は「アイ」と発声する。
- ・ **会議日報の読み上げと承認**：通常、前会議日の活動を記録した会議日報の読み上げ

⁴¹ 「地方議会」(ぎょうせい、大出峻郎著)より定足数の定義。

⁴² 州法第 2 章第 035 節。

を省略し、同日報を承認する内容の動議が提出される。

- ・ **新規法案および決議案の提出および読み上げ**：事務官は法案および決議案に、受理された順に議案番号を割り当て、新たな議案について、議案名と提出者名を読み上げる。法案および決議案は、審議中は一貫して、それぞれ割り振られた番号によって区別される。
- ・ **議案の常任委員会への付託の報告**：事務官は、委員会設置委員会によって何委員会に付託されたかを発表する。
- ・ **常任委員会の報告**：事務官は、議案についての委員会の審査結果を読み上げる。
- ・ **議案の第一読会**：州憲法により、すべての議案は、異なる3日間に分けて「読み上げられる」必要がある。これら議案は、議案名のみ読み上げられる。委員会からの「可決すべきものと決定」などの好意的な報告が、議案の第一読会の構成要素となる。第一読会を経た議案は、翌日議題とするために、審議日程（Calendar）に登載される。
- ・ **議案の第二読会**：審議日程（Calendar）に登載された議案は、議案名のみが読み上げられ（第二読会）、議事運営委員会へ送付される。
- ・ **議案の第三読会および通過**：議案名のみを読み上げることによって、当該議案に対する本会議における討論を開始するために、第三読会を行う旨の動議を提出するのは、通常、多数派院内総務が行う。
- ・ **動議、請願、連絡**：議員は、動議、請願、あるいは連絡事項として適当に分類され得るいかなる事柄をも、議題として提案することができる。
- ・ **議事日程**：議事運営委員会は、議事日程に議案審議予定を組み込む。多数派院内総務は、本会議における討論、修正その他の議事に備え、議事日程にある議案を議題として取り上げる。
- ・ **発表**：常任委員会委員長は委員会を招集し、各委員も発表があればその場でなすことができる。
- ・ **散会**：議事進行を行う議員は、他に議題としたいことがないか尋ねる。ない場合、動議によって、本会議は散会する。

5 散会と開議

各院は、定例会中は毎日、その日の散会及び翌会議日の開議時刻をそれぞれ独自に決定する。本会議には、各議員は広い州内各選挙区（100の下院選挙区、38の上院選挙区）から集まってくるため、居住地からの所要移動時間への配慮から、本会議開始時刻は、週初めの会議開会時刻は午後3時頃、週末直前の本会議は午前中となること

が多い。

なお、散会の時刻については、深夜（24時）までという定めがある。

6 議場における礼法

各院の議会規則は、議員は互いに他の議員を称呼する際に、その氏名によってはならないと定めている。議場においては、「 カウンティ選出の議員」のように、姓の代わりに、選出選挙区内の出身カウンティ名もしくは選出選挙区名を用いる。上院では、例えば、ワシントン・カウンティ選出の上院議員であれば、「ザ・セネター・フロム・ワシントン（選出選挙区内の出身カウンティ名）」と呼ばなければならない。下院では、「ザ・ジェントルマン（またはレディ）・フロム・ネルソン 50（選出選挙区名）」のように指名する。

また、議長に対しては、上院議長を「ミスター（もしくはマダム）・プレジデント」、下院議長は「ミスター（もしくはマダム）・スピーカー」の呼称を用いる。

7 議事次第書

本会議を整然と進行し、会議の能率を高めるためには、会議を主宰する議長は、簡明、かつ、正確に進行する必要がある。議長の議事進行によっては、議事が混乱し、收拾がつかない状態になるばかりではなく、議決が無効となり、あるいは長の再議の事由にもなりかねない⁴³。そのため、議長の発言原稿である議事次第書が、各院の指導部スタッフによってあらかじめ準備され、本会議議長席に備え付けられている。

同様に、動議を提出することによって、事実上、本会議の議案審議を主導する役割を担う多数派院内総務にも、議長と同様に発言原稿が準備される。その内容は、当然、議長と表裏一体となった内容のものである。

8 本会議での投票方式

上院はボイスポート式、下院は、原則としてボタン式を採用しているが、全会一致の案件に対する承認などの際にはボイスポート式によるなど、両方を併用している。

両院の議員は、自身の議席に着席しているか、着席しようとしていることが明確にわかる場合にのみ投票を行うことができる⁴⁴。欠席時の代理投票は認められていない。

（1）発声採決（ボイスポート）式

発声採決（ボイスポート）式の投票方法は、議長の指示により、投票担当事務官が

⁴³ 大出峻郎著「地方議会」（ぎょうせい）。

⁴⁴ 2006年定例会上院及び下院規則第25条。

各議員の名前を、アルファベット順に、「上院議員ケリー（セネター・ケリー）」のように点呼し、当該議員が賛成であれば「アイ（記録物等への表示は yea だが発声は aye とされる）」、反対であれば「ネイ」と意思表示する。点呼投票に際しては、議場前方面左手に設置されたスクリーンに、プロジェクターを使用して各議員の投票結果が逐次、反映、表示されていき、全員が音声と視覚によって投票結果を確認することができる（図 8）。

図 9 の投票結果を表示するスクリーンの一覧表の記号の意味は、それぞれ、Y=賛成（Yea）、N=反対（Nay）、P=出席（Present）、NV=投票せず（Not Voting）を意味する。

図 8 上院議場：正面左手にスクリーン



図 9 スクリーンに表示された投票結果

SENATE CONVENE				2006 REGULAR SESSION				Tuesday, January 13, 2006						
								YEA 35		NAY 0				
Motion to:														
Y N P NV				Y N P NV				Y N P NV						
Blevins Jr., W	○	○	○	○	Keen, A	○	○	○	○	Seam	○	○	○	○
Bonders, C	○	○	○	○	Leepet, R	○	○	○	○	Shaughnessy, T	○	○	○	○
Boswell, D	○	○	○	○	McGaha, V	○	○	○	○	Stine, K	○	○	○	○
Buford, T	○	○	○	○	Mongiando, D	○	○	○	○	Stivers, R	○	○	○	○
Carroll, J	○	○	○	○	Neal, G	○	○	○	○	Tapp, G	○	○	○	○
Carmol, J	○	○	○	○	Palmer II, R	○	○	○	○	Thayer, D	○	○	○	○
Gibson, C	○	○	○	○	Pendleton, J	○	○	○	○	Teri, E	○	○	○	○
Guthrie, B	○	○	○	○	Rhoads, J	○	○	○	○	Turner, J	○	○	○	○
Harper Angel	○	○	○	○	Ridley, D	○	○	○	○	Westwood, J	○	○	○	○
Harris, E	○	○	○	○	Roeding, R	○	○	○	○	Williams, D	○	○	○	○
Jensen, T	○	○	○	○	Sanders, R	○	○	○	○	Winters, K	○	○	○	○
Jones II, R	○	○	○	○	Scorsone, E	○	○	○	○	Worley, E	○	○	○	○
Kelly, D	○	○	○	○	Seam, D	○	○	○	○					

なお、上院議場の各議席の机上には、投票方法を明確に掲示し、議員が投票の際の意思表示方法に迷うことがないように、次のような手の平大のメモが貼付されている（図 10 及び 11）。

図 10 上院議席上のメモの内容

点呼投票についての説明

- ・ 緑は「賛成」投票を意味する。
- ・ 青は「反対」投票を意味する。
- ・ 黒は「投票せず」を意味する。

プロジェクター表示についての説明

- ・ 太大字は「審議中」を意味する。
- ・ 枠線で囲まれた緑は「可決」または「採択」を意味する。
- ・ 朱書き二重取消線は「否決」を意味する。
- ・ 青字「P.O.」は「除外」を意味する。
- ・ 黒取消線は「取り下げ」を意味する。

図 11 上院議席：机上左手にメモ



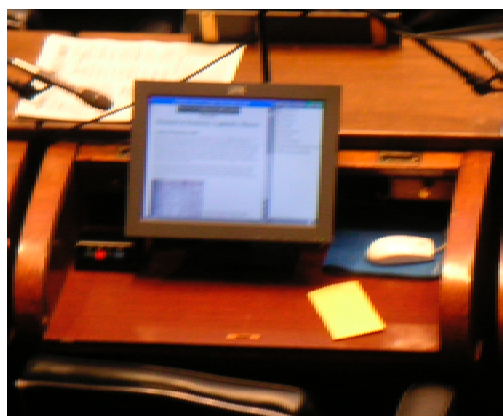
(2) ボタン式

下院においては、原則としてボタン式を採用している。議席における議員のボタン操作が直接議場全面に掲示された電光氏名掲示板へ表示されるため、発声を取り違えたりするなどの問題が起きにくい(図12及び13)。

図12 下院議場前方のネームボード



図13 下院議席の机上左手に投票ボタン



9 会議の記録

(1) 会議日報

州議会各院はその審議状況の記録した日報を作成し、公表しなければならない。あらゆる問題についての議員の投票結果は、二人以上の議員の要求により、日報に記載されなければならない⁴⁵。

(2) 議事録作成

議事録は、これを担当する議事録担当事務官(Minutes Clerk)が、議員議席と議長席の間に設置されている事務吏員席の一席において、本会議の成り行きすべてを見て、作成を担当する。

第7節 委員会

1 委員会の種類

ケンタッキー州議会には、会期中のみ活動を行う常任委員会、これを補完し閉会中に活動を行う暫定合同委員会、その他、法定委員会、特別委員会の各委員会が存在する。以下に各委員会について報告する。

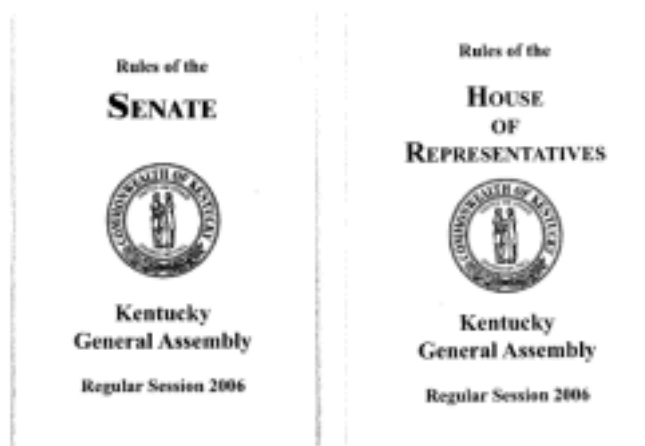
⁴⁵ 州憲法第40条。

2 常任委員会（会期中に活動）

常任委員会が立法過程に果たす役割は重要である。上院、下院はそれぞれ、各種議案審議を、時間的にも人的資源の上でも最も効果的な審議に適した構成となるように、定例会ごとに、常任委員会を組織する。各院の常任委員会の数は、2006年定例会においては、上院 14 委員会プラス 7 小委員会、下院 19 委員会プラス 7 小委員会である。常任委員会は定例会及び特別会の会期中のみ審議を行う。

各常任委員会の種類及びその所管事項は、各定例会の初めに各院でそれぞれ採択される議会規則により定められる。

図 14 各院規則の冊子表紙



（1）委員長、副委員長、委員

各常任委員会の委員長、副委員長、委員は、手続的には、委員会設立委員会（Committee on Committees）によって選定され、本会議に報告される。委員会所属に関して各議員は議員総会において希望を申し出る公の機会を持つ。それらを参考として、実質的に決定に影響力を持つのは、各院の議長及び多数派院内総務であり、最終的な決定権は議長にある。

立法調査委員会（LRC）の各委員は、常任委員会委員長を務めることはできない。

各委員会は、教育、交通等の特定の所管事項を持つ。各議員は、少なくともそのうちの1つの常任委員会に任命される。下院では、歳出歳入予算委員会、教育委員会、州政府委員会、立法調査委員会を除いて、所属できる常任委員会は3つまでと制限されている。一方、上院では、特段の制限は設けられていない。

1 常任委員会の委員数は、上院で 14 名、下院で 29 名が上限とされている。さらに、委員会設置委員会は、各委員会委員の多数派政党から任命される人数、少数派政党から任命される人数を、あらかじめ決定し、各政党に周知しなければならない。

また、委員会設置委員会は、常任委員会の委員を決定するに当たっては、当該委員

らの過半数の個人的利益が、委員会の所管事項と一致することのないように、各委員の主要な仕事上の利益や職業を考慮しなければならないと定められている。

(2) 各政党と委員配置の状況

2006年定例会においては、上院ではほぼすべての常任委員会で委員長、副委員長は各1名で、委員長は全員、多数派である共和党議員、副委員長が置かれていない議案登録委員会以外では、交通委員会で無所属議員が副委員長を務めるほかは、すべての委員会で共和党議員が副委員長を務めている。

下院においては、すべての常任委員会で委員長は1名、全員が多数派である民主党議員である。副委員長が置かれていない委員会設置委員会、議事運営委員会、議案登録委員会の3委員会を除く16常任委員会では、副委員長の数に、1名から7名までと幅がある。副委員長職は、その多くが、多数派である民主党議員である。

各議員は通常、2から3の常任委員会に属する。

(3) 常任委員会の種類

2006年定例会における各院の常任委員会及び予算審査小委員会の種類は次のとおりである。()内は委員長及び副委員長を含む委員数である。

【上院】14 常任委員会 + 6 予算審査小委員会

1. 委員会設置委員会 (8名)
2. 議事運営委員会 (8名)
3. 議案登録委員会 (3名)
4. 農業・天然資源委員会 (11名)
5. 歳入歳出予算委員会 (17名)
 - 経済開発・観光・天然資源・観光保護に関する予算審査小委員会 (5名)
 - 教育に関する予算審査小委員会 (5名)
 - 政府一般・財政・公衆保護に関する予算審査小委員会 (6名)
 - 人材に関する予算審査小委員会 (5名)
 - 公正・司法に関する予算審査小委員会 (5名)
 - 交通に関する予算審査小委員会 (3名)
6. 銀行・保険委員会 (10名)
7. 経済開発・観光・労働委員会 (11名)
8. 教育委員会 (12名)
9. 健康・福祉委員会 (11名)
10. 司法委員会 (11名)
11. 許認可・職業・行政規則委員会 (11名)
12. 州・地方政府委員会 (11名)
13. 交通委員会 (12名)

14. 退役軍人・軍事・公衆保護委員会（13名）

【下院】19 常任委員会 + 6 予算審査小委員会

1. 委員会設置委員会（6名）

2. 議事運営委員会（26名）

3. 議案登録委員会（4名）

4. 農業・中小企業委員会（21名）

5. 歳入歳出予算委員会（29名）

経済開発・観光・天然資源・環境保護に関する予算審査小委員会（12名）

教育に関する小委員会（10名）

政府一般・財政・公衆保護に関する予算審査小委員会（10名）

人材に関する予算審査小委員会（10名）

公正・司法に関する予算審査小委員会（8名）

交通に関する予算審査小委員会（10名）

6. 銀行・保険委員会（25名）

7. 経済開発委員会（24名）

8. 教育委員会（23名）

9. 選挙・憲法改正・政府間問題委員会（12名）

10. 健康・福祉委員会（17名）

11. 司法委員会（15名）

12. 労働・産業委員会（15名）

13. 許認可・職業委員会（17名）

14. 地方政府委員会（21名）

15. 天然資源・環境委員会（13名）

16. 高齢者・軍事・公衆安全委員会（14名）

17. 州政府委員会（25名）

18. 観光開発・エネルギー委員会（20名）

19. 交通委員会（25名）

常任委員会名には上院と下院で同一もしくは類似のものが多いため、州議会のあらゆる掲示物（ウェブサイトを含む）記録等に常任委員会名が表示される際には、委員会名の後に、上院であれば Senate を表す(S)、下院であれば House を表す(H)を付け、区別されている。例えば、教育委員会は、上院では Education(S)、下院では Education(H)と表示される。

上記、各院の常任委員会のうち、日本の地方議会では馴染みが薄いと思われる太字で示したものの、上院及び下院で共通の「1 委員会設置委員会」、「2 議事運営委員会」、上院の「12 州・地方政府委員会」、下院の「14 地方政府委員会」及び「17 州政府委

員会」について、以下に、その組織及び機能を確認する。

ア 委員会設置委員会

各院規則によって、その指導部の議員が構成員となって委員会設置委員会の設置が義務づけられている。いずれの院においても議長が委員長を務める。

委員会設置委員会を構成する指導部議員の役職の種類には、上院と下院で若干の違いがあり、それぞれ以下のとおりの構成となっている。

【上院：8名】

委員長：上院議長（共）
副委員長：上院多数派院内総務（共）
委員：上院多数派院内議員総会幹事（共）
委員：上院多数派院内幹事（共）
委員：上院議長代行（共）
委員：上院少数派院内幹事（民）
委員：上院少数派議員総会幹事（民）
委員：上院少数派院内総務（民）

【下院：6名】

委員長：下院議長（民）
委員：下院多数派院内総務（民）
委員：下院多数派院内幹事（民）
委員：下院議長代行（民）
委員：下院多数派議員総会幹事（民）
委員：下院少数派院内総務（共）

委員会設置委員会の主な機能は2つあり、1つは、各常任委員会の委員長、副委員長、委員の任命である。もう1つは、提出議案の付託先常任委員会の決定である。提出された全ての議案は、自動的に委員会設置委員会に送られ、委員会設置委員会は提出後3議会日以内に、常任委員会に付託する場合には付託先決定、付託しない場合には本会議で議題とするかどうかを決定しなければならない。

イ 議事運営委員会

各院規則は、また、議事運営委員会の設置を義務づけている。上院における同委員会の委員構成は、委員会設置委員会のそれと同一である。下院における議事運営委員会は、委員会設置委員会の構成委員全員に加え、民主党議員13名、共和党議員7名（指導部をすべて含む）の合計26名で構成される。いずれの院においても、議長が委員長を務める。

主な機能は、常任委員会で審議後の議案の取り扱いを決定することである。常任委員会から「賛成すべき」との意見が付され報告され、第二読会が行われた全ての議案は、議事運営委員会へ送付される。議事運営委員会は当該議案を5議会日以内に、さらなる審議を求めるため常任委員会に送り返す、もしくは、本会議において（討論、修正を経て）採決を行うかを決定する。常任委員会に送り返される場合の多くは、予算割当を含む議案であり、歳入歳出予算委員会における審議のため送付される場合が多い。本会議において採決を行うこととなった場合には、該当議案が議事日程に登載される。

ウ 州・地方政府委員会（上院） 地方政府委員会及び州政府委員会（下院）

上院の州・地方政府委員会は、基本的には、下院における地方政府委員会及び州政府委員会を合わせた機能と同一であることから、上院の州・地方政府委員会の所管事項を確認する。所管事項は、州の統治権及び司法権に関する事項であり、主なものは次のとおりである。

- ・ 州議会及びその委員会、職員、サービス部門
- ・ 選挙区再区割り
- ・ 知事、副知事
- ・ 政府間協力、連邦政府との連携
- ・ 管理運営組織、管理運営規則、管理運営外局
- ・ 司法省
- ・ 州政府人事
- ・ 広報
- ・ 州総合発展計画
- ・ 図書館
- ・ 他の委員会の管轄に含まれない特別区 等
- ・ 州憲法改正、連邦憲法改正の批准
- ・ 選挙委員会
- ・ 予備選挙及び一般選挙の実施
- ・ 大統領選挙及び連邦議会議員選挙
- ・ 都市圏カウンティ一般
- ・ カウンティ及び市財政、課税、許認可
- ・ フィスカルコート（カウンティ議会）及び地方議会
- ・ 都市計画、公共事業、公園
- ・ 警察、消防署
- ・ カウンティ道、市道、市歩道
- ・ 地方自治体の施設、上水道、下水道

（４）小委員会

また、各常任委員会委員長は、付託されている案件について公聴会を開く、もしくは調査を行うため、小委員会及びその委員長を設置することができる（2006年上院規則39）。

通常、歳入歳出予算委員会の下に小委員会が置かれる。設置された小委員会の委員長は、歳入歳出予算委員会委員長によって指名され、その小委員会の委員は委員会設置委員会によって指名される。

小委員会は最低3名以上の委員で構成され、その委員は必ずしも歳入歳出予算委員会の委員である必要はなく、当該常任委員会委員ではない場合、それら委員は、属する常任委員会との連絡担当委員となる。連絡担当委員は、小委員会で扱う全ての案件について投票することができ、小委員会の委員長になることも妨げられていない。ただし、小委員会委員のうち1名は歳入歳出予算委員会の委員であり、かつ同常任委員会委員長によって指名された者でなければならず、この委員が小委員会委員長となることが多い。

歳入歳出予算委員会の委員長及び副委員長は、その各小委員会に、職責上、委員として出席しなければならない。

例として、2006年定例会における上院の歳入歳出予算委員会の下に設けられた6つの小委員会の委員構成を以下に掲載する。表9中～は、(3)に挙げた上院の「5.歳入歳出予算委員会」の小委員会～を表示したものである。

表9 上院歳入歳出予算委員会各小委員会の委員構成

	上院 歳入歳出予算委員会 委員数 17名	小委員会 ① 5名	小委員会 ② 5名	小委員会 ③ 6名	小委員会 ④ 5名	小委員会 ⑤ 5名	小委員会 ⑥ 3名
1	委員長(共和党)	□	□	□	□	□	□
2	副委員長(共和党)	◎	□	□	□	□	□
3	委員(民主党)	○	—	—	—	—	—
4	委員(共和党)	—	—	—	◎	—	—
5	委員(共和党)	—	—	—	—	—	—
6	委員(民主党)	—	—	—	—	—	—
7	委員(共和党)	—	—	—	—	—	—
8	委員(共和党)	○	—	—	—	—	—
9	委員(無所属)	—	—	—	—	—	◎
10	委員(共和党)	—	—	—	—	—	—
11	委員(民主党)	—	—	—	—	—	—
12	委員(民主党)	—	○	—	—	—	—
13	委員(共和党)	—	—	—	—	◎	—
14	委員(共和党)	—	—	—	—	—	—
15	委員(共和党)	—	—	○	—	—	—
16	委員(民主党)	—	—	—	—	—	—
17	委員(共和党)	—	—	◎	—	—	—
	委員外委員(共和党)	1	2(◎含)	1	1	1	—
	委員外委員(民主党)	—	—	1	1	1	—

：委員長、○：委員、◎：職権委員、委員外委員欄の数字は人数

(5) 委員会付託

各院は、一定例会当り、1000件以上の法案及び決議案を扱い、そのすべてが常任委員会へ付託されなければならない。各院において、委員会設立委員会がそれぞれの議案をいずれの常任委員会に付託するかを決定する。付託先委員会は、各議案の内容によって決定される。

(6) 委員会における議案審査の順序

各常任委員会委員長は、議案によっては指導部と協議して、どの議案をどういう順序で審議するかを決定する。

また、各委員会は、特定議案の審議に先立ち、議題となっている事項に関して公聴会を開催することができる。特定の議案について賛成、反対の両方の立場の者が、委員会で意見を述べるため招聘される。

議案を付託された常任委員会は、議案に対する修正提案がある場合はそれを付して、なければそのまま、本会議へ議案を送ることができる。あるいは、議案を留保することもできる。留保された議案は、その後本会議で議題にされることはないため、事実上、議案が廃案になることを意味する。

通常、一定例会の提出議案の半数は、委員会に留保されたままとなる。

(7) 投票方式

委員会における投票方式は、すべて発声投票（ボイスポート）である。また、採決の際には着席していることが必要とされ、代理投票は、両院において認められていない。

(8) 委員会審査のスケジュール

常任委員会の審査は、定例会及び特別会の会期中のみ行われるが、各委員会のスケジュールは、委員会設置委員会が、各常任委員会委員長と協議の上、時刻と場所を定め、上院議場（前）に掲示するとともに、会期中毎日発行される議会新聞「Legislative Record」に掲載される⁴⁶。例として、2006年定例会における常任委員会開催予定を表10として掲載する。

委員会設置委員会、議案登録委員会、両院協議会以外の常任委員会は、各院の本会議で承認された場合を除いて、本会議中は、開催することができない。さらに、委員会設置委員会及び議案登録委員会は、点呼もしくは投票が行われている間を除いては、いつでも本会議に所要の報告をすることができる。

⁴⁶ 2006年上院規則第45条。

表 10 2006 年定例会常任委員会日程

上 院			下 院		
時刻	委員会名	室番	時刻	委員会名	室番
毎週月曜日					
1:00 PM	退役軍人・軍事・公衆保護	149	2:00 PM	人事に関する予算審査小 委員会	125
2:30 PM	銀行・保険	129		公正・司法(予算小委)	113
毎週火曜日					
9:00 AM	歳入歳出予算	149	8:00 AM	天然資源	131
10:00 AM	許認可・職業・行政規則	149		高齢者・軍事・公衆安全	129
11:30 AM	経済開発・観光・労働	113	10:00 AM	歳入歳出予算	129
On Adj.	歳入歳出予算	129		地方政府	131
			12 Noon	労働・産業	125
				州政府	131
毎週水曜日					
9:00 AM	交通	149	8:00 AM	教育	129
10:00 AM	健康・福祉	131		経済開発	131
12 Noon	州・地方政府	149	10:00 AM	銀行・保険	149
On Adj.	歳入歳出予算	129		経済開発(予算小委)	113
			12 Noon	交通(予算小委)	129
				司法	129
				許認可・職業	131
				政府一般・財政・公衆保護 (予算小委)	125
毎週木曜日					
8:00 AM	司法	149	8:00 AM	観光開発・エネルギー	131
9:00 AM	歳入歳出予算	149		選挙・憲法改正・政府間問 題	125
10:00 AM	農業・天然資源	125	10:00 AM	健康・福祉	131
11:30 AM	教育	149		交通	129
On Adj.	歳入歳出予算	129	12 Noon	農業・中小企業	129
				教育(予算小委)	125

(9) 委員会への出席者、補佐職員配置

立法調査委員会⁴⁷事務局長は、委員会設置委員会の指示に従って、各委員会に書記官を配置し、委員会の求めによって、専門的、事務的、その他必要な業務を行う職員を配置しなければならない⁴⁸。

常任委員会審査には、委員、立法調査委員会によって配置された書記官（無党派職員）は常時出席する。委員長は、各委員の出席状況を記録し、その記録を事務局長⁴⁹へ提出しなければならない。

執行機関の職員の出席は、特に求められておらず、議案等について委員会から説明を求められた場合、発言を希望し委員長に許可された場合に出席し、委員会に対して所要の説明を行う。

図 15 上院退役軍人・軍事・公衆保護委員会の審査及びその傍聴席



傍聴は自由で、特に制限はない。発言を希望する者は、委員会室入り口に置かれている申請書類に氏名等を記載し、委員会事務吏員（LRC スタッフ）に提出する。傍聴者の多くは、通常は、ロビイスト、執行機関の職員、議会指導部スタッフ（党派職員）などである。議題となる案件によっては、一般市民が多いこともある。

(10) 委員会運営手続きに関する規則

委員会運営手続きについては、それが適用可能な限りにおいて、各院本会議の手続きに関する規則が適用される。

⁴⁷ 第 14 節補佐機関参照。

⁴⁸ 2006 年上院規則第 45 条。

⁴⁹ 第 14 節補佐機関参照。

3 暫定合同委員会（閉会中に活動）

定例会閉会中、常任委員会の調査や各種活動の継続性を維持するため、両院の常任委員会から、暫定合同委員会が形成される。

暫定合同委員会は、所管事項を詳細に議論及び調査することに加えて、次期定例会へ向けて、議案を起草し、委員会として承認する。これによって、その議案は定例会開会と同時に提出され、常任委員会が速やかに審議に入ることができるようになる。すべての暫定合同委員会（組織上、立法調査委員会(LRC)の小委員会という位置づけになる）の会議は、一般市民及び報道関係者に公開されるため、議題となっている議案が影響を及ぼす分野について、誰でも意見表明の機会を持ち得る。

2005年には、次の14暫定合同委員会（及び特別小委員会）が設置され、活動を行った。（ ）内数字は委員長を含む委員数である。さらに、5つの暫定合同委員会の下に設置された各小委員会には、より特化された所管事項が付託され、それらについて詳細な審査が行われる。小委員会は、その結果を暫定合同委員会へ報告する。

各委員会には、上院、下院から各1名の共同委員長が置かれる。農業・天然資源暫定合同委員会にのみ上院から1名、下院から2名の計3名の共同委員長が置かれている。閉会中、議員は平均3～4の暫定合同委員会に所属する。

【2005年暫定合同委員会リスト】

- 1．農業・天然資源暫定合同委員会（45名）
 - 農村問題小委員会
 - 天然資源小委員会
 - 酪農（馬の飼育）小委員会
- 2．歳入歳出予算暫定合同委員会（46名）
 - 経済開発・観光・天然資源・観光保護に関する予算審査小委員会
 - 教育に関する予算審査小委員会
 - 政府一般・財政・公衆保護に関する予算審査小委員会
 - 人材に関する予算審査小委員会
 - 公正・司法に関する予算審査小委員会
 - 交通に関する予算審査小委員会
- 3．銀行・保険暫定合同委員会（37名）
- 4．経済開発・観光暫定合同委員会（51名）
 - 経済開発専門調査会
- 5．教育暫定合同委員会（36名）
- 6．エネルギー特別小委員会（26名）
- 7．健康・福祉暫定合同委員会（28名）
 - 家庭と子供小委員会
- 8．司法暫定合同委員会（27名）

- 9. 労働・産業暫定合同委員会（26名）
- 10. 許認可・職業暫定合同委員会（27名）
- 11. 地方政府暫定合同委員会（32名）
- 12. 高齢者・退役軍事・軍事・公衆保護暫定合同委員会（28名）
- 13. 州政府暫定合同委員会（46名）
選挙・憲法改正・政府間問題専門調査会
- 14. 交通暫定合同委員会（37名）

4 法定委員会（通年活動）

暫定合同委員会に加え、ケンタッキー州政府の委任を受け、もしくは立法調査委員会（LRC）の小委員会としての機能を果たす、次の委員会が存在する。以下の委員会は、定例会中、閉会中を問わず、通年活動する。これら委員会の会議はすべて一般市民及び報道関係者に公開される。

【法定委員会】

立法調査委員会（LRC）

行政規則調査小委員会

資本計画諮問委員会

投資計画・債権監視委員会

教育評価・説明責任調査小委員会

政府契約調査委員会

メディケイド管理医療監視委員会

事業再調査・究明委員会

たばこ訴訟和解合意基金

5 特別委員会（主に閉会中に活動）（一般市民の委員を含む）

特別委員会は立法調査委員会（LRC）によって任命され、その主要な目的は、通常、特定の議題について調査することであり、主に閉会中に活動する。これらの委員会は、暫定合同委員会と同様、議案を事前提出することができ、立法調査委員会（LRC）及び（全体としての）州議会へ、提言を送付することができる。これら委員会の委員は、州議会議員、市民、州政府職員、市民（学識経験者等）により構成される。

【特別委員会】（ ）内数字は構成委員の人数内訳

2006-2008 予算準備・提出小委員会（州議会議員 10名）

公務員医療保険に関する政府任命学識経験者会議 + 5 小委員会（州議会議員 6名、市民 25名）

ケンタッキーブロードバンド専門調査会（州議会議員 6名、市民 13名）

ケンタッキー長期政策調査中央委員会（州議会議員 6 名、州政府 4 名、市民 11 名）

学校・観光産業専門調査会（州議会議員 6 名、市民 16 名）

地方税専門調査会（州議会議員 6 名、市民 14 名）

高齢者諮問委員会（市民 98 名）

6 閉会中の活動

州議会が定例会中は、常任委員会が組織され、議題となる事柄を調査、議論する機会があるが、定例会の閉会とともに、常任委員会の活動は終了する。閉会から次期定例会開会までの閉会中の期間、州議会の仕事は、上記 3 の暫定合同委員会及び 5 の特別委員会（主に閉会中に活動）によって行われる。

4 の法定委員会は、定例会中、閉会中を問わず通年で機能する。

第 8 節 議案審議過程

1 議案審議過程の概要

州議会各院に議案を提出できるのは、州議会議員のみである。一般市民や団体が議案を提出したい場合には、いずれかの議員に提案することによって、その議員を通して提出することができる。提出権は知事にも付与されていないため、知事または執行機関は、いずれかの議員に議案提出者になってもらい、その議員を通して提出する。

議案の長さは、一段落のものから数百ページのものまで多岐にわたる。州憲法⁵⁰は、議案は一つの主題に関するもので、それは議案名に述べられていなければいけないと規定している。この規定を遵守していない場合には、当該議案は違憲と裁定されてしまう。

議案には、議会での審議をほとんど経ずに可決されるものもあれば、多くの審査を経て、可決されるまでに大幅な変更がなされるものもある。議案への修正は、委員会、議員のいずれも提案することができる。修正された議案は、各院における投票によってのみ修正され得る。議案が委員会で大幅に変更された場合、これら変更は、一つの修正として当該議案に組み込まれ、それは委員会代替案と呼ばれる。

全ての議案は、下院または上院のクランクへ提出することによって、提案されたものとされ、その後、委員会設置委員会によって該当する所管事項の常任委員会へ付託される。議案の委員会審査が終了して、本会議に審査結果が報告されるまで数週間を要する。

⁵⁰ 州憲法第 51 条。

2 議案の種類

州議会に提出される議案は、法案（Bill）、決議案（Resolution）の2種類である。決議案は、議会が、その意思を表明する手段の一つであり、決議（単純決議）、両院同時決議、合同決議の3種類がある。それぞれの概要は次のとおりである。

ア 単純決議とは、一院のみによって提案される。単純決議は、手続き処理、組織編成、特定の問題についての議会としての意見の表明の方法として用いられる。下院もしくは上院は、故人の追悼のために単純決議を頻繁に用いる。

イ 両院同時決議とは、両院によって採択されなければならない。合同決議は、立法調査を命ずるため、あるいは政府他機関（執行または司法）に声明文を送付するために用いられる。

ウ 合同決議は、連邦憲法の修正を批准するため、執行機関のある部署へ調査の実施を命ずるため、時限法を制定するために用いられる。合同決議は法的拘束力を持ち、両院を通過しなければならず、知事に送付されなければならず、州務長官へ提出されなければならない。

この他、州に対して功績の認められた個人・団体に対して贈られる議会表彰（Legislative Citation）があり、本会議の承認を経て、議場において表彰、または被表彰者へ送付される。議会表彰は、名誉として与えられるものであることから、手続上の事柄、議論のある事柄、特定政党を利するような事柄には用いられない。

3 議案審議過程（時系列）

提出及び委員会付託

議案は下院もしくは上院に、その所属議員によって提出される。

【議案の提出】議案は、当該議案が提出される院の議員のみが提出できる。提出はクランクへ提出することによってなされる。

各議案は、番号をふられ、本会議に上程され、タイトルと提出者名が読み上げられる。その後、委員会設置委員会によって、該当する所管事項の常任委員会に付託される。

【実質的な協議】本会議は、提出議案読み上げの後、委員会設置委員会開催のため、通常5分間程度休憩とされる。その間、議場脇に設置されている委員会室において、委員会設置委員会が開催され、指導部において予め協議済みの議案付託先常任委員会の決定が議題とされ、委員会設置委員会の承認を受ける。

議案付託先については、多数派院内総務の指示の下、指導部党派スタッフ

(Partisan Staff) が付託先委員会を割り振る作業を行う。これを原案に、議案が提出される前日もしくはそれ以前に、指導部の非公式ミーティングが開かれる。出席者は、議長、議長代行、多数派指導部議員全員、指導部党派スタッフのうち、チーフオブスタッフ、委員会設置委員会担当スタッフ、法律顧問、議長付き広報官の4名が通常同席する。ミーティングは、議長及び多数派院内総務が中心となって、提出予定議案の付託先委員会を一件ずつ検討していく。議案付託先委員会は、実質的にはこの場で決定され、委員会設置委員会では、通常は、これを追認するのみである。

委員会審査

委員会審査は公開⁵¹で行われる。州法及び議会規則で規定されている。全米で広く適用されている Open Meeting Law がケンタッキー州においても州法として制定されている。

上院規則第 44B 条では、委員会審査の公開が定められているが、党員集会については例外とされている。州法に規定があるためか下院規則には同様の規定は盛り込まれてはいない。

委員会は、各議案について、次の形式に則ったいずれか1つの表現を付した審査結果を、本会議へ報告する。採決は多数決で決せられ、定足数を満たした出席委員の過半数で可決される。

- ・「賛成すべき (favorable)」
- ・「委員会修正案付きで賛成すべき (favorable with committee amendment)」
- ・「委員会代替案付きで賛成すべき (favorable with committee substitute)」
- ・「賛成すべきでない (unfavorable)」または上院における「意見なし (without opinion)」

委員会は、付託された議案の審査を終了できずに本会議への報告に失敗する、もしくは報告を拒否することがある。いずれの場合にも、議案はその後本会議で議題にされる機会を失うため、事実上の廃案を意味する。これをもって、議案を Kill すると表現することもある。

ただし、この場合にも制度的な救済措置は存在する。議員は誰でも、委員会が適切な期間を超えて議案を留保した旨の申し立てを、署名付きの書面でクラークに提出することができ、申し立ての日の翌議会日に、当該申し立てを本会議の議題とすることができる。申し立て内容について、当該院の在籍議員の過半数の同意があれば、その議案は、正規に本会議に報告された議案と同様に議題とされ得る。

また、報告内容は過半数の賛成を得た意見であるが、委員会報告には、多数意

⁵¹ Open Meeting Law KRS61.800-

見とは異なる立場の少数意見を付随させることもでき、本会議において在籍議員の過半数の得票により、少数意見報告を委員会報告に置き換えることができる。

第一読会

付託された委員会が「賛成すべき（修正案または代替案付きの場合を含む）」と報告した場合、当該議案について、その第一読会を行い、議題とする期日を決める。委員会が、議案を「賛成すべきでない」または「意見なし」（上院）として報告した場合、当該議案はそれ以降審議されることはない。

第二読会：議事運営委員会への送付

議案は再びタイトルを読み上げられ（第二読会）、議事運営委員会に送られる。議事運営委員会は議案を委員会に送り返す、または特定の日の議事日程⁵²に置くことができる。議事運営委員会で議案を留保できるのは、原則として5日間までである。

第三読会及び通過

「私は、下院法案第 100 号を取り上げ、議事日程に載せ、タイトルのみを第三読会にかけ、それを通過させる、という動議を提出します。」 - "I move that House Bill 100 be taken from its place in the Orders of the Day, read for the third time by the title only and placed upon its passage." - という動議が、多数派院内総務によって提出され、それにより、当該議案についての本会議の議論が始まる。討論⁵³と修正を経て、当該議案について採決が行われる。採決に当たっては、法的には、各議員は委員会の報告内容に拘束されるものではなく、議員独自の判断で投票することができる。しかしながら、委員会における投票結果には各政党の意向が反映されており、通常、その結果に基づいた委員会報告となることから、議員は、事実上、委員会報告の内容に沿った投票行動を行う。

議案が可決されるためには、最低でも在籍議員の5分の2（下院議員 40 名、上院議員 16 名）出席議員の過半数の得票がなければならない。

法案が予算配分もしくは緊急条項を含む場合には、各院の在籍議員の過半数（下院議員 51 名、上院議員 20 名）の得票がなければならない。

州憲法に対する修正は、各院で5分の3の得票（下院議員 60 名、上院議員 23 名）が必要である。

⁵² 議事日程（Order of the day）とは、第三読会、討論、修正、投票が特定の日に予定された議案一覧のことをいう。

⁵³ 2006 年定例会の上院規則第 24 条は、討論は、1 つの議題について討論を希望する議員が一巡するまで各自 1 回までとし、発言の途中であっても 1 つの問題について 30 分間までと定めている。

【参考：州憲法第 46 条】

いかなる議案も、委員会によって報告され、議員のために印刷されることなくしては、最終的な採決のための審議がなされるべきではない。すべての議案は、各院において、異なる 3 日間に詳細に（そのまま）読まれなければならない。しかし、第二及び第三読会は、当該議案が審理（留保）されている院において、その院の在籍議員の過半数の得票によって、免除され得る。しかし、委員会が、合理的な期間内に議案について報告することを拒否もしくは失敗した場合にはいつでも、議員は誰でも当該議案を審議に付すことができ、その議案が報告されていた場合になされていたであろう方法と同一の方法で審議され得る。いかなる議案も、その最終的な採決において、「アイ」もしくは「ネイ」の発声によってなされ、議事日誌に掲載される、各院の在籍議員の少なくとも 5 分の 2 かつ出席議員の過半数の得票なくしては法律とはなり得ない。また、仮に、予算配分もしくは起債を伴う、いかなる法案もしくは決議案も、その最終的な採決において、各院の在籍議員の過半数の得票なくしては法律とはなり得ない。

一方の院で採決後

議案が否決された場合、否決に反対した（つまり議案に賛成した）2 名の議員がその再議を要求し、過半数の承認が得られなければ、当該議案は廃案となる。

一方の院で議案が可決された場合、他方の院へ送られ同様の手続きが取られる。

両院は、各議案の最終形に同意しなければならない。一方の院が他方の院でなされた修正への同意に失敗した場合、その相違点は両院協議会によって調整されなければならない。

両院協議会によって同意に至った妥協点は、両院において承認されることとなる。

議案登録

両院通過後、議案は慎重に語句等の確認がなされ、各院の議長によって署名された後、知事に送付される。

知事の対応

知事は議案に署名するか、署名せずに法律として成立させる許可を出すことができる。あるいは、議案に対して拒否権（再議を求める権利）を行使することもできる。

拒否権は、各院の所属議員の過半数（下院議員 51 名、上院議員 20 名）によって覆され得る。

知事は、議案受領後、10日間（日曜を除く）議案に対する行動を留保できる。

法律として成立

州憲法は、発効日を遅らせる記述もしくは緊急条項を含んでいない場合には、議会閉会 90 日後に可決された議案が正式に法律になることを明記している。

緊急条項付きの議案は、憲法で規定した過半数（在籍議員の半数プラス 1 名）で承認されなければならない、知事の承認後速やかに発効する。

議案は、最速でも両院を通過するのに 5 日間を要する。各院における 3 回の読会に要する最小の時間である。しかしながら、ほとんどの議案は、審議過程を完了するのにより長い時間を要する。

なお、コンパニオン・ビル（companion bills）を使って、立法過程を 4 日間で完了することは可能である。コンパニオン・ビルとは、両院に同時に提出された同一の議案のことである。議案が一方の院を通過したら、それは他方の院へ送付され、提出済みの同一の議案と置き換えられ、第三読会の議事日程に載せられる。同一内容の議案が提出済みのため、当該議案の内容に関する審査は両院において同時進行することができ、その分の手続きに要する時間を省略できる。ただし、コンパニオン・ビルが提出されることはほとんどない。

4 審議経過の具体例

2005 年定例会に提出された、自動車登録制度について定めた州法第 186A 条第 530 節の一部、自動車商標名に関する消費者保護規定を改正しようとする下院法案第 109 号例に、具体的な審議経過を見てみたい。

【審議経過】

1 月 5 日（第 2 議会日）：当該法案は、下院議員 2 名が法案提出者となって、下院に提出された。

1 月 6 日（第 3 議会日）：下院本会議の休憩中開催された委員会設置委員会において付託先委員会が決定され、下院交通委員会に付託された。

2 月 1 日（第 5 議会日）：奇数年の定例会であったため休会期間を経て、第 2 部の初日に、法案は下院交通委員会に移され、委員会審議が行われた。

2 月 3 日（第 7 議会日）：委員会は「委員会代替案を付して可決すべき」との意見を下院本会議に報告し、下院本会議において、第一読会が行われ、委員会代替案は審議日程に登載された。

2 月 4 日（第 8 議会日）：第二読会が行われ、法案は下院議事運営委員会へと送られた。法案は、採決を行うため、2 月 7 日（第 9 議会日）の通常の議事日程に

登載された。

2月9日(第11議会日): 第三読会が行われ、法案の委員会代替案は、賛成96票、反対なしの全会一致により下院で可決された。

2月10日(第12議会日): 下院で可決された法案(委員会代替案)は、上院に送付された。

2月15日(第15議会日): 法案は、下院と同様の手続きによって上院交通委員会へ付託された。その後、委員会審査が行われた。

2月23日(第20議会日): 委員会は「可決すべき」との意見を上院本会議に報告し、上院本会議において第一読会が行われ、法案は審議日程(反対意見のない場合のリスト)に搭載された。

2月24日(第21議会日): 第二読会が行われ、法案は上院議事運営委員会へと送られた。法案は、採決を行うため、2月25日(第22議会日)の反対意見のない場合の議事日程に登載された。

2月25日(第22議会日): 第三読会が行われ、法案は、賛成36票、反対なしの全会一致により上院で可決された。

2月28日(第23議会日): 法案は下院に送られ、登録され、両院議長が署名し、知事に送付された。

3月8日(第28議会日): 知事が法案に署名し、法律が成立した。

5 審議結果

2002年から2005年までのケンタッキー州議会各定例会における法案の審議結果をみると、提出法案数は741~1169件、うち可決したのは159~314件となっている。さらに可決の割合をみると、16.52~26.86%と幅はあるものの、決して高い割合とは言えない。

表 11 2002 年-2005 年定例会法案等審議結果

定例会開催年	2005 年	2004 年	2003 年	2002 年
提出議案				
上院法案	225	285	221	294
下院法案	516	714	560	875
計	741	999	781	1169
決議案	408	558	398	574
可決				
上院法案	66	57	58	83
下院法案	93	108	103	231
計	159	165	161	314
決議案	313	387	301	434
法律として成立				
上院法案	66	57	58	83
下院法案	92	108	102	231
計	158	165	160	314
決議案	26	32	34	54
知事による拒否				
上院法案	0	0	0	0
下院法案	14	8	13	0
計	14	8	13	0
覆された拒否				
上院法案	該当なし※	該当なし	該当なし	該当なし
下院法案	0	0	4	該当なし
計	0	0	4	該当なし
全提出法案に対する割合				
可決	21.46%	16.52%	20.61%	26.86%
法律として成立	21.32%	16.52%	20.49%	26.86%

前提となる「知事による拒否」が 0 件のため、そもそも対象件数がない。

第 9 節 予算審議

ケンタッキー州予算は 2 カ年予算であり、偶数年に 2 カ年分の予算編成を行う。2006 年定例会では 2006 年 7 月 1 日から 2008 年 6 月末までを対象とした「2006-2008 予算」を審議する。

予算審議については、偶数年の定例会において、州知事の施政方針演説⁵⁴で施政方針の大枠について表明され、予算趣旨説明⁵⁵で予算の要旨が説明される。

予算案提出権は知事にはなく、知事の依頼を受けた議員が代わって提出者となる。2006年定例会時点で共和党の知事であるため、知事は同じ政党の共和党議員に提出者となってもらい、予算案を提出する。この際、州憲法の規定⁵⁶により、歳入計上法案は下院から審議が開始されなければならないこととなっている。同州議会下院では、共和党が少数派であるため、例えば2006年定例会では、下院少数派院内総務が提出者となり、予算案が下院に提出された。予算案は、下院での審議を経て可決された後、上院に送付され、下院で行われたのと同様の手続きが踏まれる。

予算案提出に先立ち、提出予算案の歳入予算額を確定させるために、執行機関側から5名、立法調査委員会から5名の、州及び連邦の経済や、州の財政状況に通じているメンバー合計10名による歳入額積算グループをつくり、両者が合意する歳入見積額を決定する⁵⁷。州議会で審議する予算案の歳入額は、この合意が得られた額が採用される。これにより、少なくともこの点について、執行機関と議会との間で意見の相違が生じる可能性を事前に無くし、予算案審議の効率的な進行に資することになる。

予算案審議過程は、上記を除き、その他の議案と同一である。

第10節 議員

州憲法第35条は、下院議員数は100名、上院議員数は38名でなければならないと定めている。ケンタッキー州議会議員は、パートタイムで、かつ、州議会議員報酬によって生計を立ててはいないという意味でアマチュア議員と位置づけられる。しかしながら、在任期間中は議員であることに変わりがなく、定例会が閉会中の期間も含め通年で有権者を代表し、様々な問題解決に努め、政策立案のための研究を行う等の活動を行う。その一つに、前述した暫定合同委員会の活動も含まれる。

138名の議員の背景は多様であり、弁護士、医師、教師、会社経営者、パイロット等々である。

後述する議員報酬は、パートタイムであることに対応し、原則として日額による算出となっている。

⁵⁴ State of the Commonwealth Speech、2006年定例会では1月9日に実施された。

⁵⁵ State Budget Address、2006年定例会では1月17日に実施された。

⁵⁶ 州憲法第47条。

⁵⁷ 州法第48条第115節。

1 議員の任期

(1) 任期

州憲法第 30 条の規定により、州議会議員の任期は、上院が 4 年、下院が 2 年である。偶数年に一般選挙で選出され、選挙の年の翌年 1 月 1 日から任期が始まる。

また、州憲法第 31 条では「1984 年 11 月の一般選挙で、そしてその後 2 年ごとに、前任者が任期満了する議員がいる各上院議員選挙区で 4 年任期の上院議員 1 人、各下院議員選挙区で 2 年任期の下院議員 1 人が選出されなければならない。」と規定されており、これを受け上院は 38 名の議席を 2 年ごとに半数の 19 議席ずつ改選している。

理論上は、仮に 2 年ごとに下院議員全員が改選され、上院の半数も改選された場合にも、上院の半数は任期を継続することになるため、州政の継続性は保たれることになるといえる。

(2) 任期制限

任期制限は両院ともに設けられていない(州憲法第 71 条により、知事は連続 2 期 8 年間までと任期が制限されている)。ケンタッキー州では、1990 年代初めに議論はなされたものの導入までには至らなかった。現在、ケンタッキーでは任期制限は議論となっていない。

2 選挙

(1) 選挙の時期

ケンタッキー州は州議会議員選挙において党派選挙を行う州の一つであるため、選挙のある年には、政党内候補を一本化するための予備選挙、政党同士の候補者が対峙する一般選挙と 2 回の選挙が行われる。

予備選挙は、州法で「5 月の第 3 月曜の後の最初の火曜」と定められており⁵⁸、例えば、2006 年は 5 月 16 日に予定されている。州議会議員選挙の場合、予備選挙は、同一選挙区で同一政党内に複数の候補者が競合する場合にのみ行われ、単独候補の場合は行われない。例えば、2002 年に 38 議席の半数(偶数選挙区) が改選された上院 19 選挙区では、予備選挙が実施されたのは 6 選挙区であった。全議席改選の下院 100 選挙区では、23 選挙区が予備選挙を行った。

一般選挙は、州法で「11 月の最初の月曜の後の最初の火曜」(全州で同一) と定められており⁵⁹、例えば、2006 年は 11 月 7 日に予定されている。

(選挙日程については <http://elect.ky.gov/calendar.htm> に詳細が掲示されている)

⁵⁸ 州法第 118 章 025 節(3)。

⁵⁹ 州法第 118 章 025 節(4)。

表 12 選挙年一覧

	上院（38 議席）	下院（100 議席）
2006 年	偶数の選挙区のみ（半数入替）	一斉入替
2005 年	選挙なし	選挙なし
2004 年	奇数の選挙区のみ（半数入替）	一斉入替
2003 年	選挙なし	選挙なし
2002 年	偶数の選挙区のみ（半数入替）	一斉入替
2001 年	選挙なし	選挙なし
2000 年	奇数の選挙区のみ（半数入替）	一斉入替

（2）選挙の方法

選挙の方法は、州法により、投票は投票器機を使用し、秘密投票で行われることが定められている⁶⁰。

（3）上院議員及び下院議員の被選挙権

被選挙権は、州憲法第 32 条により次のように定められている。

【上院議員】30 歳以上、選挙の時点でケンタッキーの住民であり、選挙に先立って 6 年間以上同州に居住し、立候補する選挙区に 1 年以上居住していなければならない。

【下院議員】24 歳以上、選挙の時点でケンタッキーの住民であり、選挙に先立って 2 年間以上同州に居住し、立候補する選挙区に 1 年以上居住していなければならない。

（4）選挙権

選挙権は、州憲法第 145 条により次のように定められている。

1 年以上当該州に居住し、6 ヶ月以上当該カウンティに居住し、選挙に先だって 60 日以上居住している 18 歳以上のアメリカ合衆国市民。ただし次の者は投票する権利を持たない。反逆罪または重罪または選挙における贈収賄、または州議会が宣言するかもしれないような高度の不品行（軽犯罪）についての管轄権を有する法廷において有罪判決を下された者（執行猶予の場合には回復する場合もあり得る）。選挙の時点で、刑事犯罪のために法廷の判決により拘留中の者。心神喪失者、精神異常者。

（5）上院及び下院の各選挙区

選挙区については、州憲法第 33 条により次のように規定されている。

憲法採択後の最初の議会は、州全体を、その後 10 年間上院議員選挙区及び下院議員選挙区を構成することとなる、それぞれ 38 の上院選挙区、100 の下院選挙区に、1 つのカウンティが 2 つ以上の選挙区を含み得る場合を除いて（人口規模が

⁶⁰ 州法第 118 章 025 節(1)。

大きい場合に起こりうる) どのカウンティをも分断することなく同程度の人口規模となるように分けなければならない。下院の選挙区を構成するために、3つ以上のカウンティを合わせてはいけない。仮にそうする場合には、原則として、いずれの選挙区もほぼ同等の人口規模とならなければならない。その期間の失効時(10年後) 議会は、その後10年ごとに、この条文に記載された目的(原則としてカウンティを分断しない等)のために、この規定に従って選挙区再区割りを行うものとする。仮に、選挙区を構成するにあたり、人口の不均衡が生じることが不可避な場合、いかなる優位性も、最大の区域をもつこととなる選挙区に与えられなければならない。1つの選挙区を構成するために、1つのカウンティのいかなる部分も他のカウンティに加えられてはならない。また、1つの選挙区を構成する複数のカウンティは隣接していなければならない。

このように、上記条文によると、選挙区は、原則として人口規模において同程度とならなければならないが、1つの選挙区を構成するために、1つのカウンティの一部が分割されて他のカウンティに加えられること、もしくは州議会下院議員の1つの選挙区を構成するために3つ以上のカウンティを合体させることが禁じられている。連邦地方裁判所は、これら規定は、連邦憲法の第14次改正によって、また州憲法第33条(上記条文)の中で求められている代表選出の平等性の基準を優先させなければならないと決定した。さらに、ケンタッキー州最高裁判所判決(1994年フィッシャー対州選挙管理委員会)は、カウンティは連邦法によって許容される範囲内で、人口規模において平等となるように分割されなければならないと認定した。

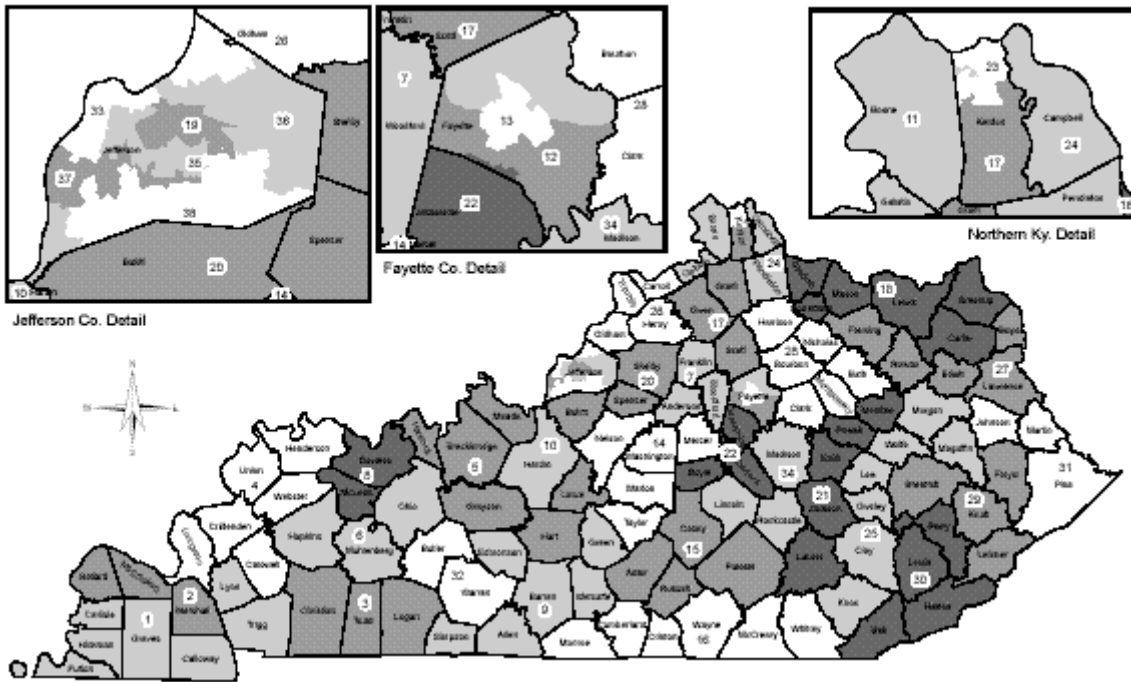
これにより、1つのカウンティの一部が他のカウンティと合体して1つの選挙区を形成している上院議員選挙区や、3つ以上のカウンティが合体して1つの選挙区を形成している下院議員選挙区が生じている。

図16及び17は、上院、下院それぞれの2002年時点の選挙区区割図である。図16に見られるように、例えば、同州北端に位置するケントンカウンティは、隣州オハイオ州の大都市シンシナティ市と州境を流れるオハイオ川を挟み隣接していることもあり人口規模が大きいため、カウンティが2分され、カウンティ北部は独立した上院第23選挙区、南部は隣接するグラントカウンティ等と合体され上院第17選挙区を形成している。

また、図17にあるように、同州西端に位置する下院選挙区第1区は、フルトン、ヒックマン、カーライル、バラードの4カウンティと、隣接するマクラケンカウンティの一部により形成されている。

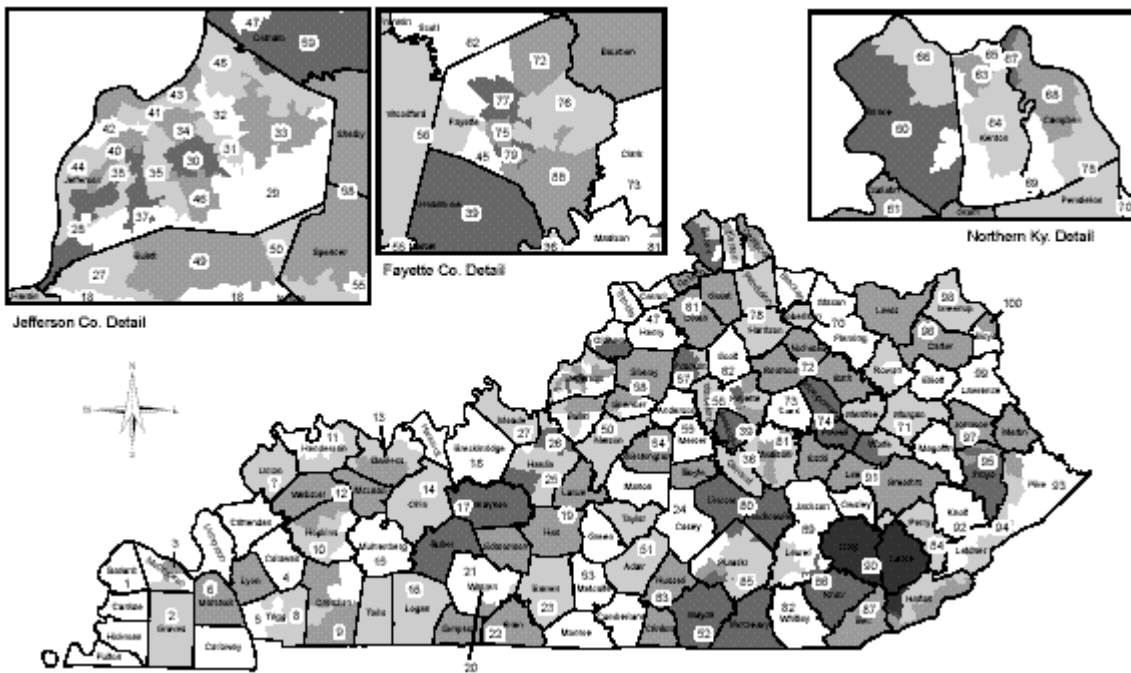
これら選挙区は、10ごとに実施される国勢調査の後、必要に応じて再区割りされる。

图 16 2002 年州議会上院選挙区割図 (38 選挙区)



出典：NCSL: <http://www.lrc.state.ky.us/pubserv/gis/pdf/SH001A09bw.pdf>

图 17 2002 年州議会上院選挙区割図 (100 選挙区)



出典：NCSL: <http://www.lrc.state.ky.us/pubserv/gis/pdf/HH001A11bw.pdf>

3 報酬及び費用弁償

ケンタッキー州議会議員は、フルタイムの職業政治家と比較した場合に、パートタイムかつアマチュア議員と位置づけられることは前述したとおりである。その報酬は、会期中は会議出席日数に応じて、閉会中は月額として支給される。

会期中（定例会及び特別会開催中）は、議員は 175.28 ドル/日の日額報酬を受け取る。指導部の議員と委員会委員長は、その職階に応じて付加的な報酬が加算される。

各議員は、同州の州都であるフランクフルト地域の連邦の職員が受け取る日当の 110%相当の日額手当を受け取る。その額は現在 108.90 ドル/日となっている。

さらに、会期の初めに各議員に文房具代が支給される。上院議員は会期ごとに 500.00 ドル、下院議員は 250.00 ドルを受け取る。

日当に加え、各議員は、会期中に限り 1 週間当たり 1 往復分まで、議員の自宅と州議会議事堂の間の移動に要する燃料費と道路通行料を受け取る。燃料費の弁償は、連邦政府によって許可されている上限額 1 マイル当たり 44.5 セントを移動距離に応じて算出される。

表 13 議員報酬等

日額報酬	
議長	219.38 ドル
多数派及び少数派院内総務	210.11 ドル
議長代行	201.97 ドル
多数派及び少数派院内議員総会幹事	201.97 ドル
多数派及び少数派院内幹事	201.97 ドル
指導部以外の議員	175.28 ドル
委員会委員長	17.43 ドル（加算額）
日額手当（全議員）	108.90 ドル
文房具代（全議員）	上院議員 500.00 ドル 下院議員 250.00 ドル
旅費（全議員）	44.5 セント/マイル

閉会中の報酬は、1,665.60 ドル/月の月額手当を受け取る。1 カ月のうち部分的に会期にかかる場合は、その日数を差し引いた日数を支給対象とした日割額となる。

また、閉会中、公式な暫定委員会（Interim Committee）、小委員会、その他議員が構成委員となっている特別委員会に出席した場合には、175.28ドルの日額報酬が支払われる。上院もしくは下院の指導部の承認がある場合には、公式な協議会やその他公式な議会行事への出席も支給対象となる。

また、両院の議長は、閉会中であっても、議長としての業務に従事した場合には、開会中と同様の日額報酬を受け取る⁶¹。

閉会中の旅費の支出は、議会旅費規程に基づいて支給される。

表 14 閉会中の報酬

閉会中の日額報酬	175.28 ドル
閉会中の月額手当	1,665.60 ドル
その他の費用弁償	精算

上記各数値は 2006 年 1 月 1 日時点の金額であり上院、下院で共通。

4 議員の職業的背景

両院合計 138 名の議員は、多様な職業を有し、多くはそれらを生業としている。

2006 年定例会時点での上院の各議員の職業は、退職し上院議員職のみの議員は 38 名中 7 名で、ほか 31 名の議員は上院議員以外の何らかの職業に就いている。列挙すると次のとおり非常に多様な背景を有している。

弁護士 10 名、医療関係 7 名（病院副院長、歯科医、医療センター所長、歯科衛生士、カイロプラクター、耳鼻咽喉科医、薬剤師）、銀行経営者及び役員 3 名（銀行頭取、銀行副頭取、銀行役員）、企業経営者 3 名（電気配管設備会社共同経営者、建設会社経営、その他企業経営）、企業勤務 2 名（自動車部品製造企業幹部、運送会社パイロット及び農業）、農業 2 名、不動産業 1 名、コミュニティー・ボランティア 1 名、全国サラブレッド・レース協会役員 1 名、高校教師 1 名。また、上院議員職のみの 7 名の内訳は、上院議員職のみと回答した議員が 1 名おり、現在は上院議員職のみであるが前職が、不動産ディベロッパー 1 名、カウンティ巡回控訴裁判所事務官 1 名、大学学長 1 名、校長 1 名、教師 2 名となっている。

下院議員については、その任期、被選挙資格、選挙区が上院議員のそれとは異なるものの、人数の面からもより多様な背景を有することは、そのすべてについての列挙を待つまでもない。

⁶¹ 州法 6.225

5 議員の年齢層、当選回数

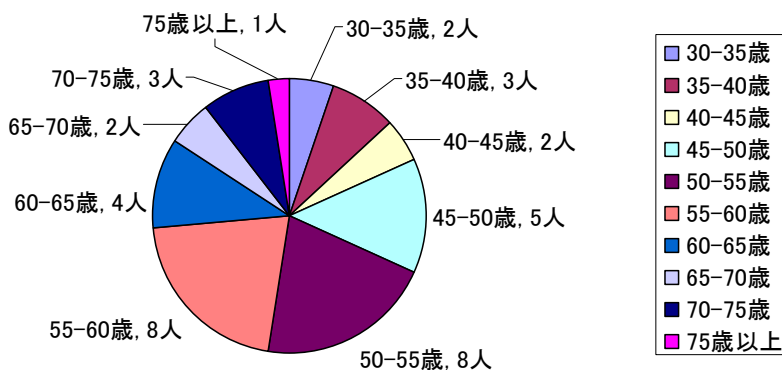
州議会各院議員の2006年1月時点の年齢、当選回数等の状況は次のとおりである。年齢では、上院は最若34歳、最高76歳で平均年齢54歳、下院は最若36歳、最高79歳で平均年齢57歳である。

当選回数では、上院で1回から5回までで平均当選回数は約2.6回、下院では1回から11回までで平均当選回数は約3回となっている。下院議員には、過去に上院議員歴を持つものはみられないが、上院議員では、前歴として下院議員歴を有する議員は11名である。

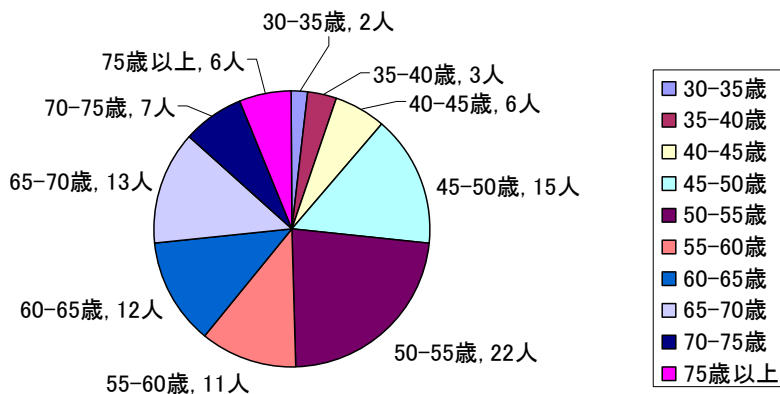
性別では、上院で男性議員84%に対し女性議員16%、下院で男性議員89%に対し女性議員11%となっている。州議会全体での女性議員の割合は12%強にとどまる。

図18 各院議員年齢分布

上院議員人数分布(2006年1月時点)



下院議員人数分布(2006年1月時点)



6 議員控え室

上院及び下院の合計 10 名の指導部議員については、別館及び議事堂内にそれぞれ専用オフィスが設置されていることは、第 3 節 5 に記述したとおりであるが、指導部以外の各議員については、議事堂別館 2 階に、上院議員 33 名用に個室の控え室が、同 3 階及び 4 階の 2 フロアには、95 名とより多くのスペースを要する下院議員用個室控え室が用意されている。各個室には、標準的には、執務机、書籍棚、関係者との面談を行うための小さな応接スペースなど、必要十分な広さが確保されている（図 19）。また、各控え室は、議員 4 ～ 7 名程度ごとに入り口の異なる大部屋の中に各個室が設置されており、大部屋ごとに 2 ～ 4 名程、秘書的業務を行うために受付係が常時置かれている。その他、共用施設として 8 名程度のミーティング開催が可能な共用会議室、共用パソコン、コピー等、執務に要すると想定される施設は一通り準備されている。（図 20）

図 19 上院議員控え室



図 20 上院議員控え室受付



議長、議長代行、多数派院内総務については、指導部の中でも地位または権限において重要な役職であるため、議事堂別館に設置されている各オフィスは、執務、小グループによるミーティングを開催するのに十分な広さが確保されている。（図 21、22）指導部のオフィスは、相互に容易に連絡ができるように隣接し一団となって設置されている。受付、指導部専属の事務、政策及び法務の専門スタッフ（上院の議事堂別館指導部オフィスには常勤職員が 12 名）が配置され、議長、多数派院内総務を中心として議会運営方針が決定される各院の心臓部である。

図 21 上院多数派院内総務控え室



図 22 上院多数派院内総務控え室応接



第 11 節 ロビイスト

1 ロビイスト

ロビイスト⁶²は登録制で、州議会内において活動するためには、ケンタッキー立法倫理委員会（Kentucky Legislative Ethics Commission）⁶³へ登録しなければならない。登録したロビイストには、ID が発行され、議員及び職員と同様、議事堂及び議事堂別館への自由な出入りが許される⁶⁴。現在、ケンタッキー州議会に登録しているロビイストは約 650 名で、うち約 50 名が、主に議員との接触を目的に、会期中はほぼ毎日、議会に現れる。その他のロビイストは、議案の可否確認のため、関係議案の採決のあるときに数回現れる。州議会立法倫理委員会は、ロビイストと、ロビイストを介してロビイ活動を行おうとする企業もしくは団体の名簿を作成し、公開している。

ロビイストの仕事は、クライアントである企業もしくは団体の要望に添って、彼らが代弁している利益に添う形で議員に議案審議を進め、投票してもらうことである。具体的には、クライアントの利益となるような内容の議案を提出するよう議員に働きかけ、さらに、議案が可決されるよう必要な議員に働きかけるといふものである。または、提出済みの議案もしくは提出予定の議案が、クライアントの利益に反するものである場合には、議案を廃案にする、もしくは提出しないよう必要な議員に働きかけることである。

ロビイストの活動は、定例会開会中のみに限られるものではなく、会期中以外にも

⁶² ロビイストとは、ケンタッキー州議会 HP では、「通常法人の下で雇用されており、特定利益または特定の利益団体を代表する個人のこと」と定義されている。

⁶³ 立法倫理委員会は、立法倫理規則が制定された 1993 年特別会において、独立行政委員会として設立された。9 名の市民委員で構成され、州議会議員、ロビイスト及びその従業員を対象として立法倫理規則の施行に責任を負う。詳細は、<http://klec.ky.gov/>参照。

⁶⁴ ケンタッキー州議会も全米の他の公共機関と同様、一般人が建物へ入館する際には金属探知器等厳重な保安検査を通過しなければならないが、議員及び職員の入館に際しては、身分証の提示のみで可能である。

年間を通じて議員との接触を計り、将来の議案提出に影響を与えるなどの長期的目的のため、議員に目的の特定分野についての問題意識を持ってもらうためのレクチャーを行うなどの活動を日常的に行っている。閉会中は、特に暫定委員会における予算に関連する審議に先立って、ロビイストも忙しくなる。

2 議員とロビイストの関係

ロビイストは特定の企業もしくは団体をクライアントとして、その利益を代弁するため特定分野に関する専門知識に通じている必要がある。そういった情報は、議員にとっても議案審査の準備のための情報収集源として有益であることが多い。また、ロビイストが、特定の議案審議への協力を得られるよう議員に懸案事項を説明し、協力を得られるよう説得する際には、一度に複数の議員に対して行うよりも、個別に接触し、説明及び説得を行う機会のほうが多い。

このように双方の利害が一致し、接触回数が多いことから、ロビイストと議員は非常に近い関係になりやすい環境下にある。過去、ロビイストが議員に対し、不正な選挙資金提供、接待などを行った贈収賄スキャンダルが報じられた例は少なくない。全米の各州議会では、議員とロビイストの関係に潜在する危険性をふまえ、それぞれの、倫理に触れる恐れのある行動を規制する倫理規範を定めて、その徹底に努めている。

一例として、ギフト、食事や旅行への招待など、ロビイスト側が議員の支出を肩代わりした場合、立法倫理委員会への報告義務が生じる。報告内容は一般に公表される。さらに、その額が議員1人当たり年間100ドルを超えた場合には罰金が科せられる。そのため、現実には、議員はトラブルを避けるため、打合せ等のためロビイストと食事を共にするような場合には、議員側が支払う場合が多いというのが現状であるという。

また、現職州議会議員が主に特定企業の利益代弁者であるロビイストになることが禁止されていることはもとよりであるが、元州議会議員がロビイストになる場合にも、一定の空白期間をおくよう規制が存在する。ケンタッキー州議会では、多くの他の州議会と同様、その期間を2年間としている⁶⁵。

州議会に出入りするロビイストの1人によると、ロビイストが議員に対して議案提出の働きかけを行う際、上院と下院のいずれに行くか、どの議員に行くかを定める基準は、働きかけを行おうとする案件への関心の度合い、その案件に関係する地区の選挙区などから、関係性の高い議院及び議員を選び、接触を試みることであった。

⁶⁵ 州法第6章第757節。

3 ロビイストと企業の関係

2006年定例会時点で、約650名がロビイストとして登録し、463の企業もしくは団体がこれらロビイストを介してロビイングを行うとして州議会に登録している。

1企業（もしくは団体）当たりの雇用ロビイスト数は、企業の規模、対象となる定例会でロビイングを行うべき議案件数及び内容により多様である。ロビイストには、社内ロビイストと契約ロビイストがあり、社内ロビイストを抱える企業でも、自社の社内ロビイストと契約ロビイストが共同してロビイングを行うことが多いようである。1社当たりのロビイスト数に対する規制はなく、企業に任せられている。

契約ロビイスト1人当たりの契約企業数は、1社のみから、33社を担当する者までロビイストにより多様である。

ロビイストの報酬は企業との契約により定められるが、議案の成立如何を報酬に反映させる出来高払いを含む契約は違法とされていることから、顧問料として月額を定め、その12ヶ月分として年間契約を結ぶのが通常である。ケンタッキー州議会で活動するロビイストの平均的契約月額は、約3,000ドル/社である。

4 議員に対する倫理教育

ケンタッキー州議員は全員、毎年、州議会倫理教育に出席しなければならない。毎定例会ごとに開催されており、開会した週に、一回3時間程度の講義を2講座、2日にわたって実施する。倫理教育の単位として年間2単位を取得する必要がある。

当研修は、ケンタッキー州議会倫理委員会⁶⁶によって開催され、同委員会のスタッフ、及び同委員会が招いた大学教授、NCSL幹部スタッフ等の外部講師により、立法倫理に関する講義が行われる。2006年定例会では、ロビイストとの関係における倫理規範、利益衝突と投票行動等について講義が行われた。

なお、この講義の様子は、州議会本会議及び委員会審議を放送しているケンタッキー教育テレビ（KET）によって州内に放送され、州民は誰でも視聴可能である。

ケンタッキー州議会倫理委員会は、1993年の州議会特別会で、州議会倫理規範の制定とともに設立された。当委員会は9名の市民委員により構成され、州議会の一部局であり、特定政党に偏らない独立した委員会として、州議会倫理規範の執行を担当している。

州議会倫理規範とは、州法第6章第601節から第6章第849節までを指し、同法同章第606節に掲げるように、当該規範は、民主的な州政府を適正に運営するという目的を達成するために、議員、ロビイスト及びロビイストが雇用するスタッフの行動を

⁶⁶ Kentucky Legislative Ethics Commission

規制する。同節では、民主的な州政府が適正に運営されるためには、次のことが必要であると謳われている。

- ・ 公職にある者は、独立かつ公平な存在であること、私的な利益を得るために公職の立場を利用しないこと、私的な利益を得るために公職の立場を利用しているかのような外観を生じさせる行動を避けること。
- ・ 州政府の政策及び決定は州政府で制定されている手続きを経てなされること。
- ・ 州民は州政府とその公職者の誠実性を信頼すること。

議員に対して行われる次のような州議会倫理教育が準備される。

倫理教育マニュアルの配付（州法第 6 章第 701 節、706 節）

マニュアルの内容は、議員向けの州議会倫理規範の案内、同規範の強化、同規範の一般州民向けの案内、ロビイスト及びそのスタッフ名リスト

新人議員に対するオリエンテーション（州法第 6 章第 711 節）

議員は、倫理規範によって定められている最初のオリエンテーション研修を修了しなければならない。正当な理由がある場合には後日の受講も可能。奇数年の 1 月に実施され、最低 3 時間で、その内容はケンタッキー法曹協会による継続的法律研修の倫理の単位取得要件を満たしていなければならない。

全議員に対しての毎年の最新倫理問題（州法第 6 章第 716 節）

上記オリエンテーション修了後、議員は、州議会倫理委員会によって設定及び認定された最低 3 時間の研修を、毎年 1 月に受講しなければならない。また、これはケンタッキー法曹協会による継続的法律研修の倫理の単位取得要件を満たしていなければならない。

第 12 節 補佐機関

議員が立法者として自ら議案を起草し、あるいは提出された議案について分析及び審議を行い、成立の可否に対して意思決定するという責務を全うするためには、議案審議に要する法令及び州議会固有の規則を理解し、各種議案審査に際しては、各分野についての一定の知識を有していることが必要とされる。しかしながら、州議会議員個人においてそれら知識のすべてをカバーすることは困難であり、その不足部分を事務手続上あるいは法律の解釈等専門知識を要する業務の上で補うため、ケンタッキー州議会では、立法調査委員会（Legislative Research Commission: LRC）⁶⁷を設置している。立法調査委員会は、知事及び執行機関から完全に独立した、州議会のための党派中立の事情調査及び事務的補佐機関として、州議会内に 1948 年に設置された。

立法調査委員会は、その重要事項に関する意思決定機関としての側面と、事務局としての側面を有する。それぞれについて、以下に概説する。

⁶⁷ 州法第 7 章第 090 節。

1 法定委員会としての立法調査委員会

立法調査委員会は、次表にあるとおり、両院の議長を共同委員長として、両院の指導部議員 16 名の委員によって構成される立法調査委員会の運営方針に関する意思決定機関である。委員の任期は、各院における役職の任期と同一であり、委員に欠員が生じた場合には、元の委員の所属していた院の所属政党から新たな委員が補充されなければならない。

立法調査委員会委員構成

共同委員長（2名）	上院議長、下院議長
上院からの委員（7名）	上院議長代行、上院多数派院内総務、上院少数派院内総務、上院多数派院内議員総会幹事、上院少数派院内議員総会幹事、上院多数派院内幹事、上院少数派院内幹事
下院からの委員（7名）	下院議長代行、下院多数派院内総務、下院少数派院内総務、下院多数派院内議員総会幹事、下院少数派院内議員総会幹事、下院多数派院内幹事、下院少数派院内幹事

2 事務局及び調査機関としての立法調査委員会

（1）構成

事務局及び調査機関としての立法調査委員会には、委員の活動を補佐するため、管理・運営の責任者として常勤の事務局長が置かれている。立法調査委員会自体が州議会全体の調査及び事務補佐のニーズに奉仕することを目的としているため、事務局長は、委員の活動を補佐する立場であると同時に、上記専門スタッフを率いて議員全員を補佐する立場でもある。

事務局長の下には、約 400 名の専門職員が置かれ、事務局長を補佐している。ただ、実際には、直接的に事務局長の指揮命令下にあるのは約 350 名で、約 50 名は各院指導部の議員の指揮命令下に置かれる。前者は、「無党派職員」と呼ばれ、全議員に対して公平・中立に対応することが義務づけられている職員であり、後者は、「党派職員」と呼ばれ、「無党派職員」のように全議員に対する公平性が義務づけられてはならず、各院の多数派政党で占められる指導部議員の指示により、多数派政党の一員として行動することが許されている職員である。両者の違いについては（3）で説明したい。

事務局長は、調査員、財政アナリスト、法律家、コンピューターオペレーター、司書、秘書等、議員に専門的なサービスを提供するための専門的訓練を受けた約 350 名の無党派職員を直接的に指揮・監督し、約 50 名の党派職員を含めた全職員の任免権等、身分に関わる権限を有している。

(2) 業務内容

立法調査委員会が提供する主なサービスの内容は、委員会への書記配置、議案起草補助、州政府予算の調査分析、教育改革政策の調査分析、調査図書館及びインターネットサイトの管理運営、調査報告書・情報掲示板・議会新聞の作成及び印刷である。これらは無党派職員によって担当される。

党派職員の業務は、指導部の議会運営の補佐であるが、具体的内容については、次項において後述する。

いずれの場合も、ほとんどの場合、それぞれの役割で要求される専門的知識、技能を備えるための訓練を受けていることが要求され、採用段階でそうした専門性を有する者を選んでいる。例えば、指導部の法務顧問を務める職員は、法曹資格を有している。

(3) 党派職員と無党派職員

ア 無党派職員

立法調査委員会の職員数の9割弱を占める無党派職員は、各議員に対して公平に接することが求められ、守秘義務の徹底等、厳しい服務規程が適用される。議員との関係についても、同委員会が定める、無党派職員に対する服務規律を規定した「人事方針マニュアル」⁶⁸に明確に記載されている。このうち、勤務態様をうかがい知るために参考になるとと思われる守秘義務と勤務時間について以下に説明する。

(ア) 守秘義務

職員は、議員に対しての、秘密情報の存在もしくは内容を開示することは禁じられている。秘密情報とは、議員の依頼により作成している議案草案や修正案、さらにはそれに関連する情報のことである。議案の提出権は、議員にのみ与えられているものであり、その存在及び内容が、当該議員が意図した公表時期よりも前に漏えいすることは、当該議員の議案審議手続きを阻害するおそれがある。従って、あらゆる種類の秘密情報は、関係議員の承諾がある場合のみ、第三者へ開示し得る。

これが保証されるため、職員は、公共の場や安全が確保されない状況下では、秘密情報に関することは議論してはならず、議案草案やその他秘密情報は安全が確保された場所に保管され、公衆の面前からは遠ざけられていなければならない。また、議案草案や修正案草案がコンピューター上で作成された後は、当該コンピューターには安全防護対策パスワードを設定し、許可を受けていない者による当該コンピューターへのアクセスを制限し、使用する者は、コンピューター安全対策の専門職員の指示に従って使用するよう定められているというように、非常に厳格に情報管理が行われて

⁶⁸ Personnel Policy Manual (Legislative Research Commission, November 2004)

いる。仮に、不正なアクセスが発覚した場合には、速やかに局長へ報告される。

議員の依頼により情報を得るため執行機関の各部局等と接触する職員は、議員が許可した場合のほかは、その議員名は伏せておかなければならない。

業務上の必要性から、秘密情報を職員で共有する必要がある場合には、立法調査委員会内に限って共有が許されるが、友人や家族を含み一切の外部の者に知られてはならないなど、厳格な管理が求められている。

(イ) 勤務時間

立法調査委員会職員の業務時間は、月曜から金曜までの午前 8 時から午後 4 時 30 分までと定められている。フレックスタイム制も直属の上司、委員会及び職員配置担当次長もしくは調査及び財政次長による書面の許可がある場合には、選択可能である。しかし、フレックスタイムの許可は、定例会ごとに失効し、定例会終了後、また新たに許可を得る必要がある。

職員は、5 時間 / 日以上勤務した日には、慣習上合理的な食事時間をとることができ、7 時間半以上勤務した日には、午前と午後にそれぞれ慣習上合理的な休憩時間をとることが許されている。食事時間は勤務時間とはみなされないが、休憩時間は勤務時間に含まれる。

上記のように定められているが、特に定例会前及び会期中は、スタッフも多忙を極めることから、業務の必要に応じて多様に対応している。無党派スタッフ用のガイドとして作成された「人事方針マニュアル」には、次のような事項が記載されているほどである。

立法調査委員会の職員は、その事務局長が承認した特別の場合を除き、常に定例会に対応できるよう備えていなければならない。さらには、知事が招集する臨時会にも常に対応できる体制を整えておくことが必要である。事務局長が承認した場合を除き、定例会中の休暇や出張は控え、急遽、臨時会が招集された場合にはキャンセルしなければならない。

会期中は、各班（スタッフィング・ユニット）で最低 1 名は、議員の要求に対応できるように議場に待機、もしくは立法調査委員会事務局内にいなければならない。呼び出しが予想される場合、もしくは解決すべき問題がある場合は、定時以降もオフィスに残らなければならない。上司は、両院本会議散会后、最低 30 分間は、業務に対応できるように職員の日程調整をしなければならない。

定例会の最終週及び臨時会が予想される期間は、立法調査委員会事務局は、議員の要求に対応可能な状態に備えておくことが求められる。職員は全員、定例会の最後の 2 週間は、両院の散会后最低 30 分間は、待機しなければならない。

職員は、次の場合にはあらゆる努力をして出勤しなければならない。

- ・ 議会が会期中のとき
- ・ 委員会もしくは小委員会が開催予定のとき
- ・ 議員との業務関連の会議があるとき、または懸案事項の締め切り日

職員は、上記のような状況下にある場合、出勤するためにあらゆる努力をしつつも、同時に、各人において、通勤が通常の交通、天候の下で安全になされ得るかどうかを合理的に判断しなければならない。

イ 党派職員

各院において、多数派を占める1つの政党が指導部の役職を独占するため、指導部を補佐する役割を担う専属職員は「党派職員」と呼ばれる。立法調査委員会職員の約1割がこの「党派職員」に分類される。党派職員も立法調査委員会事務局長の指揮命令下に属するが、その採用に当たっては、各院指導部議員からの推薦による例が多いという。

党派職員の具体的な職務内容について、例として上院指導部のそれを列挙する。上院指導部オフィスは議長オフィス、多数派オフィス及び議事堂オフィスの3つで構成される。

< 議長オフィス >

主席補佐官 (Chief of Staff)、議長担当日程管理秘書官 (Administrative Assistant Scheduler for Senate President)、連絡調整補佐官 (Communications Director)、議長代行担当日程管理秘書官 (Administrative Assistant Scheduler for Senate President Pro Tem)、受付係 (Receptionist)、次席法務顧問 (Deputy General Counsel)

< 多数派オフィス >

多数派幹部議員担当日程管理秘書官 (Administrative Assistant Scheduler)、多数派院内議員総会担当連絡調整官 (Communications Caucus Meetings)、主席補佐官代理・上院事務長 (Deputy Chief of Staff, Senate Chief Clerk)、法務顧問 (General Counsel)、多数派院内総務補佐官(役職名特定されておらず)、次席法務顧問 (Deputy General Counsel)

< 議事堂オフィス >

上院副事務長 (Deputy Senate Clerk) ほか2名

党派職員の約半数は、以上の担当に加え、会期中の常任委員会(閉会中は暫定合同委員会)審議における重要事項を指導部が遅滞なく把握することができるよう、いく

つかの常任委員会を受け持ち、担当する常任委員会の審査を傍聴し、必要に応じて上司及び指導部議員に報告する役割を持つ。

党派職員に分類される職員は、各院で議員控室の受付係約 10 名を含む約 50 名である。

ウ 法定職員

州憲法⁶⁹で配置が義務づけられている議会職員（以下「法定職員」）は、本会議に関連する諸手続を法令に則って公正に、かつ各議員に対しても公平に対処する必要があるという点で「無党派職員」の性質を持つが、各院指導部を形成する多数派のトップである議長の指示の下に職務を行うという点では「党派職員」の性質を併せ持つ。州議会が、各院指導部の役職を多数派政党が独占し、その多数派政党が議会運営を行うため、州憲法上定められた役職ではあるが、同時に指導部のトップである議長の指示の下にある事務長など法定職員も、政党色を帯びる側面を有する。実際に、法定職員の長である各院の事務長は、「党派職員」と同様に、指導部オフィス内にオフィスを有し、議案審議手続きについて、議長のみならず多数派院内総務らと常に緊密に連絡をとりながら職務を遂行している。

これら法定職員は、原則として、奇数年に開催される定例会の組織編成を行う第 1 部の本会議で選出され、2 年間ごとの任期で選出される。以下の法定職員は全員、本会議に出席することが求められる。欠員が生じた場合には、その都度補充される。

< 上院 > 事務長 (Chief Clerk)、副事務長 (Deputy Clerk)、議案登録事務官 (Enrolling Clerk)、警備長 (Sergeant-at-Arms)、門衛長 (Chief Doorkeeper)、守衛 (Janitor)、連絡事務官 (Page)

< 下院 > 事務長 (Chief Clerk)、事務長補佐 (Assistant Clerk)、議案登録事務官 (Enrolling Clerk)、警備長 (Sergeant-at-Arms)、門衛長 (Chief Doorkeeper)、議員控室係官 (Cloakroom Keepers)、守衛 (Janitor)、連絡事務官 (Page)

州憲法に定めのある上記職員のほか、事務長を補佐するための事務官の配置が、各院規則により許されている。上院を例にとると、読み上げ担当 (Reading Clerk)、投票担当 (Voting Clerk)、議事録担当 (Minutes Clerk)、プロジェクター担当 (Projector Operator) らが議場に臨席し、事務長とともに議場の議長席前の所定の位置に配置され、各役割において事務長を補佐する。

これら法定職員等は、すべて委員会設置委員会の管理監督下に置かれる。ただ、法定職員等の供給及び給料事務等は、立法調査委員会により管理される。任命される過程は異なるが、立法調査委員会の「ア 無党派職員」及び「イ 党派職員」と一体とな

⁶⁹ 州憲法第 34 条。

り、相互に協力し議長の議事進行を補佐する。

各院の事務長は、それを補佐する事務官とともに、立法調査委員会職員の協力のもと、各定例会の議事録作成、点呼及び投票、議案審議日程表作成、議案の委員会付託の記録、議案の議決結果の記録及び証明、他方の院への議決結果報告、プロジェクト一等議場内の各装置の管理、公式会議日報の作成を担当する。また、本会議が開催される日には、開議1時間前までに議場の所定の位置につき、各議員からの議事録の照会等に応えられるよう準備しておくことが求められる。

(4) 給料

給料の算定期間は毎月1日から15日まで、16日から月末までの2サイクルに分けられており、職員は毎月15日と30日にそれぞれの期間分の給料の小切手を受け取る(休日等の場合にはその前日の平日)。また、通常、毎年7月1日時点で生活費の上昇に応じた昇給(物価上昇分)を受け取る。給料には上限は設けられていない。

参考文献等

【英文参考文献】

- “Legislative Systems in the United States,” Brian J. Nickerson, Ph.D., Jeffrey Kraus, Ph.D., Lester Steinman, JD, Pace University, December 2004
- “The Legislature: Unraveling of Institutional Fabric, in *The State of the States*,” Alan Rosenthal, 1998
- “The New York State Legislative Process: An Evaluation and Blueprint for Reform.” Creelan, Jeremy M, and Laura M. Moulton, New York: Brennan Center for Justice at the New York University School of Law, 2004
- “The Legislature, Parties, and Resolving Conflict,” in *Governing New York State*, Petersen, R. Eric and Jeffrey M. Stonecash. 2001
- “The Legislature: Unraveling of Institutional Fabric, in *The State of the States*,” Rosenthal, Alan. 1998
- “The Reform of State Legislatures: The Changing Character Of Representation,” Hickok, Jr., Eugene W. 1992
- “Politics and Policy in American States and Communities,” Pearson Longman Dresan, Dennis L., and James J, Gosling. 2004
- “NLC Research Report-America’s Mayors and Councilmen,” National League of Cities, Bancroft, Raymond, 1974
- “The City Manager and His Council: Sources of Conflict,” Carrell, Jephtha J, 1962
- “Governing American States and Communities,” Ann H., and George C. Kiser. 1983
- “Southern Politics in State and Nation,” Valdimer Orlando, 1949
- “Legislative Careers in Six States: Are Some Legislatures More Likely to Be Responsive? *Legislative Studies Quarterly* 17,” Luttbeg, Norman R, 1992
- “The Effects of Term Limits on State Legislatures, *Legislative Studies Quarterly* XX ,” Carey, John, Richard Niemi, and Lynda Powell, 1998
- “Community Control and the Urban School. New York,” Praeger. Fantini, Mario D., Marilyn Gittel, and Richard Magat, 1970
- “Decentralizing the City: A Study of Boston’s Little City Halls,” Nordlinger, Eric A, 1972
- “Municipal Decentralization and Little City Halls,” Fletcher, Jeff, 1974

【邦文参考文献】

- ・「地方議会」大出峻郎著、ぎょうせい
- ・「アメリカの地方自治」小滝敏之著、第一法規

【参考ウェブサイト】

- ・全米州議会連盟：<http://www.ncsl.org/>
- ・ケンタッキー州議会：<http://www.lrc.state.ky.us/home.htm>
- ・ケンタッキー州政府：<http://kentucky.gov/>
- ・ケンタッキー州州務長官：<http://sos.ky.gov/elections/>
- ・ケンタッキー州選挙管理委員会：<http://elect.ky.gov/default.htm>
- ・ケンタッキー州立法倫理委員会：<http://klec.ky.gov/>

【執筆者】

ニューヨーク事務所 所長補佐 加藤淳弥

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第299号	米国の州議会の概要	2007/2/9
第298号	デンマークの地方自治構造改革	2006/12/15
第297号	米国における水道事業の概要	2006/12/15
第296号	フランスの国境間協力	2006/12/15
第295号	韓国の中小企業支援施策について	2006/9/15
第294号	アメリカにおける海辺を活用した交流人口の増加方策	2006/9/15
第293号	米国の地方自治体における組織体制と人事制度	2006/9/15
第292号	米国の住宅政策	2006/9/15
第291号	中国のクリーン開発メカニズム	2006/9/15
第290号	フランスの救急制度	2006/9/15
第289号	韓国の国家均衡発展政策	2006/8/31
第288号	米国における医療制度の現状と公立病院の果たす役割について	2006/8/31
第287号	米国地方債の概要とその活用事例	2006/8/31
第286号	オーストラリアの電子政府	2006/8/11
第285号	GLAの現状と展望	2006/8/11
第284号	パリッシュの動向	2006/8/11
第283号	英国の情報開示と保護－情報自由法とデータ保護法を中心として－	2006/6/15
第282号	英国政府報告書②	2006/6/15
第281号	英国政府報告書①	2006/6/15
第280号	オーストラリアにおけるボランティア	2006/3/17
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解－経常会計と資本会計の改革の実態－	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心に－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外での行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。

